第1次 五泉市総合計画

2007 ▶ 2016
平成19年度　平成28年度

人と自然が織りなす 創造都市 五泉市

五泉市

新生「五泉市」の新しいまちづくりがスタートします。

第１次五泉市総合計画の策定にあたって

平成１８年１月１日、旧五泉市と旧村松町が合併して、新生「五泉市」が誕生しました。

以来、住民の融和と協調を大事にしながら、地域が有する資源の発掘や活用を図るなど、個性豊かなまちづくりを進めてまいりました。

第１次総合計画において、新生「五泉市」のこれから１０年のまちづくりの道標として、**『人と自然が織りなす　創造都市　五泉市』**を将来像と設定しました。

これは、「人と人」「人と自然」のふれあいを大切にし、地域資源を最大限に活用しながら、市民との協働による個性豊かで創造性に満ちたまちづくりをめざすものです。

計画の策定にあたりましては、新市建設計画の推進や市民との協働による計画づくりなど、７つの視点を定め進めてまいりました。具体的には、市民まちづくり会議を設置し、検討をいただくとともに、総合計画審議会及び村松地域審議会でご議論をしていただき答申をいただきました。また、市民意識調査の実施、住民説明会や各界懇談会の開催など、市民のご意見を大事にしながら進めてきたところです。

これからも厳しい財政状況が続きますが、市民の皆さんからは信頼され、役に立つ市役所を目指し、行財政改革を実施しながら計画の実現を進め、活力ある暮らし豊かなまちづくりに全力で取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたってご尽力をいただきました五泉市総合計画審議会委員、村松地域審議会委員、まちづくり会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆さん、市議会議員並びに関係諸団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成19年11月

目　次

序　論

第１章　計画策定の趣旨 …… 2
第２章　計画策定の基本的姿勢 …… 2
第３章　計画の構成 …… 3
第４章　関連する計画 …… 4
第５章　本市を取り巻く社会動向 …… 5
第６章　まちづくりの主要課題 …… 7

基本構想

第１章　将来の都市像 …… 12
第２章　主要な指標 …… 15
第３章　土地利用構想 …… 17
第４章　施策の大綱 …… 18
第５章　基本構想・基本計画の実現のために …… 23

基本計画

第１章　基本計画の位置づけ …… 26
第２章　前期基本計画における財政計画 …… 28
第３章　前期基本計画の施策体系 …… 30
第４章　「五つの泉水」編 …… 33

●いきいきの泉水　～笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち～
子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり …… 34
ともに学び生きがいをもてるまちづくり …… 38
一人ひとりが活躍できるまちづくり …… 48

●安心の泉水　～信頼あふれ、安心して暮らしているまち～
安心して子育てができるまちづくり …… 52
健康で安心して暮らせるまちづくり …… 60
安全な生活環境を守るまちづくり …… 72
非常時に十分な対応ができるまちづくり …… 78

●ふれあいの泉水　～交流あふれ、ふれあい豊かに暮らしているまち～
青少年を地域ぐるみで育むまちづくり …… 84
地域で支える福祉のまちづくり …… 86
多様な文化にふれあうまちづくり …… 88

●活気の泉水　～賑わいあふれ、活気がある暮らしをしているまち～
活力ある商工業を育むまちづくり …… 90
魅力ある農林業を育むまちづくり …… 96
地域資源を活用したまちづくり …… 104

●快適の泉水　～潤いあふれ、快適に暮らしているまち～
一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり …… 106
快適な都市基盤を利用できるまちづくり …… 110

第５章　「計画の推進」編 …… 121

●基本構想・基本計画の実現のために
～市民協働と信頼による自立したまち～
市民と行政による協働のまちづくり …… 122
効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり …… 127

付属資料

●付属資料目次 …… 135
●諮問・答申 …… 137
●名簿 …… 149
●五泉市総合計画策定体制図 …… 153
●五泉市総合計画策定の経過 …… 154
●用語集（本文中の※印について解説） …… 156

施策別詳細目次

いきいきの泉水	子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり	1	豊かな人間性と生きる力を育む教育の推進……34
		2	教育環境の充実……36
	ともに学び生きがいをもてるまちづくり	3	生涯学習の充実……38
		4	生涯スポーツの推進……40
		5	芸術文化の推進……42
		6	図書に親しむ環境整備の推進……44
		7	文化財の保護と活用の推進……46
	一人ひとりが活躍できるまちづくり	8	高齢者の社会参加の推進……48
		9	障がい者の自立と社会参加への支援……50
安心の泉水	安心して子育てができるまちづくり	10	親子の健やかな発達への支援……52
		11	保育サービスの充実……54
		12	子育て支援の充実……56
		13	援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援…58
	健康で安心して暮らせるまちづくり	14	健康づくりの推進……60
		15	保健予防の充実……62
		16	食育の推進……64
		17	高齢者福祉・介護保険の充実……66
		18	保健・医療・福祉体制の充実……68
		19	社会保障制度の円滑な運営の推進……70
	安全な生活環境を守るまちづくり	20	安全・安心な水の供給……72
		21	交通安全と防犯の推進……74
		22	地球環境の保全……76
	非常時に十分な対応ができるまちづくり	23	信頼できる消防・救急体制の推進……78
		24	防災意識の高揚と防災施設整備の推進……80
		25	雪害対策の推進……82
ふれあいの泉水	青少年を地域ぐるみで育むまちづくり	26	青少年を地域ぐるみで育む環境整備の推進……84
	地域で支える福祉のまちづくり	27	地域における福祉活動の充実……86
	多様な文化にふれあうまちづくり	28	国際化に向けた環境整備の推進……88
活気の泉水	活力ある商工業を育むまちづくり	29	商業の活性化……90
		30	工業の活性化……92
		31	雇用環境の整備と充実……94
	魅力ある農林業を育むまちづくり	32	農産物のブランド化と安全で安心な食の推進……96
		33	安定した農業経営と担い手育成の支援……98
		34	農地、農村の環境整備…… 100
		35	森林資源の利活用と保全…… 102
	地域資源を活用したまちづくり	36	地域資源を活かした観光と都市交流…… 104
快適の泉水	一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり	37	ごみの減量化とリサイクルの推進…… 106
		38	生活排水の適切な処理と生活衛生の向上…… 108
	快適な都市基盤を利用できるまちづくり	39	安全で快適な道路整備…… 110
		40	公共交通機関の利用しやすい環境整備…… 112
		41	快適な居住環境の整備…… 114
		42	緑豊かな憩いの場の整備…… 116
		43	計画的な土地利用の推進…… 118
計画の推進	市民と行政による協働のまちづくり	44	市民との協働の推進…… 122
		45	人権と平和の尊重…… 123
		46	男女共同参画社会の実現…… 124
		47	コミュニティ活動の支援の推進…… 125
		48	情報公開と説明責任の充実…… 126
	効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり	49	財政健全化の推進…… 127
		50	行政評価の推進…… 128
		51	業務の効率化の推進…… 129
		52	組織・機構改革の推進…… 130
		53	人材育成の推進…… 131
		54	地域情報化の推進…… 132
		55	温暖化防止対策率先行動の推進…… 133

序　論

信頼と協調によるまちづくりの推進

協働による市民主体のまちづくりの推進

総合的な自治体経営の推進

第１章　計画策定の趣旨

早出川と能代川の流域に開けた一体的な地域の中で、経済活動や行政活動などで深いつながりを持ってきた旧五泉市と旧村松町は、平成 18 年 1 月 1 日に合併し、新生「五泉市」が誕生しました。

人口の減少・少子高齢社会の到来、情報化の進展、地球規模での環境問題、そして経済のグローバル化など社会経済状況は大きく変化しています。また、市民意識の多様化や市民ニーズの高度化、国及び地方自治体における財政状況の悪化など、私たちを取り巻く社会環境は、複雑で困難な課題に直面しています。さらに、地方分権の推進に伴い、これからの地方自治体は、地域自らの力で解決する「自己決定・自己責任」による自立した自治体経営が求められています。

本計画は、合併時に策定された新市建設計画を基本として、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、さらなる発展と飛躍を期するため、これからの新しいまちづくりの目標や方向性並びにその実現のための基本施策を示すもので、市民とともに新しいまちづくりを推進する基本的な方針となるものです。

第２章　計画策定の基本的姿勢

第１節　信頼と協調によるまちづくりの推進

合併による新たなまちづくりを進めるにあたり、住民の融和と協調によるまちづくりが求められています。

このため、性別・年齢の違いや障害の有無などによる差別がなく、市民相互の価値観を認めあい、新たな価値や個性を創出するまちづくりを進めます。

第２節　協働による市民主体のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、行政がこれまで担ってきた役割を見直し、「地域のことは地域が決め、地域が担う」という市民との協働のまちづくりへの転換が求められています。

このため、行政は、市民の力を引き出し、自助（市民の役割）・共助（地域の役割）中心の社会の仕組みづくりを担いながら、市民や事業者、ＮＰＯ、ボランティアなどの団体が、地域の課題解決に向けて、知恵を出し行動する協働による市民主体のまちづくりを進めます。

第３節　総合的な自治体経営の推進

地方分権時代を迎え、地方自治体は、政策を進めるにあたり自らの責任と判断で決定する自治体経営力の強化が求められています。

このため、まちづくりの基本方針やその目標を示し、市民と行政が目標を共有するとともに、＜計画－実行－評価－改善＞のマネジメントサイクルによる総合的な自治体経営を推進していきます。

第３章　計画の構成

総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。

基本構想

本市がめざす将来像や、その実現に向けたまちづくりの方針を明らかにしたものであり、平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 10 年間とします。

基本計画

基本構想で示した将来の都市像や施策の大綱を受け、施策別に基本方針などを明らかにするとともに、その実現を図るための施策を体系的に示します。

また、社会経済情勢や行政制度の変化に対応し、実効性を確保するため、前期と後期に分け、前期基本計画は平成 19 年度（2007 年度）から平成 23 年度（2011 年度）までの 5 年間とします。

実施計画

基本計画に掲げた施策を効率的に実施するために、具体的な事業内容を明らかにするものです。

計画期間は 3 年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行うものとします。

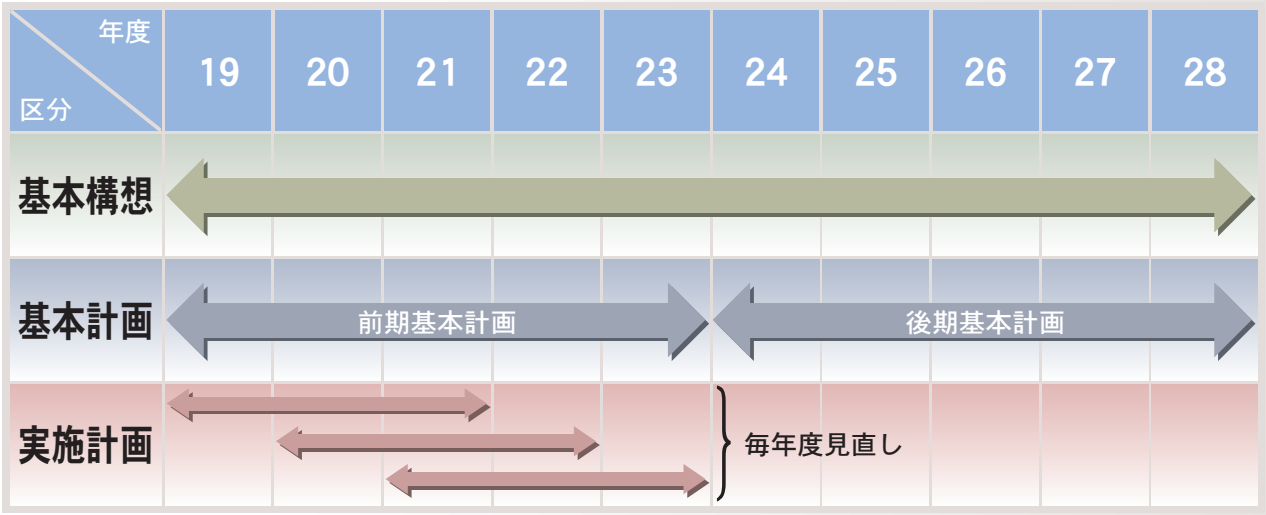

第４章　関連する計画

総合計画に関連する計画には、合併時に策定した新市建設計画、都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープラン、行財政経営の改革の方向性を定めた行財政改革大綱及び集中改革プラン、個別の政策課題に対応した各種計画などがあります。また、新潟県においては、「夢おこし」政策プランなどがあります。

総合計画を策定するにあたり、総合計画を新しいまちづくりの最上位計画として、これら計画との整合性を図りながら進めてきました。

新市建設計画は、合併による新「五泉市」の将来像やまちづくりの方向性を明らかにするために策定したものです。新市建設計画を基本とした上で、その趣旨や内容を総合計画の策定に活かしていきます。

本総合計画と行財政改革大綱及び都市計画マスタープランを本市における全体計画として一体的に推進していきます。

「行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」については、行財政改革を中心に推進していくものであり、また、「都市計画マスタープラン」については都市づくりの目標、都市空間の将来像並びに取り組みの基本方針であることから、当該部分についてはこれらの計画に委ねるものとします。

特に、限りある財源の有効活用を図るため、総合計画は市民サービスを高めるための「有効性」として、また、行財政改革は「効率性」を追求するためのものとして、両者を車の両輪として進めることが重要であると考えています。

第５章　本市を取り巻く社会動向

第１節　人口減少と少子・高齢社会

わが国の人口は、平成 17 年（2005 年）に死亡者数が、出生数を上回ったことから、平成 16 年（2004 年）をピークに減少に転じたといわれています。また、高齢者の割合は、平成 17 年（2005 年）では 20％程度でしたが、平成 28 年（2016 年）には 28％弱、平成 35 年（2023 年）には 30％に達し、10 人に 3 人が 65 歳以上の高齢者となると予測されています。

このように人口の減少や少子高齢化の影響は、労働力不足による経済活力の減退や年金、医療、介護などの社会保障費の増大などによる社会の活力の低下などに大きな影響を及ぼしています。

このような時代に対応するため、地域で支えあい、安心して子どもを産み、育てることができる社会、高齢者の知恵や経験を地域で活かして活躍できる社会の構築が求められています。

第２節　地球環境問題の深刻化

エネルギー消費やごみ処理問題などの身近な環境問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の問題まで、環境問題は深刻化の一途を辿っており、その対策と解決が急がれています。

このような中、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、市民生活から事業活動に至る社会全体として、自然や環境に配慮し環境への負荷の少ない循環型社会の取り組みが求められています。

第３節　産業構造の変革

わが国の産業構造は、経済の成熟化や国際化の影響を受け、産業構造・就業構造が製造業からサービス業へとシフトしており、第 2 次産業の空洞化が進んでいます。全国的に第 3 次産業の就業率が増え、第 1 次産業及び第 2 次産業の就業率が減少しており、今後さらに第 3 次産業が伸展していくことが見込まれています。

しかし、こうした就業率を中心とした就業環境には、地域間格差がみられることから、地方における地域産業の振興を図ることによって、雇用の場を確保することが大きな課題となっています。

特に、第 1 次産業においては、就業者の高齢化に伴う後継者の育成が大きな課題となっています。

第４節　安全・安心が求められる社会

近年、地震、台風、局地的な集中豪雨などの自然災害が頻発し、全国各地に大きな被害をもたらしています。また、巧妙化・広域化する犯罪、飲酒運転など悪質化する交通事故、高病原性鳥インフルエンザやＢＳＥ（牛海綿状脳症）の発生、食品の不正表示などの人為的なものまで、市民生活の安全と平穏を脅かす事件が多発しています。さらに、感染症やテロ・有事に対する安全保障など､地方自治体が新たにその役割の一端を担う時代になりました。

このような中、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりのためには、地域の安全は自らが守るという意識のもと、地域における連携や行政における防災対策など、総合的な地域防災力の向上と危機管理体制の充実や犯罪、交通安全対策､感染症対策､国民保護などの取り組みの充実が求められています。

第５節　高度情報化の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術は飛躍的に発展し、世界の情報と知識がどこでも瞬時に得ることが可能な時代となり、産業分野や市民生活においても大きな変化をもたらしています。

今後は、情報ネットワークを介して日常生活において、さまざまなサービスの提供を受けるばかりではなく、住む場所や働く場所の選択の幅が広がるなど、暮らしや仕事のあり方に大きな変化をもたらし、生活は一層便利で豊かになると予想されます。

このように高度情報化社会が進展する中、地域の情報通信基盤の整備を進め、情報格差を解消するとともに、高齢者などの情報弱者への対応としてネットワークの利用促進を図るための人材の育成や、市民への啓発活動を進めることが求められています。また、ネット犯罪や個人情報の漏洩防止などの情報セキュリティ対策の強化も課題となっていることから、利用者一人ひとりがルールやマナーを守って、安心で快適なネットワークを利用できる環境の整備が求められています。

第６節　新しい自治体経営の推進

全国的に地方自治体の財政が厳しい状況にあります。さらに、地方分権時代を迎え、地方自治体の役割や責任はさらに大きくなることから効率的で自立性の高い自治体経営とともに、地域間競争が激しくなり地域間格差が生じることが考えられるため、自らの創意と工夫と努力で魅力ある地域づくりを進めることが求められています。

このような中、自治体経営は、民間経営の手法の導入を進め､「選択と集中」の観点から、重点的・効果的かつ効率的に限られた資源を投入することが求められます。また、市民の協力と理解が得られるよう、行財政運営の透明性の向上や業務のアウトソーシングなどによるコスト削減に努め、財政健全化の取り組みを進めることが必要です。

また、地域の課題解決に向けて、市民や事業者、ＮＰＯ、ボランティア団体などの市民の参画・協働による市民主体のまちづくりを進めることが求められています。

第６章　まちづくりの主要課題

第１節　いきいきとした暮らしづくり

①未来を担う子どもたちの教育

核家族化や都市化の進展により、家庭の教育力の低下が懸念されています。

基礎学力の向上や、自ら学び、考え、行動する「生きる力」や「こころ豊かな子どもたち」を育むことが重要な課題となっています。

②ともに学びいきがいが持てる地域社会の実現

健康の保持のため、スポーツの果たす役割は大きくなってきています。市民一人ひとりが自分にあった学習、文化、スポーツ活動ができるよう気軽に参加できる機会や内容を充実するとともに、学んだ成果を地域に還元し、地域づくりや人づくりに役立てる仕組みづくりが重要な課題となっています。

③高齢者が安心して暮らせる社会

本市の高齢化率は、全国平均及び県平均を大きく上回っており、今後もさらに増加することが予想されます。また、核家族化の進展に伴い、高齢者だけの世帯や独居老人が増加しており、将来の健康や経済的不安は大きくなっています。

高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の形成が重要な課題となっています。

第２節　安全・安心な暮らしづくり

①安心して子育てできるまちづくりの推進

核家族化や少子化など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。育児不安やストレスを抱える人が多くなってきていることから、子育てへの不安や悩みなどを解消し、安心して子育てできる環境づくりが課題となっています。

②安心して暮らせる健康づくりの推進

高齢社会の進展、社会生活環境の変化や食生活の多様化により、生活習慣病や心の病気が増加しています。

健康寿命を延ばし、いきいきと健康に暮らせる生活を維持するため、市民一人ひとりの意識を高めるとともに、保健・医療・福祉及びスポーツの連携による健康づくりが重要な課題となっています。

③安全・安心な市民生活の確保

「7.13 豪雨水害」や「中越地震」をはじめ、過去に類のない集中豪雨や地震が頻発しており、大規模な自然災害への対応が重要な課題となっています。また、子どもを狙った不審者事件の防止など防犯対策の強化が重要な課題となっています。

第３節　ふれあいのある暮らしづくり

①地域ぐるみでの青少年の育成

青少年の健全育成を阻害する有害な情報が氾濫し、青少年を取り巻く環境は著しく変化しています。健やかで豊かな心を持った青少年を地域で育むための社会環境づくりが重要な課題となっています。

②ともに支えあう地域福祉

これからの新しい地域社会づくりは、市民が主体となった地域コミュニティによるまちづくりが求められています。自治会やＮＰＯ、ボランティア団体などの活動が不可欠であり、ボランティアの育成が重要な課題となっています。

第４節　活気のある暮らしづくり

①活力ある商工業の振興

廉価な輸入品の増大により基幹産業であるニット産業が低迷し、消費活動や繊維卸売業が停滞するなど、商工業は厳しい状況が続いています。それに伴い事業所数や常用雇用者数も減少していることから、地域産業の振興を図るとともに雇用の場の確保が重要な課題となっています。

②魅力ある農業の振興

農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業人口の減少が進んでおり、後継者確保や育成が大きな課題となっています。また、安全・安心で新鮮な農産物のニーズが高まっていることから、付加価値の高い生産体系への転換が重要な課題となっています。

第５節　快適な暮らしづくり

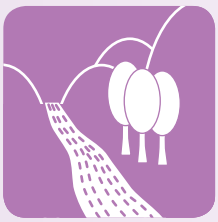

①地球にやさしい循環型社会の実現

地球温暖化など環境の悪化が進み、市民の環境問題に対しての関心は高まっています。これまで以上に環境に配慮した市民生活や事業活動への転換を図り、環境負荷を低減することが求められています。

また、水清く、みどり豊かな郷土を後世に引き継ぐため、自然景観や生態系を保全し、いつまでも多様な自然に触れることができる環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

②快適な生活基盤の整備

合併により新しく生まれた本市は、広大な市域の中に山から市街地まで多様な地域で構成されています。新しい都市機能を一体的に進めるには、地域の特性を活かした道路整備などの生活基盤整備を進めることが重要な課題となっています。

道路整備や下水道整備などへの市民ニーズも高いことやより災害に強く安全で安心なまちづくりを進めるためにも、効率的に整備を進める必要があります。また、安全で安心な水の供給を図るため、石綿管の更新と簡易水道の浄水施設整備を進めることが重要な課題となっています。

公共交通については、高齢社会を支える移動手段として重要性が高まってきており、一層の利用促進を図ることが求められていることから、地域交通のあり様を市民や関係機関と協議を行い取り組んでいくことが重要な課題となっています。

第６節　新しい自治体経営の仕組みづくり

①市民協働の推進

市民との情報の共有を進めるとともに、多様なコミュニティを育成することにより、市民との協働のまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

②財政面の制約における効率的・効果的な行政サービスの提供

市税収入の伸び悩みや、国と地方の三位一体改革により、税源移譲があるものの、地方交付税の抑制などの影響を受け、財政状況は極めて厳しくなっています。こうした状況の中、行政経営においては、「自己決定・自己責任の原則」のもとに自立した経営や、多様化する市民ニーズに対して的確な行政サービスの提供が求められており、これらの対応が重要な課題となっています。

③情報化及び情報公開の推進

市民一人ひとりが安心して情報を活用できる環境が求められていることから、インターネット環境の地域間格差を解消し、誰もが行政サービスを効率的かつ簡便に受けられる情報基盤づくりを進めるとともに、積極的に情報公開を進めることにより、自治体の説明責任を果たし、行政経営の透明性を向上させることが重要な課題となっています。

基本構想

〈キャッチフレーズ〉

人と自然が織りなす 創造都市 五泉市

第１章　将来の都市像

第１節　将来像

五泉市の最大の財産は、勤勉で人情豊かな「人」と、水や花、山などの豊富な「自然」です。「人と人」、「人と自然」のふれあいを大切にし、本市のもつ地域資源を最大限に活用するとともに、市民のみなさんとの協働による個性豊かで創造性に満ちたまちづくりを進め、次の将来像の実現をめざします。

キャッチフレーズ

「人と自然が織りなす 創造都市 五泉市」

第２節　将来像を実現するための基本政策

将来像を実現するために、次のテーマと５つの基本政策を掲げて計画を進めます。

将来像を実現するためのテーマ

「五つの泉水（いずみ）わき出す　愛せるまち」

将来像「人と自然が織りなす創造都市」を実現するためには、分野別に施策を進めるのではなく、市民が望んでいる「いきいき」「安心」「ふれあい」「活気」「快適」といった５つの視点を基本政策として、分野を超えて横断的に施策を進める必要があります。

この「５つの基本政策」を、全国的にも特色のある「五泉」という地名にちなんで「五つの泉水（いずみ）」とし、泉水が絶え間なくわき出す姿を、施策が流れるように展開している様子や、他のまちに誇れる資源（人、自然、歴史、産業、文化など）が豊富な様子をイメージしています。

これらの財産を大切に次代へと引き継ぎ、今まで以上に磨いて積極的に活用することでまちが発展し、市民の誰もが誇りに思え、誰からも愛されるまちになるよう願いを込め、将来像を実現するためのテーマとしています。

5つの基本政策

いきいきの泉水

～ 笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち ～

誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの自主性や個性を尊重し、たくましく生きる力を育む環境づくりや、いつでもどこでも学習や運動のできる機会を充実し、笑顔のあふれるまちづくりを進めます。

安心の泉水

～ 信頼あふれ、安心して暮らしているまち ～

誰もが不安なく、安心して暮らすことができるよう、子育て支援の充実や心身の健康を守るための環境づくりを進めるとともに、防犯・防災に努め、万一の場合でも迅速に対応し、安全な生活を守ることのできる、信頼のあふれたまちづくりを進めます。

ふれあいの泉水

～ 交流あふれ、ふれあい豊かに暮らしているまち ～

誰もがともに支えあい、ふれあい豊かに暮らすことができるよう、地域ぐるみで青少年を育み、障がい者などが地域の中で自立した生活を送ることのできる環境づくりを進めるとともに、多様な文化ともふれあえる、交流のあふれたまちづくりを進めます。

活気の泉水

～ 賑わいあふれ、活気がある暮らしをしているまち ～

誰もが活力に満ち、活気がある暮らしができるよう、地域の産業を支え、担い手となる人材を育成し、新たな産業育成を図るとともに、魅力ある産業や観光などによって市内外から人が集まる、賑わいのあふれたまちづくりを進めます。

快適の泉水

～ 潤いあふれ、快適に暮らしているまち ～

誰もが不自由なく、快適に暮らすことができるよう、居住環境や公共交通網などの整備により日常生活における利便性の向上を図るとともに、地球環境に配慮した循環型社会の構築を進め、潤いのあふれたまちづくりを進めます。

基本構想・基本計画の実現のために

～ 市民協働と信頼による自立したまち ～

積極的な情報公開などにより市民と行政がお互いの役割分担を見直して協働のまちづくりを進めるとともに、経営感覚を持った行政経営を確立し、「行財政改革」を推進します。

第３節　将来像を実現するためのイメージ図

第２章　主要な指標

第１節　人口及び世帯数

日本の人口は、平成 17 年（2005 年）に初めて出生数が死亡者数を下回り、人口の減少局面に入ったといわれています。

本市の人口は、既に昭和 60 年の国勢調査人口をピークとし、平成 17 年国勢調査で 56,962 人と、平成 12 年国勢調査より 1,858 人、3.1％減少しています。今後も出生率の低下や進学、転出などにより減少傾向が続くものと予想されます。

また、年齢構成は、少子高齢化の進展により年少人口及び生産年齢人口は徐々に減少し、一方で高齢者人口は、増加の一途をたどっています。今後、団塊の世代が、生産年齢から高齢者に移行することから、高齢者人口はさらに増加し、平成 28 年（2016 年）には、3 人に 1 人が 65 歳以上となる超高齢社会となることが予想されます。

本総合計画の計画的な推進を図り、人口減少を抑えることをめざし、目標年次である平成 28 年度の目標人口を 52,000 人と想定しました。

世帯数は、核家族化の進行により増加傾向にあり、平成 17 年国勢調査では 16,691 世帯となっています。また、一世帯構成員は年々減少し、平成 17 年では 3.4 人となっています。この傾向は、今後も続くものと考えられ、総合計画の目標年次である平成 28 年度の世帯数は 16,850 世帯（世帯構成員 3.1 人）と想定しました。

《将来人口及び世帯人員の推移》

区分	人口	世帯数	1 世帯構成員	年少人口（0 ～ 14 歳）	生産年齢人口（15 ～ 64 歳）	高齢者人口（65 歳以上）
昭和 55 年	62,516	15,153	4.1	14,622（23.4%）	40,797（65.3%）	7,097（11.3%）
昭和 60 年	62,781	15,552	4.0	13,678（21.8%）	40,765（64.9%）	8,338（13.3%）
平成 2 年	61,289	15,769	3.9	11,722（19.1%）	39,789（64.9%）	9,778（16.0%）
平成 7 年	60,354	16,119	3.7	9,905（16.4%）	38,758（64.2%）	11,691（19.4%）
平成 12 年	58,820	16,471	3.6	8,528（14.5%）	36,930（62.8%）	13,362（22.7%）
平成 17 年	56,962	16,691	3.4	7,611（13.4%）	34,647（60.8%）	14,701（25.8%）
平成 23 年	55,000	16,750	3.3	6,800（12.4%）	32,800（59.6%）	15,400（28.0%）
平成 28 年	52,000	16,850	3.1	6,250（12.0%）	29,000（55.8%）	16,750（32.2%）

資料：国勢調査　平成 23 年及び平成 28 年は推計値（コーホート要因法により計算し、本総合計画の施策実施の成果を考慮して推計したものです。）

《将来人口の推移》

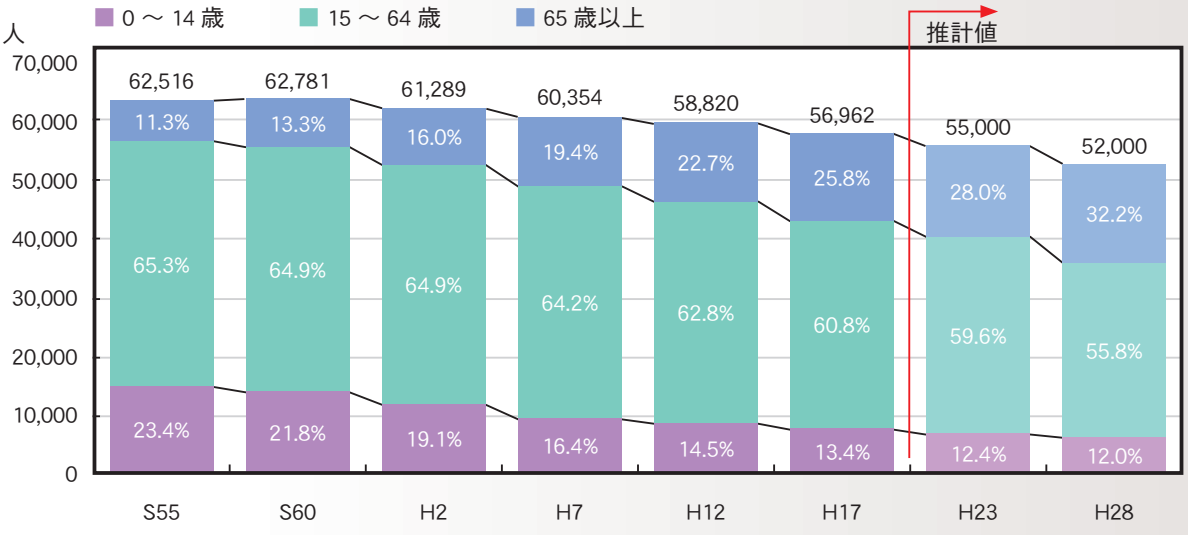

第２節　就業構造

就業人口は、昭和 55 年以降減り続け、平成 17 年国勢調査で 28,538 人と平成 12 年調査と比べると、人数で 1,348 人、率で 3.2％の減となっています。

人口の減少に伴い生産年齢人口が減少することから、就業者数は減少することが見込まれます。また、産業の構造割合は、第 1 次産業及び第 2 次産業は減少傾向が続き、第 3 次産業は増加するものと思われます。

このような推計により、総合計画の目標年次である平成 28 年度の就業者数を 24,800 人と想定しました。

《就業者数の推移》　（単位：人、％）

年	総人口	就業者合　計	第１次産業		第２次産業		第３次産業	
			就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率
昭和 55 年	62,516	32,999	6,433	19.5	14,507	44.0	12,055	36.5
昭和 60 年	62,781	32,345	5,044	15.6	14,547	45.0	12,729	39.4
平成 2 年	61,289	32,058	3,791	11.8	15,064	47.0	13,199	41.2
平成 7 年	60,354	31,960	3,320	10.4	14,684	45.9	13,946	43.6
平成 12 年	58,820	29,886	2,867	9.6	12,851	43.0	14,139	47.3
平成 17 年	56,962	28,538	2,735	9.6	11,178	39.2	14,367	50.3
平成 23 年	55,000	26,900	2,500	9.3	10,200	37.9	14,200	52.8
平成 28 年	52,000	24,800	2,200	8.9	9,200	37.1	13,400	54.0

※平成 17 年までの数値は国勢調査結果、「就業者合計」には分類できない就業者を含む。
　平成 23 年及び平成 28 年は、過去の産業人口の動向による推計値

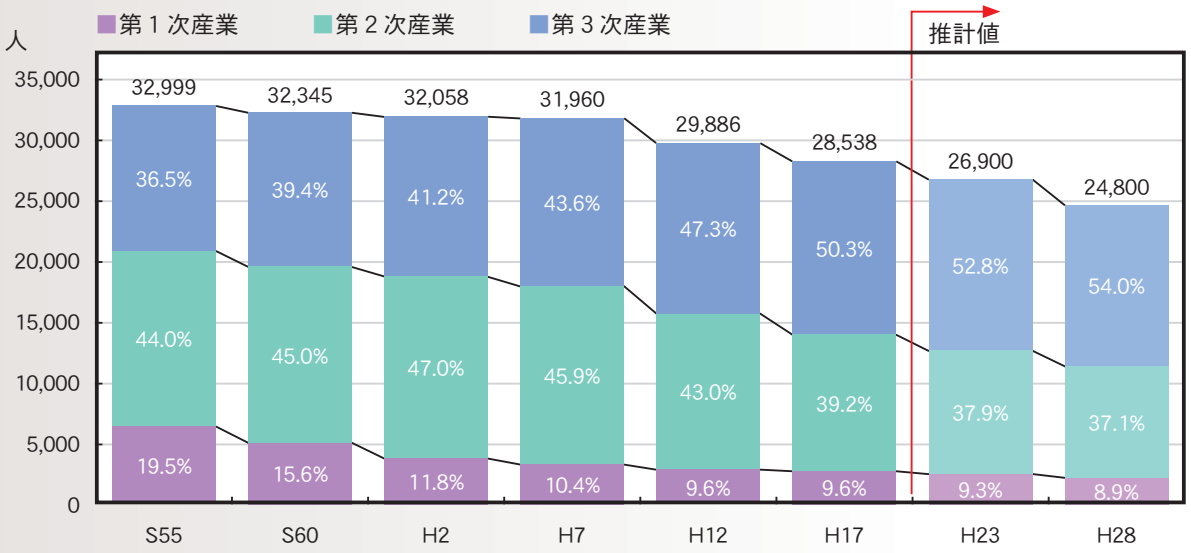

第３章　土地利用構想

土地は、限りある資源であり、市民生活や産業経済活動の基盤です。

このため、土地利用にあたっては、本市の豊かな自然や歴史、文化、景観を活かすとともに、社会状況の変化に対応した総合的な視点により、計画的な活用を図っていく必要があります。

このような考え方に基づき、市街地は、居住機能をはじめ商業等都市機能などを集積した土地利用を図ります。また、市街地周辺部の農村地域では、自然景観や優良農地の保全に配慮しつつ市街地との土地利用の調和を図り、計画的な土地利用を進めていきます。

《土地利用別面積》Ｈ１８．１．１現在　　（単位：㎢、％）

区分	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	計
面積	47,395	10,340	12,999	175,708	1,424	1,868	102,136	351,870
割合	13.5	3.0	3.7	49.9	0.4	0.5	29.0	100

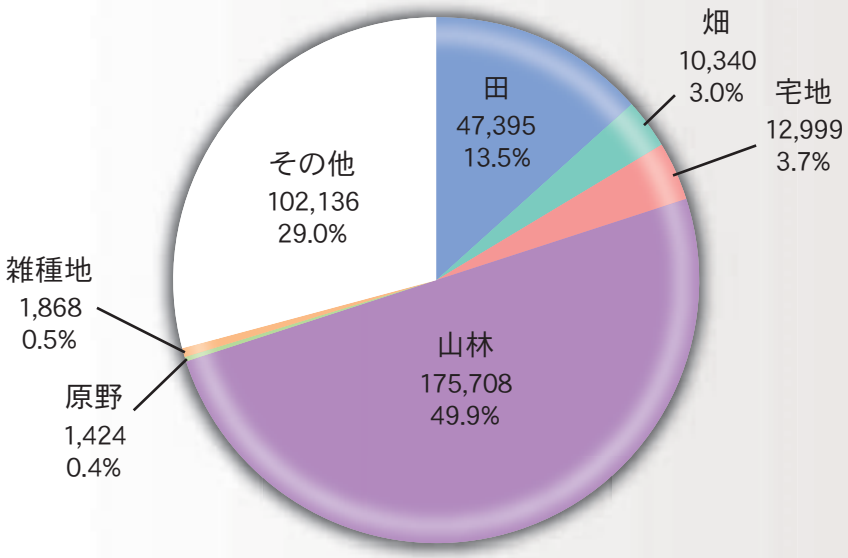

第４章　施策の大綱

施策の大綱は、市の将来像を実現するため、まちづくりの視点に基づき施策の方向性を示すものです。

第１節　笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち

（1）子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり

近年、子どもたちの学ぶことへの意欲や関心などの減退、体力の低下などの傾向が指摘されています。

そのため、これからの未来を拓く子どもたちが、健やかで自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性と確かな学力、たくましく「生きる力」を身につけることができるまちづくりを進めます。

また、多様化する教育ニーズに対応できるよう、安全・安心で快適な教育ができる環境づくりをめざします。

（2）ともに学び生きがいを持てるまちづくり

○　高齢化や高度情報化など社会環境の大きな変化により、生きがいや豊かな心を求め、生涯学習や芸術文化活動に対するニーズが多様化しています。

そのため、いつでも、どこでも、誰でも学べ、さらに学んだことを教えることで、学ぶ喜びと学びあう喜びを実感し、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、自主的かつ創造的な芸術文化活動を行なう中で、心の豊かさと潤いが実感できる環境づくりを行います。

さらに、子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に図書館を利用でき、利用者の要望に応えられる図書館資料の充実と情報提供ができるまちをめざします。

○　子どもからお年寄りまで、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送ることは、市民誰もの願いです。

そのため、いつでも、どこでも、誰でもスポーツやレクリエーション活動に親しめ、元気に心豊かで生きがいのある生活を送ることができるまちづくりを進めます。

○　郷土の自然や歴史、文化財は後世に伝え残さなければならない地域の財産です。

そのため、これらの財産を大切に保存し、活用したまちづくりをめざします。

（3）一人ひとりが活躍できるまちづくり

高齢化社会が進展する中で、高齢者や障がい者が地域で活躍できるような支援が必要とされています。

そのため、誰もが住み慣れた地域で能力や適性に応じて自立し、生涯にわたり生きがいを持って、いきいきと安心した生活を送ることができるまちづくりを進めます。

第２節　信頼あふれ、安心して暮らしているまち

（１）安心して子育てができるまちづくり

　核家族化や少子化、就労形態の多様化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育てに不安を抱えている家庭が増加しています。
　そのため、子どもを持つ親と、子育てにかかわる全ての人への負担をやわらげ、安心して子育てと仕事を両立することができるようなまちづくりを進めます。
　また、赤ちゃんを安心して産むことができ、親子の愛情を育み、子どもの心と体が健やかにのびのびと育つことができる環境づくりを行います。
　さらに、支援を必要としている全ての子どもやその家庭が、安心して生活が送ることのできるまちをめざします。

（２）健康で安心して暮らせるまちづくり

○　医療技術の進歩、保健医療体制の整備などにより平均寿命が延びてきている一方で、食生活の変化や運動不足等による生活習慣病の増加、社会環境の変化によるストレスが増えています。
　そのため、市民が自分の健康レベルを容易に知ることができるようにすることで、市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちをめざします。

○　少子化や核家族化などの家族構成の多様化に伴い、特に食生活を取り巻く環境が大きく変化しています。
　そのため、家族みんなが、新鮮で安全な地場農産物を使った料理の並ぶ食卓を囲み、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れるまちづくりを進めます。

○　高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が年々増加してきています。
　そのため、全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちをめざします。

○　少子高齢化や疾病構造の変化に伴い、さまざまな病気に対応できるよう、一定水準の医療体制が必要とされています。
　そのため、誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い保健、医療及び福祉サービスを受けることができるまちづくりを進めます。

○　健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、社会保険や公的扶助などの社会保障制度の充実と維持が必要です。
　そのため、国民健康保険・後期高齢者医療や国民年金、生活保護など各制度の安定・円滑な運営を行い、市民が疾病や老後の生活、不慮の出来事による生活苦などの不安をなくし、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

（３）安全な生活環境が確保されているまちづくり

○　私たちが毎日利用している水道水は、五泉の豊かな自然が育んだ良質な地下水、伏流水などから作られ、健康で文化的な生活や各種の産業活動を営むために欠くことのできないものです。
　そのため、快適な生活や産業活動の原動力として安全で安心なおいしい水、災害に強く安定した水が供給されるまちづくりを進めます。

○　不審者事件や交通事故、消費者トラブルなどに対し、市民の命と財産を守るための取り組みが必要とされています。
　そのため、身近な生活の中に犯罪や事故などがなく、誰もが安心して豊かな暮らしができる社会をめざします。

○　資源やエネルギーの大量消費により、温暖化や大気汚染・水質汚濁など地球規模での環境破壊が進んでいます。
　そのため、次世代に豊かな自然と命を引き継ぐことで地球環境を保全し、安心して暮らせる環境づくりを行います。

（４）非常時に十分な対応ができるまちづくり

○　火災予防活動を通じて市民の意識啓発に努めているものの、依然として不注意による火災発生が多い状況です。また、心疾患患者の増加等により疾病構造が変化し、救急需要は年々増加しています。
　そのため、火災をはじめとするさまざまな災害や救急事故などへの対応が、迅速かつ的確に行われ、一人でも多くの生命と財産が守られるまちづくりを進めます。

○「中越地震」など、過去に類のない地震や集中豪雨が頻発しており、市民の生活が脅かされています。
　そのため、地震や台風、大雨などのさまざまな災害に対応した体制を整え、災害に強いまちづくりを行っていきます。

○　雪国に位置する本市においては、雪害対策が不可避となっています。
　そのため、地域ぐるみで雪害対策に取り組み、誰もが不安なく安全に暮らせるまちづくりをめざします。

第３節　交流あふれ、ふれあい豊かに暮らしているまち

（１）青少年を地域ぐるみで育むまちづくり

　治安や社会環境の悪化などにより、各家庭だけでは対処できない問題が増えています。
　そのため、家庭や学校、関係団体など、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、次代を担う青少年たちが、心身ともにたくましく成長できるまちづくりを進めます。

（２）地域で支える福祉のまちづくり

　地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、各家庭を支えてきた地域社会のつながりが薄らいできています。
　そのため、市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、住み慣れた地域において、地域ぐるみで福祉を支えあうまちづくりを進めます。

（３）多様な文化にふれあうまちづくり

　外国人とお互いの文化や風習に対する理解を深め、地域社会の一員として認めあって生活できる環境づくりが求められています。
　そのため、国際交流を促進し市民の国際理解を深めるとともに、外国籍市民が不安なく、快適に暮らせるまちづくりをめざします。

第４節　賑わいあふれ、活気がある暮らしをしているまち

（１）活力ある商工業を育むまちづくり

○　消費者の購買形態や交通手段の変化等により、市内における商業活動は厳しい状況にあります。
　そのため、商工団体との連携により、地域に根ざした商業活動の活性化を進め、まちなかが賑わっているまちづくりを進めます。

○　地場の主力産業であるニットが廉価な輸入品などによる影響を受けていることから、産業全体に大きな影響を受けています。
　地場産業の活性化と多様な産業の振興を図り、活気に満ちたまちづくりを進めます。

○　就業率は低迷しつつあり、雇用の場の確保が急務となっています。
　そのため、地域産業の活性化を図るとともに、起業の支援や企業の誘致活動を展開し、新たな魅力ある産業と雇用を生み出すまちづくりをめざします。

（２）魅力ある農林業を育むまちづくり

○　本市は水と自然環境に恵まれた立地条件を活かし、「国の指定産地」を受けた里いもなどの特産物が豊富にあります。
　そのため、豊かな自然に恵まれた気候風土を活かし、特色ある農産物を生産するまちづくりを進めます。

○　農薬や化学肥料の使用を押さえた、安全性が高く、生産性の高い農業経営が求められています。
　そのため、後継者の確保と育成を図るとともに、複合営農による安定した農業経営をしているまちづくりを行っていきます。

○　農村集落内は、市街地より道路や下水道施設等の基盤整備が遅れています。
　そのため、豊かな自然環境と風景の保全に配慮しつつ、農村生産基盤と生活基盤が整備されているまちづくりを進めます。

○　広大な森林は、市民生活に憩いと潤いをもたらしてくれるとともに、水資源の涵養や国土保全及び環境面といった公益的な機能を発揮しています。
　そのため、森林資源を有効に活用し、保全しているまちをめざします。

（３）地域資源を活用したまちづくり

　本市は、豊かな自然環境に育まれた観光資源が多く、その活用が不可欠となっています。
　そのため、今ある魅力を再確認し、眠っている資源を掘り起こして、訪れた人がもっと滞在したくなり、再び来たくなるまちづくりを進めます。

第５節　潤いあふれ、快適に暮らしているまち

（１）一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり

○　限られた資源を有効活用するため、廃棄物の排出量の抑制などの取り組みが求められています。
　そのため、市民・事業所・行政が「もったいない」という心で、ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図ることで、地球資源の消費を最小限とする環境への負荷を減らした「循環型社会」をめざします。

○　地球環境を守るための水質の保全や良質な飲料水の確保のために、生活排水の適切な処理が求められています。
　そのため、水環境の保全を進め、快適で衛生的な生活が送れるまちづくりを進めます。

（２）快適な都市基盤を利用できるまちづくり

○　日常生活に密着した道路は、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、災害時におけるライフラインとしても重要な役割を果たしています。
　そのため、誰もが安全、快適に利用することができる道路環境の整備を進めます。

○　公共交通機関は、市民生活に密着した基幹的な役割を担っています。
　そのため、公共交通機関を必要としている全ての人が、バスや JR などを使って気軽に出かけることができ、利便性・交流性の高いまちづくりをめざします。

○　本市の持ち家率は県内でも高い状況にあり、今後、よりいっそう安全性が高く、省エネルギーなどの付加価値が高い住宅や、緑地空間の創出などによる住宅環境の整備が求められています。
　そのため、地域の特性や気候風土にあった安全で快適な居住環境で、安心して生活できるまちづくりを進めます。

○　公園は、市民生活における憩いの場であるとともに、防災や地球温暖化防止といった環境的な側面から重要な役割を果たしています。
　そのため、緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な、うるおいのある生活が送ることのできるまちづくりを進めます。

○　新市の秩序ある都市形成、農用地や森林地域の保全を図るため、計画的な土地利用を進める必要があります。
　そのため、豊かな自然や歴史、文化、景観が活かされた街並みが形成され、市街地と農村地域との土地利用の調和が図られ、相互に機能が補完された一体感のあるまちづくりをめざします。

第５章　基本構想・基本計画の実現のために

基本構想・基本計画を実現するために「市民協働と信頼による自立したまち」をめざします。

１　市民と行政による協働のまちづくり

行政情報を積極的に提供し、わかりやすく説明することで、市民と情報を共有していきます。また、地域コミュニティへの支援により活動の活性化を図ることで、市民と行政がお互いの役割分担を見直し、お互いが持てる力を発揮できる協働のまちづくりを進めます。

また、全ての人々が平和を尊び、互いに人権を尊重し、男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むことができるまちをめざします。

２　効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり

行政評価を活用して常に業務の見直しを行いながら、事務処理の迅速化と組織・機構の改革及び職員の資質の向上を図り、効果的・効率的な行政経営をめざすとともに、健全な財政運営を進めます。

また、地域情報化を推進することで市民や団体などのコミュニティ活動の活性化を図るとともに、省資源や省エネルギー対策などの地球温暖化対策に率先的に取り組みます。

基本計画

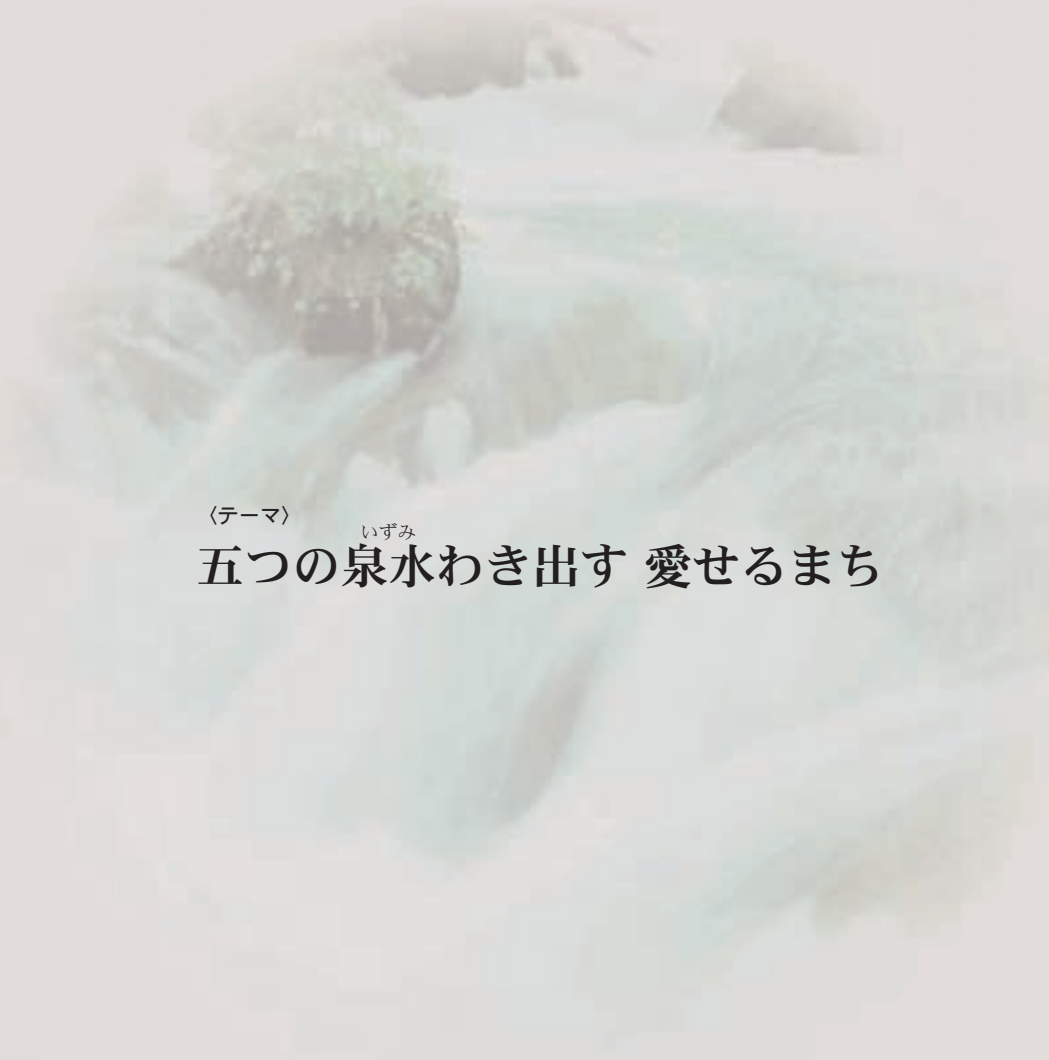

〈テーマ〉

五つの泉（いずみ）水わき出す 愛せるまち

第１章　基本計画の位置づけ

第１節　計画の趣旨

この基本計画は、基本構想に基づき、その将来像や５つの基本政策を実現するため、本市における現状と課題をとらえ、計画期間中に取り組むべき施策の方向性を明らかにしています。

また、財政推計に基づき計画期間を３年とする実施計画を別に策定し、計画の実効性を確保します。

第２節　計画の期間

前期基本計画の期間は、平成 19 年度（2007 年度）を初年度とし、平成 23 年度（2011 年度）を目標年度とする５年間とします。

第３節　計画の構成

この基本計画は、本市のめざす５つの基本政策をまとめた「五つの泉水（いずみ）」編と、市民協働と信頼による自立したまちづくりを進め、基本構想・基本計画を実現するための「計画の推進」編で構成しています。各施策の内容は次のとおりです。

（１）基本方針

施策のめざす基本的な方向性を示しています。

（２）現状と課題

施策を取り組んでいく上で、社会・経済的な背景などの視点から、本市の置かれている現状と課題や問題点を示しています。

（３）めざそう指標

市民と行政による協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が「共通の目標」を持つことが必要です。そこで、前期基本計画では、５年後の最終年度となる平成23年度の目標値を施策ごとに数値化し、目標の共有化を図っています。

目標を数値化することにより、計画の適切な進行管理と評価を行うことができるとともに、市民が担うことが期待される役割も明らかにされ、協働によるまちづくりを進めることができます。

なお、数値設定にあたっては、できるだけ市民にとってわかりやすいもの、施策ごとに成果がわかるもの、継続的にデータを収集できるものなどの視点で選定しました。目標数値の設定は、指標値の過去の推移や他の都市の状況などを勘案して設定しています。

ただし、項目によっては現時点で目標値が設定できないものもあるので、今後市民意識調査などにより目標値を設定していきます。

（４）今後の取り組み

施策の着実な成果をめざすための具体的な取り組みの内容を示しています。

（５）市民等の役割及び期待（「五つの泉水（いずみ）」編のみ）

施策を進めるにあたり市民等が担うことが期待される役割を示しています。

第２章　前期基本計画における財政計画

第１節　財政の状況

平成１７年度の決算統計に基づき、本市の財政指標を分析しました。

（１）経常収支比率※

財政の弾力性を示す経常収支比率は、一般の市においては 75 ～ 80％程度が妥当とされています。本市は 89.5％で県内 20 市での比較では 10 位となっており、財政の硬直化が進んでいます。

（２）基金残高

市の蓄えを示す人口１人あたりの基金残高は 28,020 円で、県内市では最下位となっており、計画的な基金造成が必要です。

（３）地方債※残高及び実質公債費比率※

市の借金を示す人口１人あたりの地方債残高は 373,749 円で、県内市では少ないほうから４位です。しかし、18％を超えないことが望ましいとされている実質公債費比率は 17.7％で、市の予算における公債費の負担は大きくなっています。

（４）財政力指数※及び税徴収率

自主財源の割合を示す財政力指数は、県内他市と比べると低い状況です。また、税の徴収率は現年度課税分が 19 位で、県内他市と比べると低水準であることから、収納率の向上が課題となっています。

《平成 17 年度決算統計に基づく財政指数》

項　　目	五泉市	県内 20 市での比較	
		順　位	平　均
経常収支比率	89.5％	10 位	89.9％
基金残高 （人口１人あたり）	1,631,763 千円 （28,020 円）	20 位	（61,980 円）
地方債残高 （人口１人あたり）	21,765,250 千円 （373,749 円）	４位 （少ないほうから）	（482,910 円）
実質公債費比率	17.7％	13 位	17.8％
財政力指数	0.443	14 位	0.508
税徴収率 ・現年課税分 ・滞納繰越を含む合計	 96.8％ 85.1％	 19 位 17 位	 98.4％ 92.8％

第２節　財政推計

前期基本計画に掲げた各施策を実施するため、今後５ヵ年の普通会計の歳出の総額を 93,845 百万円と推計しました。なお、この推計は、現時点での制度等に基づき推計したものであり、今後の経済動向や地方財政計画等により調整します。

【歳　入】　（単位：百万円、％）

区分＼年度	過去5ヵ年間の決算（H14～18年度）		H19年度決算見込		計画期間（H19～23年度）		
	決算額	構成比	予算額	構成比	推計額	構成比	対比
市税	24,550	25.3	5,236	26.9	26,084	27.6	106.2
地方交付税	32,601	33.6	6,100	31.3	28,995	30.6	88.9
国・県支出金	8,886	9.2	1,938	10.0	9,207	9.7	103.6
市債	9,751	10.0	2,597	13.3	12,616	13.3	129.4
その他	21,306	21.9	3,607	18.5	17,724	18.7	83.2
内地方譲与税	2,149	2.2	291	1.5	1,455	1.5	67.7
内地方消費税交付金	2,561	2.6	573	2.9	2,865	3.0	111.9
内諸収入	7,175	7.4	1,269	6.5	6,563	6.9	91.5
内繰入金	2,300	2.4	200	1.0	1,000	1.1	43.5
合計	97,094	100.0	19,478	100.0	94,626	100.0	97.5

【歳　出】　（単位：百万円、％）

区分＼年度	過去5ヵ年間の決算（H14～18年度）		H19年度決算見込		計画期間（H19～23年度）		
	決算額	構成比	予算額	構成比	推計額	構成比	対比
人件費	25,124	26.5	5,028	26.2	22,959	24.5	91.4
扶助費	7,692	8.1	1,944	10.1	9,890	10.5	128.6
公債費	12,853	13.5	2,415	12.6	12,578	13.4	97.9
投資的経費	10,743	11.3	2,334	12.2	11,021	11.7	102.6
その他	38,449	40.5	7,449	38.9	37,397	39.9	97.3
内物件費	11,730	12.4	2,445	12.8	11,670	12.4	99.5
内繰出金	12,159	12.8	2,145	11.2	11,806	12.6	97.1
内補助費等	6,590	6.9	1,324	6.9	6,452	6.9	97.9
内積立金	993	1.0	304	1.6	1,404	1.5	141.4
合計	94,861	100.0	19,170	100.0	93,845	100.0	98.9

（注）表示未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

（1）歳　入

基幹収入である市税については、平成19年度に所得税から個人住民税へ税源移譲されたため、一時的に大きく伸びるものの、地価の下落などにより固定資産税の伸びは期待できないことから、概ね現行の水準で推移するものと思われます。また、地方交付税は、三位一体改革により総額が抑制されたことから、過去の5ヵ年と比較すると大幅に減少する見込みです。

（2）歳　出

人件費については、集中改革プランの削減計画を踏まえて推計し、扶助費については、少子・高齢化の進展により増加する見込みです。

公債費については、平成18年度以前に借り入れた分の償還予定額に、新たな市債に係る償還額を見込んで推計しています。

今後のまちづくりを進めるため、計画的な財源の確保を図ることが必要であることから、公債費の抑制に努めながら投資的経費を見込んでいます。

このように、引き続き厳しい財政状況が予測されますので、計画的な人員削減や行政評価による事務事業の見直しを進め、効率的な財政運営を進めるとともに、産業の振興や市税の滞納対策の強化に取り組みます。

将来像

人と自然が織りなす　創造都市 五泉市

将来像を実現するためのテーマ　五つの泉水（いずみ）わき出す　愛せるまち

基本政策

いきいきの泉水

笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち

政策

- 一人ひとりが活躍できるまちづくり
  - 障がい者の自立と社会参加の推進
  - 高齢者の社会参加の推進
- ともに学び生きがいをもてるまちづくり
  - 文化財の保護と活用の推進
  - 図書に親しむ環境整備の推進
  - 芸術文化の推進
  - 生涯スポーツの推進
  - 生涯学習の充実
- 子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり
  - 教育環境の充実
  - 豊かな人間性と生きる力を育む教育の推進

安心の泉水

信頼あふれ、安心して暮らしているまち

政策

- 非常時に十分な対応ができるまちづくり
  - 雪害対策の推進
  - 防災意識の高揚と防災施設整備の推進
  - 信頼できる消防・救急体制の推進
- 安全な生活環境を守るまちづくり
  - 地球環境の保全
  - 交通安全と防犯の推進
  - 安全・安心な水の供給
- 健康で安心して暮らせるまちづくり
  - 社会保障制度の円滑な運営の推進
  - 保健・医療・福祉体制の充実
  - 高齢者福祉・介護保険の充実
  - 食育の推進
  - 保健予防の充実
  - 健康づくりの推進
- 安心して子育てができるまちづくり
  - 援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援
  - 子育て支援の充実
  - 保育サービスの充実
  - 親子の健やかな発達への支援

ふれあいの泉水

交流あふれ、ふれあい豊かに暮らしているまち

政策

- 多様な文化にふれあうまちづくり
  - 国際化に向けた環境整備の推進
- 地域で支える福祉のまちづくり
  - 地域における福祉活動の充実
- 青少年を地域ぐるみで育むまちづくり
  - 青少年を地域ぐるみで育む環境整備の推進

活気の泉水

賑わいあふれ、活気がある暮らしをしているまち

政策

- 活力ある商工業を育むまちづくり
  - 雇用環境の整備と充実
  - 工業の活性化
  - 商業の活性化
- 魅力ある農林業を育むまちづくり
  - 森林資源の利活用と保全
  - 農地、農村の環境整備
  - 安定した農業経営と担い手育成の支援
  - 農産物のブランド化と安全で安心な食の推進
- 地域資源を活用したまちづくり
  - 地域資源を活かした観光と都市交流

快適の泉水

潤いあふれ、快適に暮らしているまち

政策

- 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり
  - 生活排水の適切な処理と生活衛生の向上
  - ごみの減量化とリサイクルの推進
- 快適な都市基盤を利用できるまちづくり
  - 計画的な土地利用の推進
  - 緑豊かな憩いの場の整備
  - 快適な居住環境の整備
  - 公共交通機関の利用しやすい環境整備
  - 安全で快適な道路整備

基本構想・基本計画の実現のために

市民協働と信頼による自立したまち

政策

- 効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり
  - 温暖化防止対策率先行動の推進
  - 地域情報化の推進
  - 人材育成の推進
  - 組織・機構改革の推進
  - 業務の効率化の推進
  - 行政評価の推進
  - 財政健全化の推進
- 市民と行政による協働のまちづくり
  - 情報公開と説明責任の充実
  - コミュニティ活動の支援の推進
  - 男女共同参画社会の実現
  - 人権と平和の尊重
  - 市民との協働の推進

施策

第４章　「五つの泉水」編

■「五つの泉水」編の紙面構成

めざすまちの姿と、今後取り組んでいく方向性についてまとめています。

施策の内容についてテーマごとに説明しています。

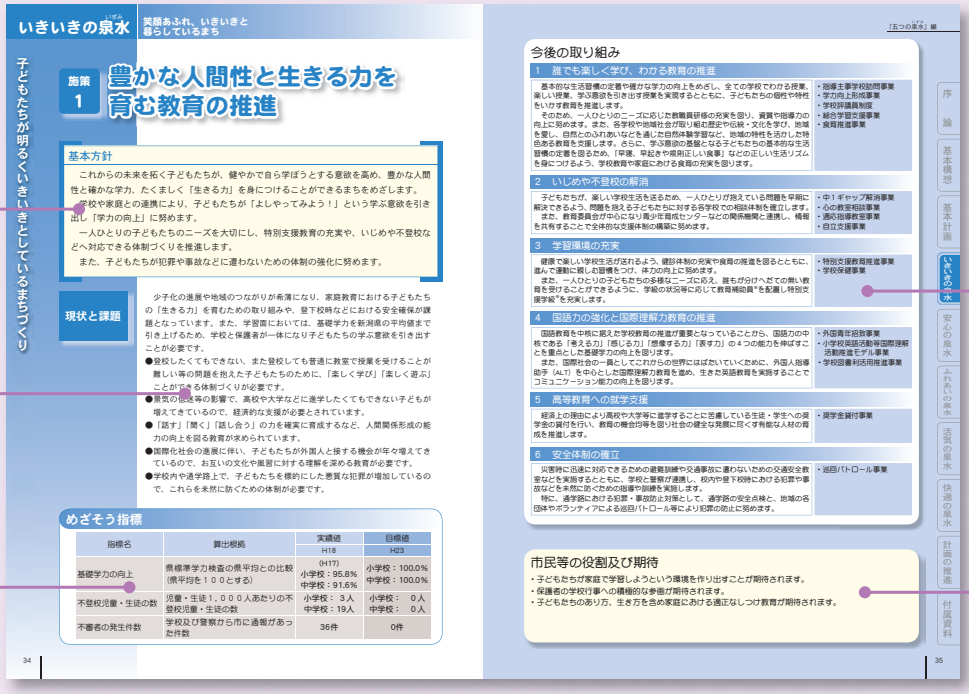

現状の把握と課題の整理を行っています。

めざすまちづくりの目安となる指標を掲げています。

施策を進めるにあたって、市民等が担うことが期待される役割をまとめています。

施策1 豊かな人間性と生きる力を育む教育の推進

基本方針

これからの未来を拓く子どもたちが、健やかで自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性と確かな学力、たくましく「生きる力」を身につけることができるまちをめざします。

学校や家庭との連携により、子どもたちが「よしやってみよう！」という学ぶ意欲を引き出し「学力の向上」に努めます。

一人ひとりの子どもたちのニーズを大切にし、特別支援教育の充実や、いじめや不登校などへ対応できる体制づくりを推進します。

また、子どもたちが犯罪や事故などに遭わないための体制の強化に努めます。

現状と課題

少子化の進展や地域のつながりが希薄になり、家庭教育における子どもたちの「生きる力」を育むための取り組みや、登下校時などにおける安全確保が課題となっています。また、学習面においては、基礎学力を新潟県の平均値まで引き上げるため、学校と保護者が一体になり子どもたちの学ぶ意欲を引き出すことが必要です。

- 登校したくてもできない、また登校しても普通に教室で授業を受けることが難しい等の問題を抱えた子どもたちのために、「楽しく学び」「楽しく遊ぶ」ことができる体制づくりが必要です。
- 景気の低迷等の影響で、高校や大学などに進学したくてもできない子どもが増えてきているので、経済的な支援が必要とされています。
- 「話す」「聞く」「話し合う」の力を確実に育成するなど、人間関係形成の能力の向上を図る教育が求められています。
- 国際化社会の進展に伴い、子どもたちが外国人と接する機会が年々増えてきているので、お互いの文化や風習に対する理解を深める教育が必要です。
- 学校内や通学路上で、子どもたちを標的にした悪質な犯罪が増加しているので、これらを未然に防ぐための体制が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
基礎学力の向上	県標準学力検査の県平均との比較（県平均を１００とする）	(H17) 小学校：95.8% 中学校：91.6%	小学校：100.0% 中学校：100.0%
不登校児童・生徒の数	児童・生徒１，０００人あたりの不登校児童・生徒の数	小学校：　３人 中学校：19人	小学校：　０人 中学校：　０人
不審者の発生件数	学校及び警察から市に通報があった件数	36件	0件

今後の取り組み

1　誰でも楽しく学び、わかる教育の推進

基本的な生活習慣の定着や確かな学力の向上をめざし、全ての学校でわかる授業、楽しい授業、学ぶ意欲を引き出す授業を実現するとともに、子どもたちの個性や特性をいかす教育を推進します。

そのため、一人ひとりのニーズに応じた教職員研修の充実を図り、資質や指導力の向上に努めます。また、各学校や地域社会が取り組む歴史や伝統・文化を学び、地域を愛し、自然とのふれあいなどを通じた自然体験学習など、地域の特性を活かした特色ある教育を支援します。さらに、学ぶ意欲の基盤となる子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝、早起きや規則正しい食事」などの正しい生活リズムを身につけるよう、学校教育や家庭における食育の充実を図ります。

- 指導主事学校訪問事業
- 学力向上形成事業
- 学校評議員制度
- 総合学習支援事業
- 食育推進事業

2　いじめや不登校の解消

子どもたちが、楽しい学校生活を送るため、一人ひとりが抱えている問題を早期に解決できるよう、問題を抱える子どもたちに対する各学校での相談体制を確立します。

また、教育委員会が中心になり青少年育成センターなどの関係機関と連携し、情報を共有することで全体的な支援体制の構築に努めます。

- 中１ギャップ解消事業
- 心の教室相談事業
- 適応指導教室事業
- 自立支援事業

3　学習環境の充実

健康で楽しい学校生活が送れるよう、健診体制の充実や食育の推進を図るとともに、進んで運動に親しむ習慣をつけ、体力の向上に努めます。

また、一人ひとりの子どもたちの多様なニーズに応え、誰もが分けへだての無い教育を受けることができるように、学級の状況等に応じて教育補助員※を配置し特別支援学級※を充実します。

- 特別支援教育推進事業
- 学校保健事業

4　国語力の強化と国際理解力教育の推進

国語教育を中核に据えた学校教育の推進が重要となっていることから、国語力の中核である「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」の４つの能力を伸ばすことを重点とした基礎学力の向上を図ります。

また、国際社会の一員としてこれからの世界にはばたいていくために、外国人指導助手（ALT）を中心とした国際理解力教育を進め、生きた英語教育を実施することでコミュニケーション能力の向上を図ります。

- 外国青年招致事業
- 小学校英語活動等国際理解活動推進モデル事業
- 学校図書利活用推進事業

5　高等教育への就学支援

経済上の理由により高校や大学等に進学することに苦慮している生徒・学生への奨学金の貸付を行い、教育の機会均等を図り社会の健全な発展に尽くす有能な人材の育成を推進します。

- 奨学金貸付事業

6　安全体制の確立

災害時に迅速に対応できるための避難訓練や交通事故に遭わないための交通安全教室などを実施するとともに、学校と警察が連携し、校内や登下校時における犯罪や事故などを未然に防ぐための指導や訓練を実施します。

特に、通学路における犯罪・事故防止対策として、通学路の安全点検と、地域の各団体やボランティアによる巡回パトロール等により犯罪の防止に努めます。

- 巡回パトロール事業

市民等の役割及び期待

- 子どもたちが家庭で学習しようという環境を作り出すことが期待されます。
- 保護者の学校行事への積極的な参画が期待されます。
- 子どもたちのあり方、生き方を含め家庭における適正なしつけ教育が期待されます。

施策 2

教育環境の充実

基本方針

子どもたちの健やかな成長と豊かな人間性を育み、多様化する教育ニーズに対応するため、安全・安心で快適な教育ができる環境づくりをめざします。

子どもたちが、どこの園、学校にいても同じ環境で教育が受けることができるように、備品などの計画的な整備を推進します。

また、安全で安心な園、学校生活を送るために校舎等の安全性を確保するとともに、子どもたちが食の大切さや楽しみを実感できる環境の整備を進めます。

現状と課題

近年、子どもたちの学ぶことへの意欲や感心などの減退、体力の低下などの傾向が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育むためにも充実した環境づくりを進める必要があります。

- ●一部の小学校で文部科学省の示す学校図書の充足率に達成していないため、計画的な整備を図る必要があります。
- ●情報化社会に対応した情報活用能力を育成するため、小中学校のコンピュータ教室などの教育環境の整備を進める必要があります。
- ●新耐震基準以前の学校施設については、計画的に耐震診断や大規模改造工事等を実施してきましたが、引き続き耐震性能の確認と耐震性が劣る施設について耐震化を進める必要があります。
- ●子どもたちの食に関する健全育成を図るため、各小中学校の給食施設の整備を進める必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
小学校の教育用コンピュータの整備率	小学校パソコン教室での児童１人あたりの充足率	36.1%	100.0%
文科省基準を満たしている小学校図書館の割合	－	72.7%	100.0%
学校施設の耐震化率	耐震診断・改修の実施率	69.9%	83.0%
給食施設の整備率	小中学校の自校給食施設整備率	56.3%	81.3%

今後の取り組み

1　教材教具の充実

幼稚園・学校の図書や標本などの教材や、運動用具や視聴覚機器などの教具の充実を図ることにより、子どもたちが楽しく活動できる学習の場の提供を推進します。

特に、子どもたちの健全な教養を育成するための図書ついては、市立図書館との連携を図るとともに、文部科学省が定める図書標準（図書の充足率）の達成に努めます。

- 学校図書整備事業

2　教育用コンピュータ環境の充実

小中学校の総合的な学習の時間などにおいて、コンピュータやインターネットを効果的に活用した情報教育に対応できる環境整備を推進します。

文部科学省の整備基準を満たすための計画的な整備や、インターネット接続の高速化を進めます。

また、情報セキュリティの向上や、教職員のコンピュータに関する知識及びパソコンを活用した指導力の向上に努めます。

- 教育用コンピュータ整備事業

3　学校施設の耐震化、改修の推進

幼稚園・学校施設は子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場であることから、安心して学習することができる校舎等の整備を進めます。老朽施設の改築工事、大規模改造工事、耐震補強工事等を計画的に進め、安心して学習することができる教育環境の整備を推進します。

また、災害時における避難所としての役割を考慮した施設整備を図ります。

- 校舎改築事業
- 大規模改造事業
- 耐震補強事業

4　自校式給食施設の整備の推進

安全安心で温かい給食を提供するために、給食施設を持たない学校への整備を推進します。また、既に設置してある給食施設については、改修等の際に、より衛生的な環境を確保することのできるドライシステム化※の整備を進めます。

自校での給食を活用し、食に関する正しい知識を身につけることができる食育を進めます。

- 給食施設整備事業

市民等の役割及び期待

- 学校施設の環境美化活動に積極的に参加することが期待されます。
- 整備された学校等の施設を大切に使用するとともに、積極的に活用することが期待されます。

施策3 生涯学習の充実

基本方針

いつでも、どこでも、誰でも学べ、さらに学んだことを教えることで、学ぶ喜びと学びあう喜びを実感し、いきいきと暮らせるまちをめざします。

学習できる場の充実や情報提供等に努め、学習意欲と多様な価値観に対応した学習ができる環境づくりを推進します。

地域での特色を活かした学習ができる体制の整備を推進します。

また、次世代を担う子どもたちを、地域社会が協力して育むための取り組みを進めます。

現状と課題

高齢化や高度情報化など社会環境の大きな変化により、生きがいや豊かな心を求めて生涯学習に対するニーズは多様化しています。誰もが気軽に参加できる学習機会の充実や市民が自発的にグループやサークル活動など、生涯学習に取り組む環境づくりが求められています。

- ●市民の主体的な活動を支援するためには、市民ニーズに応じた学習機会や情報の提供、さらに計画的な学習施設の整備などが必要です。同時に、ここ数年横ばい状態となっている民間指導者（達人バンク※）の登録者の活性化と新規開拓等が必要です。
- ●子どもたちの放課後活動や週末活動を充実させるため、地域住民の協力を得ながら子どもたちの居場所づくりを進める必要があります。
- ●地域住民の学習意欲を引き出すため、市民への情報の提供や小学校を活用した公民館活動を行うなど、地域活動拠点の整備・充実が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
自発的な学習に取り組んだり、趣味の会やサークル活動に参加している市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	24.4%	50.0%
達人バンクの登録者数	－	個人 117人 団体 35団体	個人 160人 団体 40団体
社会教育関係団体登録数	－	213団体	250団体

今後の取り組み

1　学習機会の充実

誰でも気軽に「学ぶ」ことができると同時に、「教わる」だけでなく、学んだことを「教える」ことができるなど、自分の能力を社会の中で活かせるような、さまざまな分野での学習機会の拡充を進めます。また、市のホームページ等の活用を図り、リアルタイムに各種講座や講演会等の情報提供に努めます。

さらに、市民意識調査を実施し、多様な学習ニーズや課題の把握に努め、より的確な学習機会の提供を推進します。

- 市民大学講座事業
- 高齢者学級事業
- 市民意識調査事業

2　民間指導者の育成・活用の推進

「達人バンク」制度を充実させるため、登録者のスキルアップ※や活動支援、団塊の世代などをターゲットにした指導者の掘り起こしなどを進め、市民自らが自主講座等を開設することができるよう、指導者の育成と支援を推進します。

また、社会教育関係団体の活動支援を進め、行政に頼らなくても自主的に活動することができるグループやサークルなどの育成に努めます。

- ごせん活き活き楽習達人バンク推進事業
- きなせや楽習大学事業
- 生涯学習フェスティバル事業

3　子どもの居場所づくり

地域住民の協力を得ながら、地域社会の中で子どもたちが安全・安心に、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを進めるため、地域教育力を活かした子どもの居場所づくり※を推進します。

退職教員等による学習指導や住民との交流活動を通した「寺子屋」事業※を全小学校区への拡大や、子どもたちがさまざまな体験活動を通じ、自ら考え、行動できる豊かな感性や社会性を養う学習機会の提供に努めます。

- 寺子屋事業
- 週末活動等支援事業
- 活き活き通学合宿事業
- 中高生ボランティアスクール事業

4　公民館の有効活用

地域に根ざした生涯学習を推進するため、地域の財産である小学校の施設を活用した公民館活動の充実を図るとともに、さらに小学校区単位の地区公民館の整備を図り、気軽に参加できる学習機会の提供と地域性を活かした活動の推進に努めます。

- 役職員研修事業
- 地区公民館拡充事業

5　生涯学習関連施設の計画的な整備

施設のバリアフリー化を進めるなど、利用者が安全に安心して利用できる生涯学習関連施設の計画的な改修を実施します。

また、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習と芸術文化活動の複合的な拠点施設である（仮称）生涯学習センターの整備を検討します。計画にあたっては、効率的な運営、利用予測や施設の活用方策などを総合的・長期的な視点で検討し、市民参画による検討委員会を設置するなど市民との協働による施設づくりに努めます。

- 総合会館改修事業
- （仮称）生涯学習センター建設推進事業

市民等の役割及び期待

- 学習できる場や地域活動へ意欲的に参加することが期待されます。
- 自らの学習成果を、積極的に地域に還元することが期待されます。

施策4 生涯スポーツの推進

基本方針

子どもからお年寄りまで、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送ることは、みんなの願いです。いつでも、どこでも、誰でもスポーツやレクリエーション活動に親しめ、元気に心豊かで生きがいのある生活を送ることができるまちをめざします。

誰もが気軽に参加できる健康維持や体力増進の機会を提供するとともに、施設環境の整備や適切な助言・指導ができるスポーツ指導者の育成に努めます。

競技スポーツを振興するため、２００９トキめき新潟国体や各種大会の招致や開催に努めます。

現状と課題

現代人の体力･運動能力の低下や生活習慣病の増加がクローズアップされ、「生きる力の源」、「健康維持・増進」のためのスポーツ活動に対する市民のニーズが高まっています。

- ●スポーツ指導者の育成や施設の充実など、受入体制の整備を行い、より多くの市民がスポーツに親しむ機会を提供することが必要です。
- ●国体の開催を契機に国内トップレベルの大会など、幅広くスポーツ大会を招致・開催し、よりハイレベルな試合等を間近に体験できる機会の提供が必要です。
- ●老朽化したスポーツ施設が多いことから、安全性や利便性を考慮した計画的な改修や改築が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
スポーツ（運動）を週１回以上している市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	23.2%	35.0%
体力づくり教室参加者数	－	8,118人	9,700人
各種市内大会参加者数	－	34,748人	38,000人
市民スポーツクラブ加入者数	－	6,685人	7,900人

今後の取り組み

1　生涯スポーツ活動の推進

子どもの体力・運動能力低下を防止するため、ゲームやレクリエーション、スポーツを通じて体力づくりの機会を提供します。また、青・壮年期を通じた世代の生活習慣病を予防し、主体的に健康維持・管理できる運動機会を提供します。

さらに、お年寄りの介護予防・健康増進のための地域出前講座や、体力保持の場を提供します。

- 健康増進・体力づくり事業
- レク・フェスタ事業
- 市民健康ウォーク事業

2　競技スポーツの振興

スポーツ活動への関心を高め、競技力の維持･向上を図るため、各種スポーツ大会を積極的に開催します。

また、競技水準向上のため、指導者講習会を開催するなど、指導体制の強化を図り、ジュニア選手の育成強化に努めるとともに、上位大会出場のための奨励費を支給するなどの支援を行います。

- 五泉市陸上選手権大会事業
- スポーツ活動等大会出場支援事業
- 五泉市ジュニア選手育成強化事業

3　スポーツ指導者及び団体等の育成強化の推進

体育指導委員など指導者への研修会等を実施し、スポーツ指導者の資質向上を図ります。体育協会等の団体及びスポーツクラブ活動団体などとの連携を強化し、市民自らが主体的にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

また、市民一人ひとりのライフステージにおいて、継続的にスポーツに親しむ場として、総合型地域スポーツクラブ※の設立を検討します。

- 体育指導委員育成事業
- 体育団体育成強化事業

4　スポーツ大会等の招致と開催

２００９トキめき新潟国体の開催に向け、大会の会場となる総合会館及び市営野球場の施設整備を行います。

また、さまざまな競技にも対応できる用具等の充実を図ることで、スポーツ団体等と連携し、よりハイレベルなスポーツ大会等を招致・開催します。

- トキめき国民体育大会開催事業
- 総合会館改修事業
- 市営野球場改修事業

5　スポーツ等施設整備の推進

既存のスポーツ施設を最大限に有効活用するため、さまざまなニーズに対応できるよう計画的な施設の改修や附属設備等の整備・充実に努めます。

また、スポーツ活動の拠点の一つとなる（仮称）村松体育館の建設を進めます。

計画にあたっては、村松公園周辺に点在している既存の屋内・屋外スポーツ施設及び新設の（仮称）村松体育館を有効に活用するため、周辺一体を「総合スポーツゾーン」として整備を進めます。

- （仮称）村松体育館建設事業
- 総合会館改修事業

市民等の役割及び期待

- 一人ひとりが「健康維持・増進」の大切さに気づき、自らがスポーツに親しみ、自分にあったスポーツを楽しむことが期待されます。
- 地域の人とひととのつながり・連携をもとに、自主運営スポーツクラブ等を結成し、積極的に参画することが期待されます。
- スポーツ指導者やボランティアとして、自らの能力や学習成果等を積極的に地域に還元し、生涯スポーツ振興の担い手となることが期待されます。
- 施設整備における建設検討委員会などでの市民要望の発信など市民参画が期待されます。

施策5 芸術文化の推進

基本方針

市民が自主的かつ創造的な芸術文化活動を行なう中で、心の豊かさと潤いが実感できるまちをめざします。

市民自らが主体的に芸術文化活動を行えるよう、活動の場の充実に努めるとともに、各種芸術文化団体や指導者の育成を推進します。

芸術文化活動への多様なニーズに応えることのできる施設等の整備を図るとともに、芸術文化に対する関心を高めるため、優れた芸術文化にふれる機会の充実を進めます。

現状と課題

心の豊かさと潤いのある生活を求め、芸術文化への学習意欲や学習成果発表の場への参加は年々増加しています。民間団体による芸術文化活動を支援するなど、市民が芸術文化活動に親しむ環境づくりの充実が求められています。

- ●市民や芸術文化団体、サークル活動団体などと連携し、市民が主体的に活動できる場の充実が必要です。
- ●芸術文化の振興を図るため、芸術文化団体、サークルを支える民間指導者の発掘や育成が課題となっています。
- ●団塊の世代が退職を迎え、芸術文化への学習ニーズは高まってくることから、文化施設の充実を計画的に進める必要があります。
- ●心の豊かさや素直に感動できる心を養うため、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
文化事業入場者数	市が実施する文化事業の年間入場者数	19,220人	22,000人
１年間にコンサートや演劇などの文化・芸術鑑賞をしたことがある市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	40.5%	60.0%
達人バンクの登録者数	達人バンクの登録者数	個人 117人 団体 35団体	個人 160人 団体 40団体

今後の取り組み

1　芸術文化活動の推進

美術教室や書道教室などの各種教室の開催や、市民の芸術文化活動の発表の場である市美術展覧会や芸能祭、音楽祭など、より多くの市民が発表できる機会の充実に努め、市民の主体的・創造的な芸術文化活動の活性化を促進します。

市民が自主的に文化事業を行えるよう、芸術文化団体や生涯学習の「達人バンク」等と連携し、民間指導者の発掘や、育成をするための研修等を推進します。また、自主的な文化活動を行う環境づくりを行います。

さらに、多様化する芸術文化活動の専門性に対応するため、職員研修を行うなどの人材育成に努めます。

- 市美術展覧会事業
- 音楽祭・芸能祭開催事業
- ごせん活き活き楽習達人バンク育成事業
- きなせや楽習大学事業

2　芸術文化団体の育成支援

市民自らが主体的に文化活動を行うため、団体育成や指導者の育成を進めます。

芸術文化活動の核となる文化協会の活動を支援することで、活動基盤の整備を促進します。また、文化協会と連携・協力して、研修会を行い指導者のレベル向上と育成を図ります。

さらに、自主的な芸術文化活動を展開するなど、芸術文化の振興を図ります。

- 芸術文化指導者育成事業

3　文化施設の充実

市民の芸術文化活動の場として、施設の維持管理に努めるとともに、バリアフリーに対応した計画的な改修を推進します。

また、多様化する芸術文化の学習ニーズに対応するため、生涯学習と芸術文化活動の複合的な拠点施設である（仮称）生涯学習センターの整備を検討します。計画にあたっては、効率的な運営、利用予測や施設の活用方策などを総合的・長期的な視点で検討し、市民参画による検討委員会を設置するなど市民との協働による施設づくりに努めます。

- （仮称）生涯学習センター建設推進事業
- 文化施設維持・改修事業

4　芸術文化の鑑賞機会の充実

市民の芸術文化に対する関心を高め、生涯を通じて多様な芸術文化に出会い、心の豊かさや潤いを実感できる市民生活を実現するため、芸術文化団体と連携を図り、優れた音楽、美術、演劇などにふれる機会の充実に努めます。

- 展覧会開催事業
- コンサート開催事業
- 舞台芸術鑑賞事業

市民等の役割及び期待

- 芸術文化活動に意欲的に参加することが期待されます。
- 自らの能力や特技を社会の中で発揮し、還元することが期待されます。

施策 6

図書に親しむ環境整備の推進

基本方針

子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に図書館を利用でき、利用者の要望に応えられる図書館資料の充実と情報提供ができるまちをめざします。

図書や各種資料の充実を図り、調査研究（レファレンス※）機能の強化、子どもの読書環境の整備等を進めます。

また、村松分館や本館の施設整備を図り、快適な利用環境を整えます。

現状と課題

図書以外の媒体への関心の高まりや、情報化の進展による情報の収集方法の多様化等により、図書館の利用者が伸び悩んでいます。子どもの読書離れも進んでいることから、図書館の果たす役割を見直すことが重要となっています。

- ●市民ニーズに対応した魅力ある蔵書整備や公共図書館のネットワークを活用した資料の提供などの充実を図る必要があります。
- ●図書館資料を利用した調査・研究が増えてきていることから、図書館資料を使ったサービスの提供（レファレンス）の充実を図る必要があります。
- ●子どもたちの読書意欲の向上を進めるため、読み聞かせボランティアの育成・強化が求められています。
- ●合併に伴い村松地区の図書館機能の拡充や本館機能の充実など、利便性の向上が求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市民１人あたりの図書貸出冊数	－	2.8冊	4.0冊
市民１人あたりの蔵書数	－	2.2冊	3.5冊
図書カード登録率	総人口に対して個人登録をした率	17.2%	30.0%
子ども１人あたりの図書貸出冊数	子どもとは１２歳までをさす	8.7冊	10.0冊

今後の取り組み

1　図書館資料の充実

市民意識の多様化に対応した資料の整備が求められていることから、アンケート調査などによる利用者の意向を反映した蔵書の整備を進めます。
また、予約・リクエストサービスに迅速に対応するため、全国の公共図書館とのネットワークの利活用を図るとともに、郷土・行政資料の収集・保存活動の取り組みを強化します。

- 蔵書整備事業

2　調査研究（レファレンス）機能の強化

調査･研究などに対して､図書館資料等を活用して援助する（レファレンス）機能を強化するため、職員研修を進めながら調査研究機能の向上を図ります。
また、サービス提供の利用促進を図るため、市民へのＰＲ活動に努めます。

- 図書館職員研修事業

3　子どもの読書活動の推進

未来を生きる子どもたちの、心の糧になるような本の選書に心がけ、成長過程や発達段階に応じた本の橋渡しができるように努めます。
また、絵本の読み聞かせやお話タイムなどの機会を充実させ、家庭や学校図書館との連携を深め、幼児・児童・生徒がどこにいても「読書」に関心が向くような環境づくりを進めます。

- おはなしタイム事業
- 出前おはなしタイム事業
- 絵本の読み聞かせ講座

4　施設整備の推進

村松公民館分室の施設を改修・整備し、村松分館を移転します。運営にあたっては、蔵書の充実や利用しやすい環境整備に努めます。
また、分館機能の向上を図るため本館と分館の役割分担を明確にし、効率的な運営を図ります。
本館の施設については、施設や駐車場の整備を進め、利便性の向上に努めます。

- 村松分館整備事業
- 書庫整備事業
- 本館駐車場整備事業

市民等の役割及び期待

- 図書館を有効に活用することが期待されます。
- 子どもが本に親しめるお話タイムなどのボランティア活動に積極的に参加することが期待されます。
- 地域資料や郷土に関する資料・情報を図書館に提供することが期待されます。

施策 7 文化財の保護と活用の推進

基本方針

郷土の自然や歴史、文化財は後世に伝え残さなければならない地域の財産です。これらの財産を大切に保存し、活用したまちをめざします。

地域に残る年中行事や伝統芸能を後世に伝えるため、後継者や団体の育成・支援に努めます。

郷土の歴史を知る上で貴重な資料となる埋蔵文化財の保護と活用を進めます。

また、文化財等の公開、展示を推進するため、展示施設の充実と情報提供を推進します。

現状と課題

合併により市域が広がる中、郷土の自然や歴史・文化財について理解を深め、地域の持つこれらの資源を活かしたまちづくりが求められています。

- 市内に残る文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、市や県などの指定文化財の掘り起しを図るなど、文化財を活かしたまちづくりが必要です。
- 地域での生活習慣の変化や世代間交流が希薄化し、年中行事や伝統芸能を次の世代に引き継ぐことが難しくなってきています。
- 市内の約４００箇所の周知遺跡が、開発行為等により破壊されることを未然に防ぎ、郷土の歴史を知る資料として出土遺物等の公開・活用に努めることが必要です。
- 郷土の歴史や文化財についての理解を深めるため、村松郷土資料館の有効活用や、情報発信に努める必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
指定文化財の件数	国・県・市指定、国登録文化財の件数	44件	50件
村松郷土資料館入館者数	－	1,831人	3,000人

今後の取り組み

1　指定文化財等の保存と活用

市内に残る貴重な文化財をより良い状態で保存するため、所有者等の協力を得ながら保存・整備を進めます。また、自然、歴史、文化など地域の特色ある魅力を見出し、自然資源や文化財を積極的に活用し、講座・教室を通してふるさとの学習や地域交流を行い、市民の郷土愛の高揚に努めます。

世代を超えて継承されてきた地域の文化や芸能を後世に伝えるため、伝統的な行事や芸能を実践している団体や後継者の育成と支援に努めます。また、青少年が地域の伝統や文化に親しむ機会の充実を図ります。

- 慈光寺参道スギ並木樹勢回復事業
- 歴史資料所在確認調査事業
- 歴史文化財講座事業
- 文化財維持管理等支援事業

2　埋蔵文化財の保存と活用

開発行為等により埋蔵文化財が破壊されるのを防ぐため、事前に調査を実施し、必要に応じ発掘調査による記録保存に努めます。

また、発掘調査により出土した遺物や記録資料を、小中学校の総合学習等でふるさとの学習の教材として活用するとともに、郷土資料館等で公開展示することにより、郷土の歴史を知る機会の提供に努めます。

- 事前発掘調査事業
- 出土遺物展示公開事業

3　文化財の展示施設の充実

村松郷土資料館を活用し、文化財等の公開展示を行うとともに、郷土史研究家の協力を得ながら特別展等を開催し、郷土の歴史や文化財を知る機会の提供に努めます。

- 特別展・企画展開催事業

4　情報発信の充実

郷土の自然、歴史、文化財を広く市民に周知し、理解を深め、郷土を愛する心を育むため、文化財等を分かりやすく紹介したリーフレット等の資料整備を進めます。また、市ホームページを活用し、情報提供の充実に努めます。

- 文化財等説明看板整備事業
- 文化財紹介リーフレット作成事業
- 文化財デジタル化整備事業

市民等の役割及び期待

- 地域の歴史や文化に興味を持つことが期待されます。
- 年中行事や伝統芸能を後世に伝えることや、活動に参加することが期待されます。

施策 8

高齢者の社会参加の推進

基本方針

生涯にわたり生きがいを持って、いきいきと生活できるまちをめざします。

高齢者が気軽に集い、日常生活の中で自然に社会参加できる交流の場の充実を進めます。

また、今まで築いてきた経験や知識を活かし、就労を希望する人に対しては就労機会を提供し、地域社会での活躍の場づくりに努めます。

さらに、これからの地域社会を担う大事な人材として、団塊の世代が豊富な知識や能力を発揮できる環境づくりを進めます。

現状と課題

五泉市の平成１８年の高齢化率は２５．７％となり、４人に１人が６５歳以上という超高齢社会となっています。高齢者が地域で生きがいをもって活躍できるよう、多くの人との交流機会や就労の場の提供など、社会参加への支援が必要となっています。

- 高齢者が気軽に集える場が不足しているので、交流の場を確保する必要があります。
- 就労意欲のある高齢者が増えていますが、ニーズに対応した就労支援が課題となっています。
- 団塊の世代が退職を迎え、地域活動への参加や、経験や知識を活かした活躍できる場が求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
シルバー人材センター会員数	－	846人	1,000人
高齢者の達人バンク登録者割合	－	41.0%	45.0%
お茶の間サロン参加者数	－	8,748人	14,000人
老人クラブ会員数	－	3,097人	3,500人
高齢者のボランティア登録人数	高齢者とは６５歳以上をさす	90人	180人

今後の取り組み

1　いこいの場、交流の場の充実

高齢者が気軽に集い仲間と出会うことができるよう、お茶の間サロンや馬下保養センター、老人福祉センターなど、いこいの場、交流の場の充実を図ります。また、老朽化した村松老人福祉センターの建設を推進します。

さらに、交流の幅を広げるため、老人クラブの支援を行うとともに、幼児や青少年などとの世代間交流や、地域間での交流ができる場づくりを進めます。

- お茶の間サロン開催事業
- 馬下保養センター運営事業
- 老人福祉センター建設事業
- 老人クラブ支援事業

2　高齢者の就労支援

高齢者の技術や経験を活かした就労の場を提供しているシルバー人材センターの組織強化を図ります。

また、就労意欲のある高齢者に仕事の相談や紹介を行う「五泉しごと館」と連携を図ります。さらに、民間企業への働きかけを行い就労機会の確保に努めます。

- シルバー人材センター支援事業

3　活躍の場の充実

高齢者が積極的に地域の行事やイベント等に参加し、また、本人の持つ能力や経験が地域社会で活かされるための環境づくりを進めます。

さまざまな技術や知識をもった人材を登録している生涯学習の「達人バンク」や、各種生涯学習講座との連携を強化し、活躍の場を提供します。

大量退職を迎える団塊の世代の人達が、地域の活動に積極的に参加し、豊富な知識や経験を活かせるような土台作りを進めます。

- ごせん活き活き楽習達人バンク推進事業

4　団塊世代ボランティアの育成

ボランティアに関心のある団塊世代の人が、退職後スムーズに活動できるよう、情報の提供や人材育成の機会の充実を図ります。

また、気軽にボランティアへ参加することができ、今まで培ってきた能力や技術を地域社会で活かすことのできる環境の整備に努めます。

- ボランティアセンター活動推進事業

市民等の役割及び期待

- 積極的に交流の場に参加することが期待されます。
- 生活の中で培ってきた豊富な知識と経験を活かし、自ら活躍の場を広げることが期待されます。
- ボランティア活動へ参加することが期待されます。

施策 9 障がい者の自立と社会参加への支援

基本方針

障がい者が、住み慣れた地域で能力や適性に応じて自立して、安心した生活を送ることができるまちをめざします。

障がい者が、一人ひとりの障害の程度に応じて、必要なサービスを受けられるよう支援するとともに、さまざまな情報を入手し、気軽に相談できる支援体制の整備を進め、安心した地域生活を送れるための施設整備や各種助成を推進します。

障がい児が、自立するための基礎を身に付け、できる限り障がいのない子どもとともに保育や教育を受けることができる環境を整備します。

現状と課題

障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現することをめざし、平成１８年４月に「障害者自立支援法」が施行されました。これにより、障害の種別に関係なく、共通のサービスを利用できるようになりましたが、利用者負担が「応能負担※」から「定率（原則１割）」負担になったことから、負担の増大が懸念されています。

- 障がい者の社会参加機会が少ないため、障がい者への認識が低く、障害や障がい者についての誤解や理解不足を解消するための取り組みが必要です。
- 本市の障がい者数は年々増加していますが、就労割合は低く、支援体制の整備が必要です。
- 障がい児が、保育園や小中学校において、障害の程度に合わせた生活が送ることのできる環境整備が必要です。
- 障がい者が地域で自立した生活を送るため、ボランティア活動などによる支援と就労の機会の確保が重要となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
共同生活援助と共同生活介護※の利用者数	－	27人	65人
障がい児受け入れ学校等の割合	障がい児の受け入れ体制が整っている公立保育園及び学校の割合	74.2%	100.0%
一般就労移行者数	授産施設※等から一般企業に就労した人の数	1人	4人
小規模通所授産施設等利用者数	－	66人	70人

今後の取り組み

1　地域生活支援の充実

障がい者が、必要な時に十分な介護サービスを受けられるよう、制度の周知を行うとともに、地域生活や就労などの支援の充実を図ります。
自立した地域生活が送れるよう、共同生活介護（ケアホーム）等の整備を促進します。
また、ヘルパー等の派遣による移動支援事業を行うとともに、福祉タクシー利用券の交付など各種助成を実施します。さらに、日常生活用具の適切な給付や情報提供に努めるとともに、コミュニケーション支援が必要な方には、手話通訳等の派遣を行います。

- 障害者自立支援給付事業
- 地域生活支援給付事業
- 心身障害者福祉タクシー利用料助成事業

2　障がい者相談・支援体制の充実

地域自立支援協議会や関係機関と連携し、必要な情報の提供を行うとともに専門相談員等を配置することにより、相談支援体制の充実を図ります。
また、障がい者への虐待や詐欺被害の防止等、障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用を推進します。

- 障害者相談支援事業

3　障がい児の養育と保育の充実

保育担当者や指導員の研修を行い、職員の資質の向上を図るなど、保育園や学童保育における障がい児の受け入れ体制を充実します。また、療育教室の常時開設や、障害別の支援等について検討します。
小中学校においては交流教室を推進するとともに、教職員に対し、障害についての理解を深めるための研修を行い、相談体制や機能を充実します。また、障がい児に配慮したトイレ等の施設整備に努めます。

- 療育教室開催事業
- 交流教室開催事業
- 学校施設整備改修事業

4　雇用・就労の促進

ハローワーク等の労働行政機関と養護学校等の教育機関との連携を図り、障がい者の就労環境の改善について企業に働きかけるなど、就労への支援体制を充実します。
また、一般企業への就労が困難な障がい者にとって、重要な役割を果たしている小規模通所授産施設を今後も活用します。さらに、より就労支援の機能を充実した就労支援施設等の利用を促進し、生産活動や就労支援する場を提供します。

- 障害者自立支援給付事業

5　社会参加の促進

障がい者がいきがいを持って活動できるよう、各種イベントに参加しやすい会場設定や内容等の充実を図るとともに、施設のバリアフリー化※を図ります。
また、専門的な技術や知識を習得できる講座の開催や、ボランティア体験ができる場を提供するなど、ボランティアの養成を図りながら支援体制の整備を進めます。

- スポーツ・レクリエーション教室開催事業
- ボランティア育成事業

6　障がい者施設における福祉サービスの充実

比較的軽度の障がい者の方が日中活動の場として交流や創作的活動サービスを受けられるよう、地域活動支援センター※の利用推進を図ります。
また、障がい（児）者のニーズに合ったカリキュラムの実施や安全性の確保のため、障がい者と障がい児の混在を避けた施設整備を推進します。

- 障害者地域活動支援センター運営支援事業
- 知的障害者地域生活支援施設整備事業

市民等の役割及び期待

- 「障害」「障がい者」に関する認識と、理解を深めることが期待されます。
- 障がい者支援のボランティア活動へ、積極的に参加することが期待されます。

施策10 親子の健やかな発達への支援

基本方針

赤ちゃんを安心して産むことができ、親子の愛情を育み、子どもの心と体が健やかにのびのびと育つことのできるまちをめざします。

将来の父性・母性を育み、自らの命の大切さとお互いの性を尊重し合える取り組みを進めます。

妊娠期を健康的に過ごし、安心して出産できるよう支援するとともに、乳幼児の疾病対策・むし歯予防を推進し、乳幼児が健やかに成長・発達するよう支援します。

現状と課題

急速に少子化が進む中、育児の経験不足や相談相手の不在により、子育てに不安を抱えている家庭が増加しています。

- ●感受性の豊かな思春期のうちに命の大切さを学び、将来の健全な父性・母性を育むことが必要です。
- ●安心して妊娠・出産ができるように、妊産婦の不安解消、相談体制等の確立と、経済的支援が必要です。
- ●乳幼児の疾病対策を進めるためには、病気の早期発見・早期治療が重要です。
- ●ゆとりをもって子育てができるように、育児不安の解消や養育者同士の交流を図ることが必要です。
- ●幼児・小中学生の一人平均むし歯本数が高く、対策が求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
乳幼児健康診査受診率	４ヶ月、１０ヶ月、１歳６ヶ月、３歳児健康診査の受診率	96.3%	100.0%
平均むし歯本数	１２歳児の一人平均むし歯数（永久歯）	1.81本	1.0本
合計特殊出生率※	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数	**1.29**	1.4

今後の取り組み

1　思春期保健指導の充実

未来のお父さん、お母さんとなる中学生や高校生が、命の大切さを学び、お互いの「生と性」を尊重し、父性・母性を育むための取り組みを推進します。

中・高校生と乳児やその母親とのふれあい体験学習や、中学生に「生と性」の専門的な相談会を開催し、思春期保健指導の充実を図ります。

- 生と性の専門的な相談会事業
- 赤ちゃんふれあい体験学習事業

2　妊産婦の健康づくりの推進

妊娠期を健康的に過ごし、安心して出産及び子育てができるような支援を推進します。

妊婦の健康維持・管理のために妊娠届出時の妊婦健康相談、マタニティセミナー※、妊産婦訪問指導等の充実を図り、経済的な負担を軽減するために妊婦健康診査費、Ｂ型肝炎抗原検査※費、妊婦超音波検査※費の一部助成等を推進します。

- 妊婦健康相談事業
- マタニティセミナー事業
- 妊産婦訪問指導事業
- 妊婦健康診査費助成事業

3　乳幼児の健康づくりの推進

乳幼児の疾病の早期発見・早期治療の推進により、乳幼児の健康の保持増進を図ります。乳幼児健康診査を実施するとともに、受診できない子どもについては家庭訪問を行なうなど、発達状況や健康状態の確認に努めます。

また、新生児期に行なう先天性代謝異常※の検査費の一部を助成する等、経済的負担の軽減を図ります。

- 乳幼児健康診査事業
- 股関節脱臼検診事業

4　むし歯予防の推進

幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯科健診、児童生徒の歯科健診を実施し、むし歯の早期発見・早期治療を進めます。

１歳６か月児から３歳６か月児のフッ素塗布、保育園児及び小学生のフッ素洗口※を行い、むし歯予防を推進するとともに、保育園や幼稚園、学校での歯科健康教育の充実を図ります。

- 歯科健診事業
- フッ素塗布・フッ素洗口事業
- 歯科健康教育事業

市民等の役割及び期待

- 一人ひとりが、健やかな母子の育成と地域での子育て支援について理解し、実践することが期待されます。
- 乳幼児の健康診査や健康相談等を適切に利用することが期待されます。
- 将来の親になる人達が乳児とふれあうことにより、命の大切さ等を学ぶことが期待されます。

施策 11

保育サービスの充実

基本方針

子どもを持つ親が、安心して子育てと仕事を両立することができ、子どもたちが心身ともに健やかに育つまちをめざします。

保育園等の園児の年齢構成や、保育ニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実等働きやすい環境づくりに努めます。また、保育園等での食育の推進により、小さい頃からの正しい食生活や生活リズムが身につく取り組みを進めます。

また、児童を放課後安心して預けることのできる環境づくりを推進します。

現状と課題

出生数は少子化の進展により年々減少傾向にあり、平成１８年では３７７人となっています。しかし、保育園の入園児童数は核家族化や就労形態の多様化により、乳児及び３歳未満児の入園が増加していることから横ばいとなっています。

- 園児の年齢構成が大きく変化してきており、それに見合った施設の整備や環境づくりが求められています。
- 核家族や夫婦共働き世帯の増加により、保育時間の延長や休日保育等の保育サービスの拡大が強く求められています。
- 子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、保育園等においては楽しく食べることと、望ましい食習慣を身につけさせる食育への取り組みが必要です。
- 学童クラブ※への入会希望が年々増加してきているので、ニーズに応じた保育を実施する必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
３歳未満児の入園割合	公立及び私立認可保育園の入園児童のうち３歳未満児童の割合	17.2%	20.0%
学童クラブ児童数	－	225人	250人
学童クラブ数	－	６ヶ所	11ヶ所

今後の取り組み

1　３歳未満児の受入拡大

ひまわり保育園、村松第１、村松第３保育園で生後６ヶ月の乳児から受け入れを実施していますが、乳児保育の受入年齢を更に拡大し、産休明けの生後２ヶ月の乳児から受け入れすることができる保育園の整備を進めます。

また、より安全で健やかな保育を進めるため、月齢や定員に合った施設整備や環境づくりを推進します。

・乳児保育事業

2　保育サービスの拡充

今までも延長保育を実施してきましたが、さらなる延長保育時間の拡大や土曜日の通常保育及び休日保育の実施の検討など、引き続き保育サービスの拡充に努め、保護者の多様な就労形態への対応の充実を図ります。

また、園児数の変化など保育需要の動向を踏まえながら、保育園の今後の運営や、地域の子育て支援の場としての活用などについて「保育園運営基本計画策定委員会」を設置し検討を進めます。

・保育園運営基本計画策定委員会運営事業
・保育園施設整備事業

3　民間活力を活用した保育サービスの促進

平成１９年４月に認可私立保育園※が開所したことで、民間保育園との連携を強化し、保育時間の拡大や休日保育、土曜日の通常保育など、多様化するニーズに対応した保育サービスの向上を促進します。

・私立保育園運営支援事業

4　園児のための食育の推進

子どもの健やかな心身の発育のため、食の大切さや楽しみを実感し、発達段階に応じた食育を推進します。

また、親子を対象とした食育教室を実施し、子どもたちの生活リズムや食生活の指導などを行い、家庭への波及効果を促進します。

・食育推進事業

5　放課後児童の保育サービスの推進

利用者のニーズに対応した学童クラブの運営に取り組み、仕事と子育ての両立を支援して、児童の健全育成を図ります。

また、「放課後子どもプラン※」に基づき、教育委員会と連携、一体となって学校施設等を活用し、放課後や長期休暇等における、子どもたちの育成、地域の交流活動に取り組み、総合的放課後児童対策を推進します。

・放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

市民等の役割及び期待

・保護者は、保育園の事業へ参画することが期待されます。
・保育園を地域の子育て支援の場として活用することが期待されます。
・食育についての理解を深め、家庭でも実践することが期待されます。

施策12 子育て支援の充実

基本方針

子どもを持つ親と、子育てにかかわる全ての人への負担をやわらげ、安心して子育てができるまちをめざします。

子育て支援センター※やファミリーサポートセンター※を活用し、情報の提供や相談体制の充実を図ります。育児をしている親が気軽に子育ての仲間づくりができるなど、親子の集える場や環境づくりを進めます。

また、各種助成制度や手当を支給することにより、経済的な負担の軽減を図ります。

現状と課題

本市の出生数は、５年前の平成１３年は４５９人でしたが平成１８年には３７７人と減少しています。合計特殊出生率も年々低下し、平成１３年は１．４４でしたが平成１８年においては１．２９と、少子化は急速に進展しています。

●核家族化や少子化、地域社会や家庭での人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化してきていることから、家庭での育児不安やストレスを抱える人が増えているので、その対策が急務となっています。

●きめ細かな子育て支援サービスが必要とされていることから、子育て情報や交流の場を提供するための仕組みづくりが求められています。

●医療費の助成や児童手当の支給など、子育てに伴う負担の軽減を図るための子育て支援の充実が求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
合計特殊出生率	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数	1.29	1. 4
子育て支援センター利用者数	－	22,413人	27,000人
安心して子どもを生み育てることができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	23.4 %	50.0%

今後の取り組み

1　地域で支える子育て支援の充実

平成１９年度に開設したファミリーサポートセンターの充実を図り、提供会員の研修を行い、地域で支える子育て環境の整備を進めます。

また、子育てへの不安や悩みなどを解消し、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、母子保健推進員※や子育てグループなどが主体となって実施している、遊びの広場事業の拡充に向けて、情報の交換を行うなど関係団体との連携を強化します。

さらに、母子保健推進員による赤ちゃん訪問などを行い、子育て支援や家庭における養育力の向上に取り組みます。

- ファミリーサポート事業
- 遊びの広場事業
- 赤ちゃん訪問事業

2　子育て情報の提供と相談や指導の充実

子育て支援の拠点である子育て支援センターを気軽に利用できるように、市の広報紙やホームページなどを活用してＰＲ活動を進めます。

また、子育て支援センターでは、親子の交流の場や保育園、幼稚園等の連携によりタイムリーな子育て情報の提供を行います。

さらに、育児不安の解消を図るため、育児相談会の開催や電話相談、子育てセミナーや離乳食講習会などの充実を図ります。

- 子育て支援センター運営事業
- ブックスタート事業
- のびのび子育てセミナー
- 育児相談事業

3　子育て支援のネットワークづくり

子育てグループの情報交換会や交流会を実施し、それぞれのグループが活動しやすい環境づくりに努めます。

また、安心して子育てできるために、子育て支援の体制づくりについて、関係機関や団体等と連携を図りながら検討を行ないます。

- 子育てグループ育成事業

4　子育てに伴う経済的負担の軽減

ゆとりを持って子育てができるよう、医療費の助成や児童手当の支給などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

子ども医療費助成事業では、平成１９年１０月より県の拡大に合わせて、入院費の助成を小学校卒業まで拡大して実施していきます。

また、治療費の補助や障がいのある子どもに対しての特別児童扶養手当※の支給などを行い、福祉の増進を図ります。

- 児童手当給付事業
- 子ども医療費助成事業
- 特別児童扶養手当支給事業

市民等の役割及び期待

- 子育て自主グループや支援グループに積極的に参加することが期待されます。
- 育児不安があった時など、行政機関や地域の母子保健推進員に相談することが期待されます。
- ファミリーサポートセンターの提供会員への積極的な参加が期待されます。

施策13 援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援

基本方針

支援を必要としている全ての子どもやその家庭が、安心して生活が送ることのできるまちをめざします。

ひとり親家庭への経済的支援と、育児相談や就業相談などの充実に努めます。

児童の虐待に対する認識を深めるとともに、虐待の早期発見・早期対応ができる体制づくりを推進します。

現状と課題

ひとり親家族が増加し、子育てに対する不安や大きな経済的負担を抱えている人が増えています。

子育てをするための環境は大きく変化してきており、児童虐待に関する相談件数も増加してきています。援助を必要とする子どもやその家庭が自立するための支援が必要です。

●ひとり親に関する子育て支援や生活支援、経済的支援など、適切に対応できる体制が求められています。

●児童虐待の早期発見と早期対応のため、要保護児童対策地域協議会の今後の運営や市民への啓発などが課題となっています。

●配偶者等からの暴力（ＤＶ※）被害者に適切に対応するための相談窓口体制の整備が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
児童扶養手当受給者数	－	377人	350人
ひとり親家庭医療費助成対象者数	－	1,174人	1,100人
虐待相談件数	－	31件	50件（注）

（注）本来は、相談件数を減少させることが望ましいが、被害にあっている自覚がなかったり、被害にあっていても隠すケースが多いと思われるため、相談の掘り起し等により、当面は増加の目標数値とします。

今後の取り組み

1　情報提供と相談体制の充実

ひとり親家庭や障がい児世帯、児童虐待や配偶者等からの暴力（ＤＶ）などに対し、子どもの健やかな発達を支援するための情報提供や相談体制を充実します。

家庭児童相談室の活用や相談体制の整備を進め、各種制度等を紹介したパンフレットを作成するなど、情報提供の充実に努めます。

また、市営住宅への優先入居などの支援を推進します。

- 家庭児童相談室事業

2　ひとり親家庭の自立のための制度の充実

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費助成や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度などによる経済的支援や各種制度の利用を促進します。

また、育児不安や就業などの相談・支援体制の整備を推進し、自立した生活ができるための支援に努めます。

- ひとり親家庭等医療費助成事業
- ひとり親家庭就業相談事業
- 母子寡婦福祉資金貸付事業

3　児童虐待の早期発見と早期対応の促進

行政や保育園、幼稚園、学校、警察などの関係機関で構成している要保護児童対策地域協議会※を核として、要保護児童に対する適切な支援を行います。

また、児童虐待に関する研修を実施するとともに、民生・児童委員※や母子保健推進員の協力を得ながら虐待の早期発見と早期対応に努めます。

さらに、虐待に関して理解を深めるための啓発を市の広報紙やホームページなどを活用して推進します。

- 要保護児童対策地域協議会運営事業
- 家庭訪問事業

4　ＤＶ被害者への支援

広報紙やホームページを活用してＤＶに関する認識を深めるとともに、民生・児童委員などの協力のもと、情報収集に努めます。

また、警察などの関係機関との連携を図り、ＤＶ被害者支援のためのネットワーク化を推進して、安全を確保するとともに相談及び支援に努めます。

- ＤＶ被害者相談支援事業

市民等の役割及び期待

- 心配なことがあった時は早期に行政や関係機関、地域の人に相談をすることが期待されます。
- 障がい者団体等の活動を理解し、支援することが期待されます。
- 地域全体で子育てを支援する意識を持つことが期待されます。
- 虐待、ＤＶに関しての理解を深め、疑われる場合は早期に連絡（通報）することが期待されます。

施策14

健康づくりの推進

基本方針

市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちをめざします。

健康の維持と増進に取り組む意識を育み、健康づくりの機会を提供することで、地域と協働した健康づくりを促進します。

栄養・運動・休養・こころの健康づくりについて、医療機関等との連携を図りながら推進します。

現状と課題

社会全体で健康的な生活を送るための関心が高まっているにもかかわらず、市民の死亡原因は、依然として生活習慣に起因したがん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病が上位３位を占めています。

●平成１８年度に策定した五泉市健康増進計画「健康ごせん２１」に基づき、栄養･運動･休養に関する健康づくり事業を重点的に実施する必要があります。

●まち全体の健康づくりを進めるためには、地域での健康づくりを積極的に進めることが重要です。

●最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防するために、食生活を改善する取り組みが必要です。

●ストレスやこころの病気にかかる人が増えていることから、相談体制の整備や精神保健に関する理解を深めることが求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
平均寿命（男性）	－	（H12五泉地区）78.1歳	79歳
平均寿命（女性）	－	（H12五泉地区）85.3歳	86歳
三大死因による死亡者数	－	412人	390人

今後の取り組み

1　総合的な健康づくり事業の推進

健康づくり推進体制として組織されている五泉市健康づくり推進協議会において、市が実施している健康づくり施策の審議を行い、市民の総合的な健康づくりの推進を図ります。

市民が主体となって健康づくりに取り組むことを基本とした健康増進計画「健康ごせん２１」に基づき、栄養・運動・休養・こころなど、あらゆる面からの健康づくり事業の実施を進めます。

市民や地域、企業等と協働することで、総合的な健康づくりを推進します。

- 五泉市健康づくり推進協議会運営事業

2　地域の健康づくり活動の推進

地域に密着した健康づくりを推進する健康推進委員会で、地域での健康づくりの必要性と意識を啓発し、地域住民が主体的に健康づくり活動を行うための支援に努めます。

地域ごとの健康づくり教室や食育教室、幼児と地域高齢者とのふれあい集会などを開催します。

- 地域健康推進委員会運営事業
- 高齢者と幼児とのふれあい事業
- 高齢者お茶の間サロン事業
- 健康づくり教室開催事業

3　栄養・食生活指導の充実

市民一人ひとりが健康的でいきいきとした生活が送れるよう、健康を維持・増進するための栄養指導や食生活の指導を推進します。

食生活改善推進委員の協力のもと、健康教室やお茶の間サロン等において生涯を通じた健康づくりや、生活習慣病を予防するための栄養バランスと食生活の改善に向けた指導を行います。

また、食生活を改善するための取り組みとして、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を進めます。

- 生活習慣病予防栄養指導事業
- 食生活講習事業
- 食生活改善推進委員協議会運営事業

4　こころの健康づくりの推進

ストレスやこころの病気に対する理解を深めるため、こころの健康づくりについての講演会等の開催や、広報紙やホームページを活用したＰＲを推進します。

いきいきと自分らしく生活ができるよう、医療機関等との連携を図りながら、ストレスやこころの病気についての相談の充実に努めます。

- こころの健康づくり講演事業
- 精神保健福祉相談事業
- 家庭訪問指導事業

市民等の役割及び期待

- 自らの健康に対する意識を持ち、健康づくり活動に主体的に取り組むことが期待されます。
- 地域健康推進委員会活動や健康づくり教室などに、積極的に参画することが期待されます。

施策15 保健予防の充実

基本方針

市民が自分の健康レベルを容易に知ることができ、自ら疾病の予防を心がけて健康的に生活が送れるまちをめざします。

各種健康診査についての重要性を啓発し、受診率の向上と疾病の予防を進め、特に生活習慣病※を予防するための取り組みを推進します。

また、疾病等により日常の生活が不自由となった人などに対し、その状態に応じた生活ができるよう、リハビリ教室や家庭訪問指導などの充実を図ります。

感染症の蔓延防止や感染症に対する偏見・差別を解消するため、啓発活動を推進します。

現状と課題

医療技術の進歩、保健医療体制の整備などにより平均寿命が延びてきている一方で、食生活の変化や運動不足等による生活習慣病の増加、社会環境の変化によるストレス増大など、健康を取り巻く課題は多様化しています。

●糖尿病等の生活習慣病やがんによる死亡が増加していることから、早期発見・早期治療のため、健康診査の受診率向上が重要です。

●生活習慣病による医療費の増大や死亡率が増加しているため、生活習慣病予備軍に対して、食生活や生活習慣の改善を指導する必要があります。

●病気や障害などのため、療養・生活指導が必要な人が増加していることから、自立に向けた保健指導等が必要です。

●従来の感染症に加え、ＳＡＲＳ等の新型感染症に対応するため、平成１９年４月より施行された、新たな感染症法令に基づいた体制の整備が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
基本健康診査受診率	基本健康診査受診者／基本健康診査対象者×１００	43.8%	50.0%
糖尿病代謝異常者※の割合	血糖、ＨＢＡ１ｃ異常者／基本健康診査受診者数×１００	17.9%	10.0%
胃がん検診受診率	胃がん検診受診者／胃がん検診対象者×１００	25.1%	33.0%
子どもの予防接種率	乳幼児・学童予防接種実施者／乳幼児・学童予防接種対象者×１００	77.5%	100.0%

今後の取り組み

1　疾病予防の充実

基本健康診査及び各種がん検診等を実施し、自らの健康レベルを確認することで、疾病の早期発見と早期治療を推進します。

健康診査希望調査を実施し、健康診査の対象者を把握して普及・啓発活動を行ない、各種健康診査の受診率の向上に努めます。

- 基本健康診査事業
- がん検診事業
- 糖尿病検診事業

2　生活習慣病予防の推進

健康長寿の最大の阻害要因である生活習慣を予防するためには、その予備軍を把握する必要があります。そのため、基本健康診査や糖尿病検診などの検診結果及び医療機関等との連携により、保健指導を必要とする人の把握に努めます。

対象者には各種教室を開催し、生活習慣病についての知識の普及、生活習慣改善のための療養指導を実施します。

- 基本健康診査指導事業
- 糖尿病予防事業
- 高脂血症予防事業
- 地区での生活習慣病予防事業

3　生活訓練・家庭訪問指導の充実

脳卒中等の病気や障害によって日々の生活が困難となった方に対しては、リハビリ教室を実施し、心身機能の維持を図るとともに、参加者同士の交流や社会参加を促進します。

また、妊産婦や乳幼児、生活習慣病予防や介護予防についての保健指導や、精神障がい者や難病、感染症等の療養指導など、保健師等による家庭訪問指導の充実に努めます。

- 機能訓練事業
- 家庭訪問指導事業

4　感染症対策の推進

子どもや高齢者への予防接種や結核検診等を実施し、感染症予防対策を推進します。また、狂犬病予防接種を行い、飼い犬の適正管理を図ります。

さらに、ＳＡＲＳ※や鳥インフルエンザ※等の新型感染症に対し、緊急時に迅速に対応できる体制整備を進め、広報紙やホームページを活用して感染症に関する最新情報の提供に努めます。

- 予防接種事業
- 結核検診事業
- 狂犬病予防接種事業
- 新型感染症対策事業

市民等の役割及び期待

- 自らの健康に対する意識を持ち、各種健康診査を積極的に受診することが期待されます。
- 自ら生活習慣病の予防に努めることが期待されます。

施策16 食育の推進

基本方針

家族みんなが、新鮮で安全な地場農産物を使った料理の並ぶ食卓を囲み、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れるまちをめざします。

食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践するため、食育意識の啓発活動を進めます。学校や保育園等における給食で「地産地消※」を推進し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。

また、食生活の改善による健康づくりを推進するとともに、家庭や地域が連携して食文化の継承を進め、魅力ある食育活動を推進します。

現状と課題

少子化や核家族化などの家族構成の多様化に伴い、特に食生活を取り巻く環境が大きく変化しています。いつでもどこでも好きな食べ物が食べられるようになり、「食」に対する意識が希薄になりつつあります。

- ●朝食の欠食や栄養摂取、食習慣が乱れてきていることから、子どもの健やかな成長のためにも、正しい生活リズムを確立することが必要です。
- ●学校給食における地場農産物の使用率は、供給体制の違いから地域により異なります。安定的に供給できるシステムの構築が必要です。
- ●日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防するためにも、食生活の改善を推進する必要があります。
- ●食の欧米化により地域の食文化が失われつつあることから、特産農産物を使った郷土料理を次世代に伝えていく必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
毎日朝食をとる子どもの割合	園児から中学生までを対象としたアンケートによる割合	幼　児：88% 小学生：88～92% 中学生：86%	100.0%
肥満の子どもの割合	３歳児、小学生、中学生における肥満（肥満度１５%以上）の割合	３歳児 男 3.4% 女 5.1% 小学生 11.6% 中学生 10.6%	３歳児 3.0%以下 小学生 7.0% 中学生 7.0%
学校給食における地場農産物利用率	小中学校へ納入する市内産の米・野菜等の数量割合	8.8%	16.0%

今後の取り組み

1　食育意識の啓発の推進

正しい生活リズムの確立や心身ともに健康であるためには、子どもの頃からのバランスのとれた食事の習慣化が大切です。食育教室を通した指導や、広報活動による情報提供に努めます。

また、食への感心を高めるための啓発活動を進め、家族で協力して買い物や料理を行い、ともに食事をすることで食事のマナーを習得することを推進します。

- 食育推進事業

2　学校における食育の推進

「生きた教材」である学校給食を活用し、食に関する指導をさらに充実させるため、指導者研修の実施や「食に関する指導の全体計画」等の作成により、計画的かつ継続的な指導の充実を図ります。

また、家庭への理解を深めるため、食育パンフレットの作成、食育だよりの発行などを行ない、食育の推進を図るための情報提供の充実に努めます。

- 食育パンフレット作成事業
- 食育だよりの発行事業

3　生産者との交流の推進

食物に対する感謝の念や理解を深めるために、食の楽しさや大切さを経験できるよう、給食交流会の開催など、生産者との交流の機会の充実に努めます。

また、野菜の栽培や収穫体験の機会を充実するため、学校や保育園等で行なっている野菜づくりや稲作体験を促進します。

- 農産物栽培体験学習事業
- 農業交流事業

4　地産地消の推進

安全で安心な地場農産物を子どもたちに提供するため、農家と連携を図りながら学校や園への給食食材の安定した供給体制の確立を推進します。

また、旬の野菜料理を紹介した広報活動等により、地場農産物の直売所を幅広い年代層へ利用促進を図り、地場農産物の消費拡大に努めます。

- 地産地消推進事業

5　食育による健康増進の推進

乳幼児から高齢者までの人生の各段階に応じた食育指導や情報提供に努めます。

また、核家族や共働き家庭の増加等に伴う食事の簡便化傾向に対し、外食や中食※等の際にカロリー表示がされているなど市民が自分の健康に配慮し、自分に適した食事が選択できるよう、関係団体等へ働きかけ、環境の整備に努めます。

- 健康づくり支援店普及事業

6　食文化を伝承する機会の充実

郷土料理を次の世代に伝えていくために、地域や小中高等学校と連携し、料理講習会の開催や指導者の充実を図ります。

また、学校給食においても郷土料理を積極的に献立に盛り込むなど、食文化の伝承に努めます。

- 郷土料理講習会事業

市民等の役割及び期待

- 食を通じた健康づくりに努めることが期待されます。
- 家族が一緒になって楽しい食事をすることが期待されます。
- 安全安心な地場農産物に関心を持ち、積極的に利用することが期待されます。

施策17

高齢者福祉・介護保険の充実

基本方針

全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちをめざします。

介護状態になることを未然に防ぎ、総合相談などを行うための拠点である地域包括支援センター※の強化を図ります。

介護保険制度を安定的に継続できるように、健全な財政運営を推進するとともに、在宅サービス及び施設サービスの充実を図ります。また、年々複雑化してきている介護保険制度の周知や、気軽にできる体操や転倒予防などの健康づくりを進めます。

現状と課題

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。高齢者の自立支援をはじめ、一人ひとりのニーズに合わせた介護予防や介護サービスを提供する必要があります。

- ●介護状態になることを未然に防ぐための健康づくりや、高齢者を取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな支援体制の整備が求められています。
- ●介護サービス利用の伸びが続いていることから、安定した介護保険のために健全な財政運営を進める必要があります。
- ●介護認定者と施設入所希望者の増加に対応するため、ニーズに対応した介護保険事業計画を策定し、安心して在宅生活が送れる環境づくりが求められています。
- ●高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
居宅介護（支援）サービス受給率	居宅介護（支援）サービス利用者数／高齢者数×１００	10.4%	14.8%
施設介護サービス受給率	施設介護サービス利用者数／高齢者数×１００	3.6%	4.4%
要介護認定者のうち軽度者の割合	（要支援＋要介護１認定者）／要介護認定者×１００	39.8%	39.9%
介護認定率	要介護認定者数／高齢者数×１００	15.8%	17.6%
高齢者になったときも安心して生活することができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	24.8%	50.0%

今後の取り組み

1　介護保険財政の健全な運営

今後も介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。そのため、施設及び在宅の介護サービスと介護予防の充実を図りつつ、介護保険制度の周知を行い、給付の適正化を推進し安定した介護保険財政の健全運営を行います。

- 介護給付費適正化事業

2　在宅サービスの充実

生涯にわたって住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、訪問介護（ホームヘルプサービス）、短期入所生活（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）などの各種在宅サービスの充実を図ります。

- 居宅介護サービス基盤整備事業

3　施設サービスの充実

在宅での介護が困難で、施設介護を必要とする高齢者のニーズを把握しながら、介護保険事業計画の策定を進めます。これにより、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設サービスの充実を図ります。

- 介護保険事業計画策定事業
- 施設介護サービス基盤整備事業

4　生活支援サービスの充実

高齢者とその家族が必要とする各種生活支援サービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援を行います。

- 在宅介護支援センター運営事業
- 地域支え合い事業
- いきいきシニアプラザむらまつ整備事業

5　介護予防の推進

軽度の介護認定者や介護が必要になるおそれのある高齢者が、元気で生活を続けることができるための取り組みを進めます。

また、介護予防の情報提供や、健康の維持・増進を図るための軽体操や転倒予防など、気軽に参加できる事業を推進します。

- 地域支援事業
- 介護予防ＰＲ事業

6　地域包括支援センターによる活動の充実

地域包括支援センターでは、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的な支援を推進します。

介護に関する悩みや家族の悩みなど多岐多様に渡る相談に対応した総合相談窓口や、高齢者の権利擁護、介護予防プランの作成、関係機関とのネットワークの構築など、高齢となっても地域で住み続けることができるような支援体制を整備します。

- 地域包括支援センター運営事業

市民等の役割及び期待

- 介護保険制度の理解を深め、適正な介護保険料の納付が求められます。
- 市が提供する介護予防の場に参加することが期待されます。
- できるだけ介護が必要とならないよう、日頃から介護予防や健康づくりに取り組むことが期待されます。

施策18 保健・医療・福祉体制の充実

基本方針

誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い保健、医療及び福祉サービスを受けることができるまちをめざします。

医師会等関係機関との連携を強化し、それぞれの役割分担を明確にすることで、良質な医療の確保と救急医療体制の維持や充実に努めます。

多様な保健・医療・福祉ニーズに対応できるよう、各機関の役割分担と、それぞれの専門性を活かした連携と体制整備を推進します。

また、感染症や自然災害などの緊急時に対応できる体制整備を促進します。

現状と課題

疾病構造の変化に伴う生活習慣病をはじめとしたさまざまな病気が増加しています。また、小児救急医療の確保、寝たきりや認知症等に対応できるよう、一定の水準の医療を、いつでも安心して受診できる体制が急務となっています。

- 医療制度改革に伴い、医師や看護師などの医療従事者不足、医療費の増大等医療を取り巻く環境が厳しくなっていることから、地域医療・救急医療の体制を維持することが困難となっています。
- 市民ニーズが多様化・複雑化しているため、分野別ではなく保健・医療・福祉の連携した対応が、強く求められています。
- アスベスト等のさまざまな病気や健康被害、新型感染症の発生、大規模災害等の緊急時の健康被害が、最小限に抑えられるような体制整備が求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	28.7%	50.0%
市民１，０００人あたり医師数	医師の数／総人口×１，０００	0.84人	1.0人
市民１，０００人あたり一般診療所数	一般診療所の数／総人口×１，０００	(H16) 0.4箇所	0.5箇所

今後の取り組み

1　地域医療体制の充実

地域医療体制の充実を図るため、一次医療※を担う診療所及び二次医療※を担う病院の役割分担と連携への支援を行います。

市内にある医療機関だけでは、入院や高度な治療を要する医療には対応できない場合があるため、二次医療及び三次医療※については、新潟医療圏との連携をもとに、高度な医療体制の確保に努めます。

・地域医療体制整備事業

2　救急医療体制の確保と充実

救急患者が休日や夜間でも迅速かつ適正な医療が受けられるよう、一次救急医療※から三次救急医療※までのネットワークをつくり、体制の維持・充実に努めます。

特に夜間や休日の救急医療体制について、急病や怪我の程度によって一次医療を担う診療所及び二次医療を担う病院の役割分担を明確にし、市民への周知を図ります。これにより各医療機関の負担が分散でき、持続的な体制の整備と充実に努めます。

・救急医療推進事業

3　保健・医療・福祉のネットワークづくりの推進

誰もが利用しやすい保健・医療・福祉の分野での総合的な連携を図ります。

複雑な問題や相談などに対応するため、各機関の円滑な連携を図るとともに、それぞれの専門性を活かした役割分担のもと、保健・医療・福祉の総合的なネットワークづくりを推進します。

・ネットワーク環境整備事業

4　健康危機管理機能の強化

ノロウイルス・鳥インフルエンザ等の新型感染症や、地震や水害等の自然災害やテロなどに備えて、関係機関との連携・訓練・研修を通じ、緊急時における市民の健康管理が迅速かつ適切に行える体制づくりを推進します。

・健康危機管理事業

市民等の役割及び期待

・夜間の救急医療機関や土日・祝日の急患当番医を把握しておくことが期待されます。
・緊急時の対応について、あらかじめ家庭や地域において話し合うことが期待されます。
・医療機関は、一次医療と二次医療の役割分担を明確にし、持続的な医療体制の整備に努めることが期待されます。

施策19 社会保障制度の円滑な運営の推進

基本方針

健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、社会保険や公的扶助などの社会保障制度の充実と維持が必要です。

国民健康保険・後期高齢者医療や国民年金、生活保護など各制度の安定・円滑な運営を行い、市民が疾病や老後の生活、不慮の出来事による生活苦などの不安をなくし、安心して暮らせるまちをめざします。

現状と課題

●国民健康保険は近年著しい医療費の伸びや、景気の低迷などによる加入者の増加に伴い保険財政運営は厳しくなっています。また、保険税の収納率は低下し、健全な財政運営が大きな課題となっています。

●老人医療は、高齢化の進展とともに医療費の伸びが増大し、平成２０年度より市町村単位で行ってきたものから県下で統一された新たな後期高齢者医療制度（７５歳以上の人全てが加入する）としてスタートします。この制度の内容をいち早く市民に周知していく必要があります。

●年金制度にはサラリーマンが加入する厚生年金などとその他の人が加入する国民年金があります。給料から天引きされる年金に比べ、国民年金は年金不信による未加入や未納者の増加が大きな問題となっています。

●生活保護については、高齢化の進展や地場産業の低迷などが影響し、保護率が年々増加しています。生活の維持が困難な世帯への適切な支援が求められるとともに、関係機関との連携をより強めて、自立へのサポートを行う必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
一人あたりの医療費	国民健康保険における一人あたり療養諸費（年報一般より）	220,981円	248,700円
国民健康保険加入者の健康診査受診率	国保特定健診対象者（４０歳から７４歳）の健康診査受診率	25.3%	58.0%
国民健康保険税（現年度分）収納率	国民健康保険税（現年度一般分）の収納率	92.6%	94.1%
生活保護者数	人口１，０００人に対する生活保護者の数	3.99人	3.99人

今後の取り組み

1　国民健康保険財政の健全化

国民健康保険財政の健全化を図るため、収納率の向上や事務の効率化と医療費の適正給付・助成に努めます。
また、医療費抑制のために健康診査を実施し疾病の早期発見を図るとともに、生活習慣病への対策や健康指導を充実し、安定した国民健康保険運営を進めます。

- 税収向上対策推進事業
- 医療費適正化事業
- 健康診査指導事業

2　高齢者の新たな医療制度への移行

現在の老人保健法に基づく７５歳以上（一定の障害のある人は６５歳以上）の人を対象とした老人医療制度が平成２０年度から新たな後期高齢者医療制度へと移行します。各々の市町村で行ってきたものが県下一つに統合されることにより、さまざまな制度が変更されます。これらの制度の内容が決定したものから順次お知らせし、サービス低下とならないような体制作りに努めます。

- 後期高齢者医療制度構築事業

3　国民年金制度の周知

関係機関との連携を強化し、国民年金制度の必要性や年金に対する関心を高め、各種年金制度への理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。
また、転職等に伴う未加入期間の発生を防止するとともに、納付の促進を行い、無年金者※の解消に努めます。

- 年金制度啓発事業

4　生活保護世帯の自立促進

生活保護率は近年大幅に伸びてきました。この原因として地場産業の低迷や高齢化の進行により就業の機会が減少していることなどが考えられます。
さまざまな理由により、生活に困窮している世帯が、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切な支援を行います。また、国の生活保護世帯自立支援プログラムを活用して、保護世帯が就業できるよう働きかけるなど関係機関と緊密に連携し、自立支援を推進します。

- 生活保護扶助事業

市民等の役割及び期待

・社会保障の根幹である国民健康保険や国民年金などの趣旨を理解し、適正に納付することが求められます。
・自らの健康に対する意識の高揚や、健康づくり活動に取り組むことが期待されます。

施策 20

安全・安心な水の供給

基本方針

私たちが毎日利用している水道水は、五泉の豊かな自然が育んだ良質な地下水、伏流水、湧水や河川水から作られ、健康で文化的な生活や各種の産業活動を営むために欠くことのできないものです。

快適な生活や産業活動の原動力として安全で安心なおいしい水、災害に強く安定した水が供給されるまちをめざします。

水源環境保全を図るための啓発活動や災害に強い水道施設の整備を進めます。また、山間地域の安全・安心で安定的な水の供給を図るため、簡易水道※の上水道への統合を検討するとともに、水道事業全体の経営の安定に努めます。

現状と課題

当市の水道は、２つの上水道事業と５つの簡易水道事業、１つの小規模水道※事業により実施しています。水道事業は、水源の大部分を良質な地下水に頼っていることから、浄水処理の経費も低く抑えられるとともに、設備投資も抑制できたことから、事業経営は比較的安定しています。一方、簡易水道事業は、不安定な水源問題や浄水施設整備などの問題を抱えているとともに、経営の効率化が課題となっています。

- ●生活や産業活動による水質環境の悪化を防止するため、環境保全に向けた啓発活動や情報公開を進めることが必要です。
- ●老朽化した水道施設が多いことから、改良や耐震化を行うなど、災害に強い施設整備を進めることが必要です。
- ●河川水などを水源とした簡易水道では、水源の水質が不安定なため、その対応が課題となっています。
- ●安定した経営と給水を図るため、２つの上水道事業の統合が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
石綿配水管の更新	上水道・簡易水道の石綿管※残存延長の率	31.1%	23.0%
配水管の漏水件数	－	29件	20件
有収率	給水量のうち料金収入など収益につながった水量の割合	87.4%	90.0%

今後の取り組み

1　水源環境保全の啓発活動

水源環境が悪化すると、水質にも悪影響が現れます。水質が悪化した場合は、基準を満たすために薬剤などを増量するため、現在の水よりも、おいしくない水を利用することになるほか、浄水処理施設の改良や維持管理などの経費も増大することになります。

生活や産業活動に起因する影響を少しでも軽減し、自然が育んだ大切な水源を将来にわたり守っていくため、水道施設見学などを通じて水環境に関する啓発を推進します。

また、水源や給水栓の水質検査結果を広報紙やホームページに掲載するなど情報の公開を積極的に進めます。

- 水質検査事業
- 水道施設見学事業
- 水環境啓発活動事業

2　災害に強い水道施設の整備

五泉水道・村松水道・近接する簡易水道の一体化した水道施設の構築をめざして、整備計画を策定します。

また、老朽化した水道施設の更新にあわせて管網※の整備や改良、施設の耐震化を計画的に整備し、災害に強い水道施設の整備を進めます。

- 水道事業統合計画策定事業
- 配水管更新事業
- 配水池増設事業

3　簡易水道の上水道への統合推進

河川水や伏流水を水源としている箇所については、水質が不安定で突発的に悪化することがあります。簡易水道と上水道の統合や、新たな浄水処理方法を検討し、安全・安心・安定した上水道事業を推進します。

- 水道事業統合計画策定事業
- 簡易水道統合事業
- 簡易水道基幹改良事業

4　水道事業経営の安定化

水道経営の状況などの情報を広報紙やホームページでわかりやすく公開することにより、水道事業の透明性を高め、市民から信頼される経営を進めます。

また、有収率及び水道料金の収納率の向上や、市町合併による２つの異なる料金体系について統一し、経営の安定に努めます。

- 水道事業経営安定化事業

市民等の役割及び期待

- 水を大切に使うことが期待されます。
- 将来にわたり水源を良好に保つため、水環境に関心を持つことが期待されます。
- 災害に備え、飲料水の確保に心がけることが期待されます。
- 水道料金の適正な納付が求められます。

施策21 交通安全と防犯の推進

基本方針

身近な生活の中に犯罪や事故などがなく、誰もが安心して豊かな暮らしができるまちをめざします。

市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルール・マナーを遵守した、交通事故のない安全な環境を整備します。

また、市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪が発生しにくい環境を整備するとともに、悪質な販売や消費者トラブルに巻き込まれないための相談体制を充実します。

現状と課題

不審者事件や交通事故、消費者トラブルなどに対し、市民の命と財産を守るための取り組みが必要とされています。

- ●当市は事故のないまちをめざし、交通安全都市を宣言しています。交通安全意識の啓発活動やカーブミラー等の整備を推進し、交通事故件数は年々減少してきていますが、かけがえのない市民の命を守るため、引き続き交通安全への取り組みを進めることが必要です。
- ●全国各地で痛ましい事件が発生しており、防犯活動の重要性は日増しに強くなってきています。当市においても、不審者の出没や車上狙いなどが発生していますので、安全で安心なまちづくりを積極的に進めることが必要です。
- ●近年、商品形態の多様化や契約の複雑化に加え、悪質な販売活動による被害が増加するなど、消費生活に関する問題が深刻化しています。消費者相談窓口の充実と消費者関係組織と連携した消費者への啓発などが課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	34.4%	50.0%
交通事故の発生件数	－	256件	200件
犯罪件数	－	377件	250件

（注）防犯活動（組織数、活動数など）の状況を示す指標については、今後、実態調査をした上で指標を設定するとともに、施策管理を行います。

今後の取り組み

1　交通安全意識の高揚

子どもたちや、高齢者などに交通ルールを身につけてもらうため、地域や職場単位で交通安全講習会を開催します。また、広報紙やホームページなどを活用して交通安全意識の高揚と普及を推進します。

春、秋の交通安全運動や、夏、冬の交通事故防止運動を、警察や関係団体と連携を図りながら交通事故防止に努めます。

万が一交通事故に遭った場合に備え、交通災害共済の加入や給付内容の周知を図り、加入者の増加に努めます。

- 交通安全指導・啓発事業
- 交通安全災害共済事業

2　交通安全施設の整備の推進

歩行者と運転者の安全を確保するため、防護柵やカーブミラーなどを設置するとともに、交通安全看板の作成及び設置など、交通施設の更なる整備を推進します。

また、交差点の改良や信号機等の設置などが必要な場合、関係機関への働きかけに努めます。

- 交通安全施設整備事業

3　防犯意識の啓発の推進

犯罪を未然に防ぐため、広報紙やホームページなどを活用した防犯関連情報を積極的に提供するとともに、防犯意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

また、各種防犯講習会等への参加を促進し、地域や市全体の防犯活動の活発化を図ります。

- 防犯意識啓発事業

4　地域における防犯体制支援の充実

市や警察などの防犯関係団体で組織する防犯組合連合会※が実施する防犯講習会や研修会、情報紙の発行や防犯看板の設置などを支援し、地域と行政が一体となった防犯活動を推進します。

また、子どもたちの安全確保や盗難などの犯罪を未然に防ぐため、巡回パトロールや不審者対策などの活動を促進します。

さらに、地域における防犯環境を整備するため、防犯灯設置等の支援を進めます。

- 防犯灯設置事業
- 巡回パトロール事業

5　消費者相談体制の充実

年々複雑化・悪質化してきている消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないように、さまざまな消費生活情報の提供に努めます。

万が一遭遇した場合でも被害を最小限に押え、また、わかりにくい商品販売や契約への適切な対応ができるよう、県消費生活センターや消費者協会等と連携し、相談窓口の充実を図ります。

- 消費者保護推進事業

市民等の役割及び期待

〈交通安全対策〉
- 普段から交通ルール・マナーを守ることが求められます。
- 交通安全教室に、積極的に参加することが期待されます。

〈防犯対策〉
- 防犯関係団体や地域における防犯活動（子どもを見守る活動等）への参加が期待されます。

〈消費者保護対策〉
- 被害に遭わないため、日頃から情報収集に心がけることが期待されます。

施策22 地球環境の保全

基本方針

資源やエネルギーの大量消費により、地球温暖化や大気汚染・水質汚濁などの環境破壊が進んでいます。次世代に豊かな自然と命を引き継ぐために、地球環境を保全し、安心して暮らせるまちをめざします。

環境問題に対する意識啓発を進め、自然環境の保全を図ります。また、省資源・省エネルギーなどを進めるため、ライフスタイルの改善や水質をはじめとする環境汚染防止対策の推進、新エネルギー※の普及活動を進めます。

現状と課題

大量生産や大量廃棄など資源やエネルギーの大量消費により、地球温暖化やオゾン層※の破壊、水質汚濁や大気汚染など地球規模で環境破壊が進んでいます。京都議定書※に基づき、地球温暖化防止対策をより積極的に取り組むことが必要です。

- ●市民や事業者が、環境保全に対する関心を高めることや、地域の自然環境への理解を深めることが課題となっています。
- ●市民や事業者が、日常生活や事業活動において省資源や省エネルギーなどの環境に配慮した主体的な行動をとることが課題となっています。
- ●水質・大気汚染防止、水環境の保全を図るため、監視体制の整備や公害防止に配慮した事業活動の促進が課題となっています。
- ●ダイオキシン類※などの環境汚染物質への適切な対応が必要となっています。
- ●新エネルギーへの理解や、利用の促進と公共施設への計画的な導入が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市全体の温室効果ガスの推計排出量	五泉市全体のエネルギー供給量×係数	(H17) 約40万ｔ	減少をめざす
こどもエコクラブ※への加入団体数	－	1団体	50団体
環境学習会やイベントなどへの参加者数	市が実施する環境学習会やイベントなどへの参加者数	112人	700人
騒音・大気汚染などの公害に悩まされていると感じていない市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	56.3%	70.0%
生活の中で省エネを心がけている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	未実施	65.0%

今後の取り組み

1　環境問題に対する意識啓発と自然体験の充実

　環境情報の収集・提供に努め、環境学習リーダー養成講座などの学習環境の充実を図り、環境保全団体等の育成を進めます。
　また、自然体験型の学習会や関係団体と連携した講座などの実施により、市民や事業者の環境保全に関する関心を高めます。
　さらに、自然観察イベントの開催や自然環境マップの作成など、豊かな自然にふれあう機会を提供します。

- 環境学習リーダー養成事業
- こどもエコクラブ事業
- 環境学習事業

2　自然環境の保全と再生の推進

　自然の恵みや四季の潤いを感じられる地域を守るため、自然環境の状況を把握し、貴重な動植物の保護を進め、地域や環境団体と連携した自然環境の保全を進めます。
　また、各種公共工事においては、自然環境に配慮した工事の実施を促進するため、多自然型工法※を導入します。

- 環境人材バンク事業
- 環境配慮型公共工事の推進に関する指針策定事業

3　省資源と省エネルギーの推進

　一人ひとりが日常生活や事業活動が環境に与える影響を認識し、環境に配慮した行動を続けていく必要があります。そのために、省資源やリサイクル、環境にやさしい製品の利用や自家用車利用の抑制などの市民生活の定着化を進めます。
　また、行政は、省エネルギーへ率先的に取り組みます。

- 環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）認証取得支援事業

4　公害防止対策の推進

　安心して生活できる生活環境を保全するため、河川や工場排水などの水質管理体制を整え、大気汚染、騒音、地下水位観測等の測定監視を行います。
　また、環境汚染等が発生した場合は、発生要因への的確な対応を行うとともに、本市の豊かな水環境の保全を図るため、汚染防止対策の強化、地盤沈下対策や渇水対策なども含めて適切な対応を行います。

- 河川水質監視事業
- （仮称）水環境プラン策定事業

5　環境汚染物質の排出抑制

　ダイオキシン類などの有害物質については、情報収集や実態調査に努め、市民や事業者に正しい知識や情報を提供します。また、事業者に対しては、環境汚染物質排出・移動登録（ＰＲＴＲ）制度※の周知と適正管理を推進します。

- 有害物質管理適正事業

6　新エネルギーの普及

　二酸化炭素の発生を抑制し、環境への負荷の低減を図るため、太陽光発電システムなどの新エネルギーの一般家庭への利用促進を進めるとともに、公共施設等への率先導入に努めます。また、バイオマスエネルギー※や未利用エネルギー※などの活用についても検討を進めます。

- 新エネルギー普及推進事業

市民等の役割及び期待

- 環境学習やイベントなどへ積極的に参加することが期待されます。
- 日頃から節水を心がけるなど、環境に配慮したエコライフ※に取り組むことが期待されます。
- 自然の恵みや四季の変化を感じとり、日頃から身近な自然を大切にすることが期待されます。
- 事業者については、環境に配慮した事業活動が期待されます。

施策23 信頼できる消防・救急体制の推進

基本方針

消防・救急・救助体制を充実させ、火災をはじめとするさまざまな災害や救急事故などへの対応が、迅速かつ的確に行われ、一人でも多くの生命と財産が守られるまちをめざします。

また、火災予防対策と応急手当の普及を図り、市民と消防が一体となった災害の少ない安心できるまちをめざします。

消防体制の充実と消防施設等の整備を図るとともに、幼少年婦人防火クラブ※等の活動を積極的に進めるなど、火災の発生予防の啓発に努めます。

救急隊員等の活動技術の向上や体制整備を図り、救急救命率の向上に努めるとともに、家庭や事故現場で市民が応急手当をできるよう、講習会を開催して普及と啓発を図ります。

現状と課題

火災予防活動を通じて市民の意識啓発に努めているものの、依然として不注意による火災発生が多い状況です。また、心疾患の増加等により疾病構造が変化し、救急需要は年々増加しています。そのため、迅速かつ的確な対応と、積極的な災害防止活動の推進が求められています。

●消防団員の担い手の確保が課題となっています。
●防火水槽や消火栓の整備や老朽化に伴う車両の整備が求められています。
●火災を未然に防ぐための取り組みが課題となっています。
●救急需要が年々増加しており、救急体制の充実と救急車等の整備が必要です。
●心臓停止患者等の救命率を上げるために、市民への応急手当の普及と啓発などが必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
消防団員の充足率	消防団員数／消防団員の定員数×１００	96%	100%
消火栓等の充足率	消防水利設置数／国で定める消防水利の基準数×１００	78%	81%
火災発生件数	－	13件	10件
心肺停止患者への応急手当実施率	心肺停止患者へ市民が実施した応急手当実施数／心肺停止患者の人数×１００	30%	50%
普通救命講習会の受講者総数	Ｈ１０年からの普通救命講習会を受講した総人数	1,873人	4,000人

今後の取り組み

1　消防体制の充実

複雑多様化している火災をはじめとしたさまざまな災害に、迅速かつ的確に対応するため職員の資質の向上を図ります。
また、地域防災活動の中心的役割を担う消防団員の担い手が不足していることから、消防団員の待遇面や安全装備等処遇改善を行い、加入促進を図ります。
さらに、よりきめ細かな消防団活動をするため女性消防団員の積極的活用を図ります。

- 消防職員研修事業
- 消防団員育成事業

2　消防施設等の整備

火災などの災害による被害の軽減を図るため、老朽化した消防車両の更新や装備の充実を進めるとともに、消火栓や防火水槽等の計画的な設置を図ります。
また、消防団の機動力向上と装備の充実を図るため、全ての消防団に小型動力ポンプ積載車を配置し、災害への対応力を高めるとともに、老朽化の著しい消防器具置場やホース乾燥塔等の施設改修に努めます。

- 消防車両整備事業
- 消火栓・防火水槽整備事業
- 小型動力ポンプ整備事業
- 積載車整備事業
- 消防器具置場等整備事業

3　火災予防対策の推進

火災の発生を未然に防止するため、防火対象物などの立入検査を強化するとともに、防火管理者の指導育成に努めます。
また、住宅火災が多数を占めていることから、子どもや主婦などで組織している幼少年婦人防火クラブの活動を積極的に推進します。
さらに、事業所が集まり自主的に組織する防火協力団体と連携を強化し、火災予防の啓発活動に努めます。

- 予防査察推進事業
- 住宅用防災機器設置啓発事業
- 防火協力団体連携強化活用事業
- 火災予防啓発事業

4　救急救助体制の充実

救急体制について、医療技術の進歩に伴い高度化する救急活動と、年々増加する救急需要に的確に対応するため、救急隊員の研修などを充実し、職員の資質向上に努めるとともに、救急隊員の専任化をめざします。また、救急車の搬送時や緊急の際の受け入れ病院のネットワーク化の整備を進めます。
さらに、救助体制について、複雑かつ大規模化するさまざまな災害に万全を期するため、救助隊員の資質向上に努めるとともに、救急・救助車両の適正な更新と装備の充実に努めます。

- 救急救命士養成事業
- 高規格救急自動車整備事業
- 救助資機材等総合整備事業

5　応急手当の普及と啓発の推進

心臓停止患者等の救命率を高めるためには、救急車が到着する前に、その場に居合わせた市民による素早い応急手当が不可欠です。市民、事業所などを対象とした救命効果の高いＡＥＤ（自動体外式除細動器）※の取り扱いなどの普通救命講習会を積極的に開催して、応急手当の知識と技術の普及啓発に努めます。
また、１１９番通報の際、通報者に対して応急手当を指導する口頭指導体制の充実を図ります。

- 応急手当普及啓発事業
- 口頭指導体制強化事業

市民等の役割及び期待

- 火災発生時の対応方法を身に付けることが期待されます。
- 市民自ら火災予防に取り組むことが期待されます。
- 市民及び事業所は、消防団活動を理解し、参加、協力することが期待されます。
- 救命講習会などへの積極的な参加が期待されます。

施策24 防災意識の高揚と防災施設整備の推進

基本方針

地震や台風、大雨などのさまざまな災害に対応した体制を整え、災害に強いまちをめざします。

防災に対する意識の啓発と知識を普及するため、広報活動の推進や防災訓練を実施するとともに、地域防災力の要であるコミュニティの自主防災組織の育成を促進します。

また、災害による被害を最小限に食い止めるために、防災施設や情報伝達網などの体制整備を推進します。

現状と課題

「中越地震」など、過去に類のない地震や集中豪雨が頻発していることから、住民と地域と行政が連携した防災体制が必要です。

●地域の避難誘導や避難所運営には、お互いが助け合う防災組織の育成が重要です。

●浸水被害を解消するため、河川や水路を整備する必要があります。

●土砂災害から人家や公共施設を守るため、防災施設の整備を促進する必要があります。

●災害時において、迅速で適切な対応を行なうためには、より多くの情報伝達を可能とする体制の強化を推進する必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
自主防災組織率	自主防災組織世帯数／全世帯数×１００	2.7%	5.0%
避難場所を知っている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	66.5%	80.0%
防災対策を行っている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	12.9%	50.0%

今後の取り組み

1　防災意識の高揚

災害などの際に適切な行動がとれるよう、防災マップや広報紙等を活用した啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及を積極的に推進します。

また、地域自主防災組織や防災関係機関、行政が一体となった総合的な地域防災訓練などを実施し、地域ぐるみの防災意識の高揚に努めます。

- 防災啓発活動事業
- 地域防災訓練事業

2　防災体制の整備

震災や風水害などさまざまな災害に即応できるよう、地域防災計画に基づき関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化を推進します。特に、高齢者や障がい者などの災害弱者の円滑な避難誘導を行うため、情報伝達や避難支援体制の充実に努めます。

そのため、地域における自主防災組織の育成や指導者の資質向上の支援を推進します。

- 地域防災訓練・水防訓練事業
- 防災組織づくり支援事業

3　防災施設等の整備の推進

学校や道路、上下水道などの公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、避難場所やライフライン、災害備蓄品などの確保を推進します。特に過去の浸水被害状況等を踏まえ、河川や道路、下水道雨水幹線※等の整備を推進します。

また、土砂災害発生危険箇所の調査・指定に努め、危険区域の定期的な巡視員体制の整備を図るとともに、荒廃した山地の復旧を進め、災害の防止・軽減を推進します。

- 雨水路整備事業
- 地滑り危険箇所巡視事業
- 公共施設耐震化事業

4　迅速な情報伝達の充実

災害時において、現場との連絡手段を確保し、より迅速で正確な情報を伝えるための連絡網や防災行政無線の整備を検討します。

また、火災や地震、台風や大雨などのさまざまな災害情報など、ホームページ等を活用した情報提供により、二次災害等の防止に努めます。

- 防災情報提供事業

市民等の役割及び期待

- 危険箇所等を発見した場合は、速やかに通報することが期待されます。
- 災害に備えた自主的な防災活動をすることが期待されます。
- 訓練や地域の防災組織へ積極的に参加することが期待されます。

施策25 雪害対策の推進

基本方針

雪国に位置する本市において、雪害対策が不可避な状況となっています。地域ぐるみで雪害対策に取り組み、誰もが不安なく安全に暮らせるまちをめざします。

除雪機械や融雪施設の整備を促進し、冬期間の交通の確保に努めます。

また、高齢者や障がい者など、除雪の対応が困難な世帯に対する支援を促進します。

現状と課題

毎年の降雪量はその年によって異なるものの、万一の豪雪に備えた体制の整備が不可欠な状況です。

雪害対策は、昭和５０年代末での異常豪雪を契機に、除雪機械や融雪施設の整備を行うなど道路交通の確保を中心に推進してきました。近年、高齢者世帯の増加や経済状況の変化などにより、行政のみで対応することが難しい状況が増えてきています。

●降雪は、通勤、通学、救急、消防などの日常生活に支障を及ぼすことから、スムーズな道路交通機能を確保する必要があります。

●山ろくに位置する集落が多いことから、降雪量の多い山間部に対する雪害対策が必要です。

●機械除雪が困難な幅の狭い道路や、自力で除雪することが困難な高齢者世帯などに対応するため、市民と行政が一体となった取り組みが求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
雪が降っても日常生活に大きな支障がないと感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	28.3%	40.0%
消雪パイプの整備延長	実延長距離（累計）	36.2㎞	44.0㎞

今後の取り組み

1　歩道除雪の推進

降雪時における歩行者の安全確保を図るために、歩道の除雪が必要となっています。

通学や日常生活の安全な歩行空間を確保し、利便性を高めるため、小型除雪機械などを活用した歩道除雪作業を実施します。

・歩道除雪事業

2　道路除雪の推進

一般交通の確保及び歩行者の安全と利便性を図るため、除雪を想定した道路整備に努めます。老朽化した除雪機械の計画的な整備を進めるとともに、除雪機械を確保するため除雪業者との連携を図り、市内全域をカバーした除雪作業を実施します。

また、降雪量の多い山間地においては、きめ細かいパトロールを実施して市民生活の安全確保に努めます。

・道路除雪事業

3　消雪パイプ整備の推進

市街地等で道幅が狭く除雪が困難な道路における交通の確保を図るため、消雪パイプの計画的な整備を推進します。なお、実施にあたっては、地下水の保全や有効活用に配慮しながら、整備を進めます。

・雪寒地域道路整備事業

4　地域と一体となった除排雪の推進

除雪作業中の機械の騒音・振動や、除雪作業の妨げとなる迷惑駐車、屋根雪等の適切な排雪など、地域住民の理解と協力のもとに除排雪ができるよう、広報紙やホームページなどを活用した啓発に努めます。

また、各地区や集落における共同除雪に除雪機械を貸し出すなど、市民と行政が一体となった除雪体制づくりを推進します。

・除排雪支援事業

5　生活弱者への支援

高齢者世帯や障がい者世帯など、自力で除雪作業が困難な世帯に対応するため、地域コミュニティを活用したボランティアなどによる助け合いの除雪体制を促進します。

・老人世帯等雪おろし支援事業

市民等の役割及び期待

・路上駐車や道路への雪出しの防止などにより、除雪作業へ協力することが求められます。
・地域ぐるみで助け合いながら除雪を行うことが期待されます。

施策26 青少年を地域ぐるみで育む環境整備の推進

基本方針

家庭や学校、関係団体など、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、次代を担う青少年たちが、心身ともにたくましく成長できるまちをめざします。

地域における青少年健全育成と教育力の向上をめざすため、関係団体との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

また、大人と子どもがともに学ぶ体制と環境を整備し、「子どもを地域ぐるみで育む」取り組みを推進します。

現状と課題

少子化や核家族化による地域社会や家庭での人間関係の希薄化などを背景に、子どもの成長過程における自然・生活・社会体験など、生きるための経験不足が問題となっています。このため、学校や家庭、地域社会が一体となり青少年の健全育成に取り組むことが必要です。

- ●治安や社会環境の悪化などにより、各家庭だけでは対処できない問題が増えているため、関係団体の体制整備が必要です。
- ●悩みを持つ青少年や保護者からの相談件数が多いことから、より充実した相談体制が必要です。
- ●家庭における生活習慣・リズムの乱れが問題となっており、家庭教育について保護者への意識啓発やさまざまな支援が必要です。
- ●自然体験や異世代との交流経験が不足しており、地域の教育力を活かした取り組みが必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
青少年が健全に育成されていると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	22.4%	50.0%
青少年交流事業の参加者数	「夏のつどい」や「冬のつどい」などへの参加者の合計数	1,500人	2,000人
パトロールした青少年指導員数	–	466人	500人
不良行為少年の補導人数	–	107人	50人

今後の取り組み

1　青少年健全育成を推進する体制の強化

　青少年健全育成を推進するため、推進母体である青少年健全育成市民会議※の組織を強化し活動を支援します。
　また、各地域の青少年健全育成団体については、実態に対応した活動ができるよう支援し、「地域の子どもは、地域で守る」という意識の定着化を進めます。
　さらに地域・家庭・学校との連携を図りながら、青少年の非行防止や有害環境の浄化を進める体制を整備します。

- 青少年健全育成市民会議組織強化支援事業

2　街頭指導と相談体制の充実

　家庭、学校、地域や青少年指導員、ボランティアによる子ども守り隊※などとの連携を強化し、街頭指導を充実させ、非行や問題行動の防止に努めます。また、研修会等を実施し関係者の共通理解や資質の向上を図ります。
　さらに、青少年育成センター※の相談体制を充実し、悩みを持つ青少年及び保護者等への適切な対応に努めます。

- 相談・啓発業務
- 街頭指導活動事業
- 青少年指導員等研修事業

3　家庭教育の充実

　家庭教育学級※を開催し、保護者の意識を高め、家庭での生活習慣の確立や基本的なしつけの実践を図ります。また、家族とのふれあいにより、人を思いやる心を持った子どもの育成に努めます。
　さらに、家庭教育講座や親子ふれあい事業などを行い、子育てについての情報交換、仲間づくり等を通して家庭での教育力の向上を支援します。

- 家庭教育学級事業

4　地域での活動機会と活動の場の充実

　子どもたちの生きる力を育むため、チャレンジランド杉川など青少年教育施設の整備充実を図り、自然体験や異世代と交流する機会を充実するとともに、子どもの自立性や社会性、コミュニケーション能力の向上に努めます。
　また、地域の子ども会の指導者研修会や交流会を開催し、「子どもを地域ぐるみで育む」意識と体制整備を推進します。

- 地域活動活性化事業
- 地域子ども会指導者育成事業

市民等の役割及び期待

- 「子どもを地域ぐるみで育む」という意識を持つことが期待されます。
- 家庭教育の重要性について、意識を持つことが期待されます。
- 青少年育成団体などに積極的に参画することが期待されます。

施策 27

地域における福祉活動の充実

基本方針

市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、住み慣れた地域において、地域ぐるみで福祉を支え合うまちをめざします。

ボランティアや地域福祉活動の担い手の掘り起こしや育成に努め、活動しやすい環境づくりを推進します。

福祉に対する関心や理解を深めるための取り組みと、地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした福祉活動が活性化するよう支援します。

現状と課題

少子高齢化や核家族化、夫婦共働き世帯の増加などに伴い、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、各家庭を支えてきた地域社会のつながりが薄らいできています。

●地域・学校・職域などそれぞれの特性に応じたボランティア活動を活性化するために、ボランティアの普及・啓発及び育成支援が必要です。

●市民の連帯感や地域社会への関心の希薄化が進んでいるため、地域福祉で中核的な役割を担っている人材や団体の支援を強化する必要があります。

●高齢者や身体の不自由な人などを含めた、全ての人が利用しやすい施設整備が遅れていることから、バリアフリー化への対応が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
個人ボランティア登録者数	－	1,111人	1,300人
１年間におけるボランティア活動・地域活動参加割合	市民意識調査のアンケート項目	33.7%	40.0%
民生・児童委員※における相談・支援の件数	－	1,753件	2,500件

今後の取り組み

1　ボランティア・NPO 活動の育成支援

　さまざまな福祉活動に対応するため、社会福祉協議会や関係機関と連携し、ボランティアセンターや福祉活動団体の組織の育成と強化に努めます。
　ボランティアセンターが実施する機関紙の発行やボランティアまつりの開催など、福祉活動に参加したいと考えている人が気軽に参加できる環境づくりと、福祉活動に対する意識の醸成に努めます。
　また、人材育成の講習会などを開催し、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、新たな人材の発掘に努めます。
　さらに、福祉施設の交流などを通じ、子どもの頃から福祉の心が育まれるような取り組みに努めます。

・ボランティアセンター活動推進事業

2　民生・児童委員活動の推進

　地域福祉の中心的役割を担う民生委員・児童委員が、その地域における福祉ニーズを的確に把握し、適切な相談助言活動行うことができるように、民生・児童委員協議会やその専門部会を通じて情報交換や研修を行い、資質の向上を図ります。

・民生・児童委員活動促進事業

3　社会福祉協議会の活動支援

　地域福祉活動の中核的な役割を担っている社会福祉協議会に対し、地域福祉の課題解決に向けた専門員の配置や、関係機関・団体との連携を強化するための体制整備を支援します。
　また、協議会が担っている身近な地域での助け合いや支え合い活動、行政サービスとのネットワーク化を進め、総合的な福祉活動への支援を行います。

・社会福祉協議会支援事業

4　福祉のまちづくりの推進

　「福祉のまちづくり条例※」や「福祉のまちづくり推進計画※」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進します。
　また、企業や関係機関等の施設のバリアフリー化について、積極的な情報提供を行い、理解を深めるための普及・啓発に努めます。

・福祉のまちづくり推進事業

市民等の役割及び期待

・ボランティアや NPO 活動に積極的に参画することが期待されています。

施策28 国際化に向けた環境整備の推進

基本方針

国際理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

国際交流推進団体と連携し、団体が実施するさまざまな国や地域との交流事業を積極的に支援します。また、情報提供や学習活動の充実を図り、国際化に向けた環境づくりを進めます。

現状と課題

経済のグローバル化が進展し、地域における国際化が求められています。

本市の国際交流は、五泉市国際交流協会など４団体を活動の核として、主に青少年の国際感覚を養い、多様な文化への理解を深めるため、ホームステイなどによる交流を進めてきました。

また、本市には約９０人の外国籍市民が生活しています。お互いの文化や風習に対する理解を深め、市民と外国籍市民が地域社会の一員として認め合って生活できる環境づくりが求められています。

●青少年の国際感覚の醸成や外国の異文化への理解を深めるため、さまざまな国や地域との交流の場の充実を図ることが必要です。

●災害時における支援、医療、教育の支援など外国籍市民の暮らしやすい環境整備を進めることが必要です。

●外国籍市民を含めた市民に国際理解を深めるための場の提供や、組織の育成が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
国際交流事業に参加した人数	中学生海外派遣事業などの国際交流事業への参加者数	70人	160人
外国籍市民との交流事業に参加した人数	外国籍市民地域交流促進事業などの交流事業への参加者数	80人	100人
外国籍市民の人数	－	85人	100人

今後の取り組み

1　さまざまな国や地域との交流の推進

五泉市国際交流協会、村松東小学校 PTA、モンゴルこども交流委員会、フレンドシップフォースなどの国際交流推進団体が実施する海外との交流事業を支援し、さまざまな国や地域との交流事業を進めます。

- 中学生海外派遣事業
- 海外交流事業

2　外国籍市民が暮らしやすい社会環境づくりの推進

ともに暮らせるまちづくりを進めるため、五泉市国際交流協会が実施する外国籍市民との交流パーティーなどの交流事業を進め、相互理解を促進します。

- 外国籍市民交流事業
- 日本語交流活動教室開催事業

3　市民への国際化の意識啓発の推進

国際化に対応した多様な文化の理解を深めるため、講演会の開催や情報発信を積極的に推進します。

また、国際感覚を養うための学習や体験講座などに取り組みます。

- 国際化啓発講演会事業

4　組織強化の推進

情報交換の場の充実や組織強化を図るため、国際交流協会などの国際交流推進団体で構成する連絡協議会の設立を進め、市民主体による事業の推進に努めます。

- （仮称）国際交流推進連絡協議会設立支援事業

市民等の役割及び期待

- 講演会や学習活動、交流会などに積極的に参加することが期待されます。
- 語学の習得に努め、外国籍の方とのコミュニケーションを活発化させていくことが期待されます。
- 諸外国から来た人に対し、もてなす環境づくりが期待されます。

施策 29

商業の活性化

基本方針

商工団体との連携により、地域に根ざした商業活動の活性化を進め、まちなかが賑わっているまちをめざします。

中心市街地の活性化を図るため、組織づくりを推進し、市街地整備について検討を進めるとともに、生活者の日常生活の利便性や快適性の向上と地域商業の振興を図るため、商店街などによる活気あるまちづくりを支援します。

また、経営の安定化と地域経済の活性化を図るため、地場産業であるニット製品の販路拡大などを支援するとともに、中小企業の経営基盤強化のための支援を行います。

現状と課題

２つの地域の市街地中心部に商店街がありますが、消費者の購買形態や交通手段の変化等により、各商店街とも経営は厳しい状況にあります。

●商店街には、地域社会の核として情報交換や交流の場としての側面があることから、特性を活かした店舗づくりやサービスの提供が求められています。

●後継者不足などにより閉店する店も増え、空き地や空き店舗の有効活用が課題となっています。

●平成１８年６月に中心市街地活性化法が改正したことにより、より一層商店と商工団体、行政が一体となった市街地活性化に向けた取り組みが求められています。

●歴史ある定期市場や朝市の出店者や買い物客が、ともに減少してきていることから、活性化が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
小売業販売額	－	(H16) 458億9,900万円	470億円
卸売業販売額	－	(H16) 496億9,400万円	490億円
市内で日用品を買う人の割合	中心市街地に関する県民意識・消費動向調査のアンケート項目	(H16) 73.0%	75.0%

今後の取り組み

1　商店街活性化の推進

商業協同組合や商店街等との連携を強め、各種イベントなどによる魅力ある商店街づくりへの支援を行います。共通商品券の新規加入店舗を増加し、消費拡大に努めるとともに、空き店舗を活用した交流スペースの整備を推進します。

また、特産品やお菓子などのお土産店や飲食店等を網羅したマップを作成して PR 活動に努めます。

さらに、商店街の活性化にむけた先進事例の情報収集を行い、関係団体等への提供を進めます。

- 商業活性化支援事業
- 魅力ある商店街づくり事業

2　商店の経営の安定化と近代化の推進

商店の規模や経営状況に応じた貸付条件の設定など、より利用しやすい融資制度の整備を推進します。商工団体との協力による経営指導や相談体制の充実を図り、各種支援制度が積極的に利用できるよう情報提供に努めます。

また、後継者等の人材を育成するため、各種研修の斡旋や研修補助制度等の PR を図り、研修や勉強会への参加を促進します。

さらに、ニット卸商業組合の行っている見本市や販売会等を支援し、販路の拡大に努めます。

- 中小企業金融対策事業
- 小規模企業経営基盤強化推進事業
- 経済活性化推進事業

3　中心市街地活性化の推進

市街地のまちづくりの方向性を総合的に検討するため、商工団体や商店等と連携して中心市街地活性化計画の策定に向けた組織づくりを推進します。

- 中心市街地活性化事業

4　暮らしやすい市街地環境の整備

便利で人にやさしいまちなか居住を創出するため、歩道の段差解消や交通アクセスの改善など、利便性や快適性、安全性に配慮し、バリアフリー※の視点を取り入れた市街地機能の充実に努めるとともに、コミュニティバス※の導入について検討を進めます。

- コミュニティバス導入推進事業

5　市場の活性化の推進

広報紙やホームページ等により出店者の募集を図るとともに、利用者拡大のための PR を行いながら、コミュニティの場としても重要な定期市場の利用を促進します。

また、定期市場の防風柵を改修するなどの施設整備を進め、きれいで明るい市場の提供に努めます。

- 市場環境整備事業

市民等の役割及び期待

- 地元商店街を積極的に利用することが期待されます。

〈商店等〉

- 商店街の活性化に向けた組織づくりが期待されます。
- 交流イベントなどを主体的に企画・運営することが期待されます。
- 研修会や勉強会へ参加することが期待されます。
- 他業種との交流の場に積極的に参画することが期待されます。

施策 30

工業の活性化

基本方針

地場産業の主力となるニット産業の活性化と、多様な産業の振興を図り、活気に満ちたまちをめざします。

地域産業が国内外で十分な競争力を発揮できるよう、中小企業の経営安定化や事業拡大、及び異業種交流等を進め、基幹産業の振興対策を図ります。

また、進出希望企業や新しい分野を開拓する既存企業への支援体制の整備を進めるとともに、新たな産業創出についての研究を推進します。

現状と課題

本市の産業構造はニット、織物からなる繊維産業が中心で、特に主力産業であるニットは平成６年より産地ブランド「ＧＯＳＥＮドリーム」を販売するなど、様々な戦略を展開しています。しかし、近年は廉価な輸入品などによる影響から厳しい状態が続き、倒産などが増加しています。

●ニット産業においては、独自の高度な技術を活かした製品づくりや経営の安定化、観光と連携した商品の販売促進等による活性化を図る必要があります。

●地域経済の活性化を図るため、既存企業への支援と誘致活動を進めるとともに、新たな産業の育成が求められています。

●平成１４年に造成した村松第二工業団地の早期売却が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
工業製品等出荷額	－	(H17) 870億9,671万円	900億円
繊維・衣料品の製造品出荷額	－	(H17) 264億5,705万円	270億円
製造業事業所数	－	(H17) 296事業所	300事業所

今後の取り組み

1　地場産業の活性化の推進

既存企業の活性化を図るため、企業や商工団体、行政の連携を強め、定期的な情報交換に努めます。ニット・織物・加工業などの異業種による新たな製品づくりや、商・工業の交流による地域全体の活性化を図ります。

また、観光と連動した市の産業全般の販売・PR を図るため、（仮称）産業振興センターの整備について検討を進めます。

- 工業活性化支援事業
- 経済活性化推進事業
- （仮称）産業振興センター建設推進事業
- マイホーム建設支援事業

2　工場の増設および企業誘致の推進

既存企業を活性化するために工場設置奨励制度を充実し、工場施設の増設を促進するとともに、村松第二工業団地への誘致を図ります。

また、地域産業の活性化のためには、多様な企業の立地を図ることが有効なことから、ホームページ等を活用して積極的な誘致活動を行います。

- 工場設置奨励推進事業
- 企業誘致推進事業

3　中小企業者の経営の安定化と近代化の推進

中小企業の規模や経営状況に応じた貸付条件の設定など、より利用しやすい融資制度の整備を推進します。商工団体との協力による経営指導や相談体制の充実を図り、各種支援制度が積極的に利用できるよう情報提供に努めます。

また、後継者等の人材を育成するため、各種研修の斡旋や研修補助制度等の PR を図り、研修や勉強会への参加を促進します。

- 中小企業金融対策事業
- 小規模企業経営基盤強化推進事業

4　新たな産業の創出

地域資源の積極的な掘り起こしや可能性についての研究と開発を行うため、（財）にいがた産業創造機構や大学、研究機関との連携を推進します。

また、起業を喚起する支援制度や、新分野を開拓する意欲のある企業への支援方法を検討します。

- 産学官連携支援事業

市民等の役割及び期待

〈企業等〉

- 他業種との交流の場に積極的に参画することが期待されます。
- 研修会や勉強会へ参加することが期待されます。
- 付加価値の高い工業製品の開発・生産が期待されます。

施策 31

雇用環境の整備と充実

基本方針

経済活動の多様化は、新たなビジネスチャンスと雇用を創出します。既存産業の活性化を図るとともに、起業促進や新規企業の誘致活動を展開し、新たな魅力ある産業と雇用を生み出すまちをめざします。

若者の地元定着に向けた雇用対策を図るとともに、新規進出企業への優遇制度などを充実させ、積極的な誘致活動を推進します。また、埋もれている人材の能力を発揮できるよう、働きやすい就業環境の整備を進めます。

現状と課題

長引く景気の低迷から雇用情勢は厳しい状況であり、新津公共職業安定所※管内の有効求人倍率は平成１９年３月現在０．７９で改善傾向にあるものの、県平均との比較では０．３４ポイント低くなっており、地場産業の振興や既存企業を含めた雇用の創出が課題となっています。

●若年層を中心に人口流出が進んでいることから、定住に向けた雇用対策が必要です。
●育児・介護と就業の両立が難しい現状があるので、法制度の周知など雇用環境の整備が必要です。
●求人に合った人材が不足しているため、人材育成の取り組みが必要です。
●経済活動が低迷しているため、地場産業の振興や企業誘致が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
有効求人倍率	新津公共職業安定所管内の有効求人倍率	0.79	1.00
就業率	就業者／労働力人口×１００（国勢調査による）	(H17) 94.8%	100.0%
育児・介護休業法※を内容まで知っている人の割合	市民意識調査のアンケート項目	17.1%	50.0%

今後の取り組み

1　若者定住とUJIターンの促進

ハローワークや関係機関と連携し、就業に関する情報提供に努め、若者の地元就労を促進するとともに、企業が求める人材確保のため、積極的な募集活動の支援を行います。

また、ホームページ等を活用したUJIターン※希望者への情報提供や、新規定住者・就業者への助成・支援制度を検討します。

- 雇用安定促進事業

2　雇用情報の提供と就業相談の充実

就職に向けた活動を支援するため、ハローワークや五泉しごと館と連携し、就業に関する最新情報の提供に努めるとともに、さまざまな悩みや問題についての相談や助言を行う体制を充実します。

また、女性は、出産・育児などで一度離職すると再就職が困難になるケースが多いため、情報提供や就業相談などによる再就職支援を充実します。

- 雇用安定促進事業
- 再就職支援事業

3　働きやすい就業環境の推進

事業主に対して人材育成を図るため中小企業大学校などが実施する研修への支援を行います。

また、地域産業の重要な担い手である女性の働きやすい環境の整備や、子育て期の夫婦への子育て支援などの促進を図ります。

そのために育児・介護休業制度や男女雇用機会均等法※の周知を企業に要請・指導するとともに、支援制度の活用などにより、労働者が安心して働ける就業環境づくりを進めます。

- 中小企業大学校研修支援事業
- 勤労者福祉推進事業
- 就業環境整備事業

4　企業誘致による雇用の場の拡大

雇用の場を確保するため、融資制度や工場設置奨励制度を充実するとともに、ホームページ等を活用した積極的な企業誘致活動を推進します。

- 工場設置奨励推進事業
- 企業誘致推進事業

市民等の役割及び期待

〈市民〉
- 就業のための知識や技術を自ら習得することが期待されます。
- 地域での子育て支援や高齢者支援などの活動に、積極的に参加することが期待されます。

〈企業〉
- 雇用の場の拡大が期待されます。
- 育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりが期待されます。

施策32 農産物のブランド化と安全で安心な食の推進

基本方針

本市は水と自然環境に恵まれた立地条件を活かし、「国の指定産地」を受けた里いもなどの特産物が豊富にあります。豊かな自然に恵まれた気候風土を活かし、特色ある農産物を生産するまちをめざします。

地域の特性にあった農産物に、より一層の高付加価値を追及することで、「五泉ブランド」を確立するとともに、流通体制の整備を推進します。また、農作物を地元で生産し地元で消費するシステムを構築し、地球環境に配慮した農業経営を推進します。

現状と課題

豊富な水と自然環境に恵まれた立地条件を活かして、水稲を主体に、一部地域においては果樹、園芸を組み合わせた複合経営が盛んに行われています。しかし、農業情勢は、農産物の低価格化や産地間競争など年々厳しくなっており、また、農薬や化学肥料を押さえた安全性が高い農業経営が求められています。

●需給構造の変化等から生産額の減少傾向が続いているため、農産物の五泉ブランドを確立し、産地間競争で負けない高品質と流通体制を整備することが必要です。

●安全安心で新鮮な農産物が求められているため、「地産地消」や「環境保全型農業」の取り組みが課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
農業産出額	―	8,350百万円	10,000百万円
特別栽培農産物※の面積	特別栽培農産物の認証を受けている総面積	29ha	100ha
指定産地の品目数	国または県の指定産地を受けている農産物の品目数	11品目	13品目

今後の取り組み

1　農産物の五泉ブランド確立と生産の推進

市場ニーズに対応するため、関係機関・団体との連携を図り、生産体制の見直しを行い、特産農産物の数量の拡大を進めます。

また、生産組織力強化のための支援や、更なる付加価値を付けるため、加工品の開発の取り組みを推進します。

- 農業活性化推進事業
- 省力化、共同化施設整備等推進事業
- 土づくり推進事業

2　流通体制の整備と販路拡大の推進

農業法人などを中心に生産・販売管理ができる人材の育成を行い、品質の均一化を図り、計画的な生産・販売の仕組みづくりを進めるとともに、産地直送、直売などの流通ルートの開拓を推進します。

特産農産物や国・県の指定産地を受けている園芸作物などについて、その優れた内容を紹介し、付加価値の高い販売促進のために各種 PR イベントを開催します。

- ぼたん園管理等緑化推進事業
- チューリップまつり事業
- 農産物等振興まつり事業
- 求評宣伝支援事業
- 都市消費者交流事業

3　地産地消の推進

地元で取れた安全で新鮮な農産物は、地元で消費することを推進します。安全性の高い農産物を生産するために、履歴の添付、検討会の開催、子どもたちとの交流活動などを行い、農業者の意識向上を図ります。

また、市民へ地産地消の PR を行い、直売所やスーパーなど地場産農産物の積極的な購入を働きかけます。

さらに、学校給食をセンター方式から自校調理方式へ転換し、地場産農産物の積極的な活用を進め、地産地消と食育を推進します。

- 地産地消 PR 事業
- 農業交流事業

4　環境保全型農業の推進

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然体系本来の力を最大限に利用して行う農業を進めます。家畜糞尿や生ごみ等、バイオマス資源※の利活用などにより、環境に与える負荷をできる限り低減します。

また、エコファーマー※の認定農家や特別栽培農産物の取り組み農家を支援し、環境保全型農業を推進します。

- エコファーマー支援事業
- 特別栽培農産物促進事業

5　産学官連携の推進

安全で安心な農作物をブランド化するため、新潟大学農学部フィールド科学教育研究センター等との連携を推進し、先端技術を活用した農業振興に努めます。

- 産学官連携支援事業

市民等の役割及び期待

＜市民＞
- 地元の農産物を優先的に購入することが期待されます。

＜農業経営者＞
- 付加価値の高い農産物の生産が期待されます。
- 環境に優しい農業経営を心がけることが期待されます。
- 関係機関、団体が実施する各種研修会等の場へ積極的に参加することが期待されます。

施策33 安定した農業経営と担い手育成の支援

基本方針

将来を担う後継者の確保と育成を図るとともに、複合営農による安定した農業経営をしているまちをめざします。

新規就農者が参入しやすい体制をつくり、次代を担う農業後継者の確保と育成を支援するとともに、地域のリーダー的存在となる農業者を育てるために、農用地の効率的な活用や、生産組織、法人化への誘導を進めます。また、地球環境に配慮した循環型農業を推進し、おいしい良質米の生産と、地域の特産物の開発を進めます。

現状と課題

経営耕地面積が狭い兼業農業が大半であり、認定農業者※は農家戸数の約１４％と少ない状況です。また、世代交代が進まず、経営者が高齢化しており、将来を担う後継者の確保と育成が緊急の課題となっています。

●経営者の高齢化や離農が進んでいるため、後継者確保と地域のリーダー育成が課題となっています。

●効率的で安定した経営基盤をつくるため、点在している農用地の集積を図るなど、中核的経営体※を確立することが課題となっています。

●一等米比率や米需要の低下により、農業収入が減少しているため、良質米の生産や地域の特産物の開発などが必要となっています。

●堆肥の供給と需要のバランスがくずれてきているので、良質な堆肥の生産など、需要の拡大が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
経営面積４ha以上の認定農業者数	－	199人	280人
全ての農地における利用権の認定割合	－	17.4%	36.0%
農業生産法人設置数	－	5法人	12法人

1　担い手の確保と育成

新規就農者が参入しやすい体制を支援するとともに、担い手が中心となる農業構造を確立するため「農業経営改善支援センター※」を活用し、地域農業の中心的な役割を担う認定農業者の確保と育成を推進します。

- 新規就農者支援事業
- 貸付資金利子補給事業
- 農業経営合理化資金預託事業

2　農用地の集積及び流動化の促進

農産物の低コスト化、高品質、安定供給を図るため、農地の「出し手」と「受け手」にかかる情報を一元的に管理するシステムを活用し、利用権設定を進め、農用地が集積されるよう努めます。

- 農地銀行活動事業

3　中核的経営体と複合営農による安定した農業経営の確立

規模拡大と生産性の向上を図るため、地域の実情にあった中核的経営体を確立し、地域農業を振興します。

また、消費者が求める高品質、良食味、安全性を兼ね備えた良質米の生産に努め、的確な需給調整を進めます。

さらに、地域に即した農産物の栽培による農業経営の合理化を図るため、技術指導や研修会により営農技術の向上に努めるとともに、付加価値を高めた特産品の開発、販路拡大及び普及宣伝を進めます。

- 農業団体等育成・組織強化事業
- 良質米生産対策事業
- 水田農業構造改革交付金事業

4　耕種農家と畜産農家の連携推進

耕種農家※における安全安心で品質の高い農作物の生産と、畜産農家における飼料の受給率の向上が求められています。

そのため、耕種農家と畜産農家の連携を図り、畜産農家で生産する良質な堆肥を供給することで、経営の合理化と安定化を推進します。

- 耕種・畜産農家連携推進事業

市民等の役割及び期待

〈市民〉
- 安全、安心な地元の食材を積極的に取り入れることが期待されます。

〈農業者〉
- 農用地の集積に積極的に参加することが期待されます。

〈農業団体〉
- 安定した農業経営の確立や担い手育成に向け、指導や研修会等積極的に取り組むことが期待されます。

施策34 農地、農村の環境整備

基本方針

豊かな自然環境と美しい風景の保全に配慮しつつ、農村生産基盤と生活基盤が整備されているまちをめざします。

農業経営体を育成し、農業生産基盤整備を進め、農地や農業用施設の維持管理に努めるとともに、農村集落道整備の推進と農業用水の水質を保全することにより、市民生活の安定と安全で安心な食料生産基盤の確保に努めます。

現状と課題

新たな食料・農業・農村基本計画により、経営体の育成が本格的に取り組まれる中、人材の育成と経営安定対策が課題となっていることから、生産基盤整備の促進が必要とされています。また、農村集落内は、市街地より道路や下水道施設等の生活環境の整備が遅れている現状であり、農地、農村に対する環境整備が重要な課題となっています。

- ●農地等の維持管理は、従来農業者が行ってきましたが、環境面など市民に与える影響も大きいことから、維持管理への地域住民の参画が課題となっています。
- ●集落内の道路は幅員が狭く、機械の大型化や避難路確保が難しい状況であり、道路網の整備が必要です。
- ●生活雑排水がそのまま放流され、農業用水の水質が低下している状況であり、小規模集合排水処理施設の整備や小型合併処理浄化槽等の普及促進が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
水田整備率	水田を３０a区画に整備してある割合	24%	(H33) 28%
汚水処理普及率	（下水道利用可能人口＋合併処理浄化槽で処理している人口）／総人口×１００	60.9%	67.0%

1　生産基盤整備の促進

農政の大改革により経営体を育成し、高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加を抑制し、農地を保全することにより、安全安心な食料生産基盤の整備を進める必要があります。

そこで、作業機械の大型化や生産コストの削減を図るため、意欲ある経営体の育成、経営体への農地集積を進め、大区画基盤整備を推進します。

- 基盤整備促進事業
- 経営体育成基盤整備事業

2　農地・農業用施設の維持管理の推進

農業者の高齢化や後継者不足を背景に、今後経営体への農地集積が進み、農道や用排水などの施設の維持管理の低下が見込まれます。

農地や農業用施設は、作物の生産基盤の他、洪水時の貯水能力、植物や小動物の生育、環境面など多面的機能により市民に多くの利益をもたらしていることから、広報紙やホームページ等を活用し、理解を深めるためのＰＲ活動を進めます。

また、農業者と地域住民が一体となった農業用施設の環境保全活動に取り組みます。

- 国営造成施設管理体制整備事業
- 地域用水機能増進事業
- ため池等整備事業
- 基幹水利施設管理事業

3　農村集落道の整備の促進

農村集落における道路網は、農地と集落を結ぶ農道と、集落間や主要道路を結ぶ集落道があります。道路整備にあたっては、作業機械の大型化や災害時の避難路に対応でき、集落間相互の利便性・安全性に考慮して整備を進めます。

- 農道等整備事業

4　農業用水の水質の保全

多くの農村集落は市街地から離れているため、下水道未整備地区が多く、生活雑排水がそのまま水路や河川に放流され、農業用水の水質が低下しています。

安全安心な食料生産を進めるため、下水道処理区域の見直しにより、小型合併処理浄化槽普及促進を進めます。

- 小型合併処理浄化槽等設置整備事業

市民等の役割及び期待

- 生活雑排水の適正処理に努めることが期待されます。
- 農地や農業用施設の持つ多面的な機能を充分理解することが期待されます。
- 地域住民が一体となった農村環境の整備が期待されます。

施策 35

森林資源の利活用と保全

基本方針

広大な森林は、市民生活に憩いと潤いをもたらしてくれるとともに、水資源の涵養や国土保全及び環境面といった公益的な機能を発揮しています。地域資源としても重要な価値のある森林資源を有効に活用し、保全しているまちをめざします。

国県や森林組合との連携を図りながら、計画的な森林育成と治山施設等の整備を推進し、林業関係団体の担い手育成や林道等の基盤整備、特用林産物※の振興を推進するとともに、山林の持つ豊かな自然を活かした景観を保全するため、病害虫の防除を推進します。

現状と課題

木材需要の減少、林業従事者の高齢化などにより、間伐※作業等が進まず森林が荒廃していることから、森林の適切な保全と林業経営へのさまざまな支援が必要となっています。

- ●適切な森林整備を推進するため、間伐等への支援体制の確立が求められています。
- ●気軽に自然に親しめるとともに、公益的な機能が発揮できる森林の整備が課題となっています。
- ●生産性の向上や機械化に必要不可欠な林道・作業道などの整備が課題となっています。
- ●林業経営の安定を図るために、特用林産物の振興が必要となっています。
- ●森林を保全するために、病害虫の駆除などさまざまな対策が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
間伐実施率	民有林※面積のうち、Ｈ１６年から間伐を実施している累計面積の割合	3.0%	10.0%
林道等整備割合	林道・作業道延長／民有林面積	10.8m/ha	11.1m/ha

今後の取り組み

1　森林の育成と保全

県や森林組合と連携を図り、森林所有者に対して間伐の時期についての情報や間伐費用の支援情報などを提供することにより、適切な森林管理に努めます。

また、間伐や植林などの実施にあたっては、作業の省力化とコストを低減するために、高性能林業機械の導入などにより、森林組合の体質強化を図り、作業の受委託を進めて健全な森林の保全に努めます。

- 里山エリア再生交付金事業

2　森林の総合的活用の推進

生態系の調査や体験イベント等を通じ、森林の保全活動を推進するとともに、環境教育の場としての活用に努めます。また、市民の憩いの場として、気軽に自然に親しめるよう、適切な維持管理に努めます。

地すべりなどの山地災害から人命や財産を守るため、治山施設の設置や、防災機能の高い森林の整備を推進します。

- 地すべり巡視事業
- 小規模治山事業

3　林業基盤整備の促進

森林の育成や林産物の運搬など、林業経営に不可欠な林道・作業道等の維持管理と整備を図り、生産性の向上を推進します。

また、森林施業に関する技術指導や各種研修会を開催するなど、新たな担い手の育成に努めます。

- 間伐等森林整備促進事業
- 林道維持管理事業

4　特用林産物の振興

林業における所得の向上と経営の安定を図るため、きのこ類や栗の栽培、木炭の生産など、地域の自然環境や気候風土に適した特用林産物の振興及び普及促進に努めます。

- 特用林産物振興事業

5　森林病害虫の防除

緑豊かな自然環境を守り、山林の景観を保全・活用するため、樹木に被害を及ぼす「松くい虫」などの病害虫に対し、伐倒駆除や樹幹注入などにより被害発生源の駆除を行い、被害の拡大防止に努めます。

- 松くい虫対策事業

市民等の役割及び期待

- 森林を憩いの場として活用することが期待されます。
- 体験イベント等の環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。

施策36 地域資源を活かした観光と都市交流

基本方針

他では見られないその地域の特色に触れることが観光の大きな魅力のひとつであり、今ある魅力を再確認し、眠っている資源を掘り起こして、訪れた人がもっと滞在したくなり、再び来たくなるまちをめざします。

観光客をもてなしの心であたたかく迎える体制づくりや、魅力的な各種イベント・観光ルートの開発を推進するとともに、特産品などの五泉ブランドの確立と四季折々の魅力を活かした交流事業を展開し、都市間交流を活性化します。また、歴史的・文化的に価値のある観光資源の整備を行い、特色をもった観光振興を推進します。

現状と課題

豊かな自然環境に育まれた観光資源が多く、水芭蕉・桜・チューリップ・ぼたんが可憐に咲き誇る「春の花シリーズ」や、県下有数の名湯「咲花温泉」、手ごろに登山が楽しめる山々など、観光客は増加傾向となっています。しかし、通過型観光が多く、地域振興に十分活用されていないため、地域産業や雇用の活性化につながる取り組みが必要となっています。

- ●民間レベルの観光振興を図るため、観光振興団体の体制整備と人材育成が課題となっています。
- ●観光客の大多数が、日帰りや他地域で宿泊する通過型となっているため、滞在型観光への転換が課題となっています。
- ●地域産業の活性化を図るため、特産品などを観光資源に結び付ける取り組みが必要です。
- ●人の交流と物流を活性化させるため、城下町など独自の地域資源を活かした観光づくりが必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
観光客入込数	－	805,120人	900,000人
花シリーズの観光客数	水芭蕉・桜・チューリップ・ぼたんへ観賞に訪れる総人数	233,000人	350,000人
咲花温泉入客数	－	63,150人	70,000人

今後の取り組み

1　観光客を受け入れる体制の強化

商業・工業・農業等の地域産業と連携を取り、全市域を包括した観光協会の設立支援及び民間の観光ボランティアガイド等の人材育成を支援します。

また、周遊バスの運行による観光地間のネットワーク化や、わかりやすい観光看板、案内窓口等の整備を進めるなど、親切でやさしい対応のできる受け入れ体制を整備します。

- 観光団体育成支援事業
- 観光地間周遊交通機関の整備推進事業
- 登山誘客推進事業

2　魅力的なイベント・観光ルートの創出

咲花温泉を滞在型観光の拠点、さくらんど温泉を通過型観光の拠点とし、モニターツアーの実施などにより、地域の伝統・文化・産業・景観などの特色を活かした観光名所の整備を推進します。

また、地元観光業者と連携を図り、体験型観光など新たな観光イベント・観光ルートの創出に努めます。

- 観光資源発掘事業
- さくらんど温泉運営管理事業
- 観光イベント事業

3　都市間交流の活性化の推進

特産品などのブランド化を進めるとともに、観光 PR を推進し、特産品の情報発信・販路拡大など物産販売による交流人口の拡大やネットワークづくりを進め、地域産業を観光資源に結びつけた都市間交流の活性化を図ります。また、農業体験などのさまざまな交流事業や、受け入れ体制について検討を進めます。

さらに、五泉応援団※会員や横須賀市衣笠地区※などの交流都市へ積極的な情報提供を行い、交流の活性化に努めます。

- 五泉応援団交流ネットワーク推進事業
- 都市消費者交流事業

4　誘客宣伝の強化

市内はもとより市外においても、五泉市への案内看板を整備します。また、観光パンフレット・DVD などの活用により、県内外からの誘客を図るとともに、テレビ・広告・ホームページなどで、全国に向けた五泉市の PR 活動を推進します。

- 観光誘客推進事業

5　歴史・文化・産業の観光資源化の促進

城下町むらまつ地区の魅力や利便性を向上させるため、歴史・文化の拠点として、歴史的建造物の復元や郷土資料館との連携など、城跡公園周辺の整備を検討します。

また、人の交流と物流を活性化させるため、地場産業の紹介や特産品を購入できる（仮称）産業振興センターや道の駅など、拠点施設整備を検討します。

- （仮称）産業振興センター建設推進事業
- 道の駅建設推進事業
- 公園整備事業
- 歴史的観光施設整備推進事業

市民等の役割及び期待

- 観光地を地域の財産として認識することが期待されます。
- 市民観光ボランティアガイドに積極的に参加することが期待されます。
- 地域資源を活用した商品・サービス開発が期待されます。
- 市全体の観光を活性化するため、農・商・工などの各団体の連携が期待されます。

施策37 ごみの減量化とリサイクルの推進

基本方針

市民・事業所・行政が「もったいない」という心で、ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図ることで、地球資源の消費を最小限とする環境への負荷を減らした「循環型社会※」をめざします。

廃棄物抑制の知識やその実践のための啓発を行うとともに環境整備を図ります。分別の徹底や再資源化・再利用の促進、廃棄物処理施設の適正管理を図り、廃棄物処理の適正化を推進します。また、不法投棄・ポイ捨て防止の啓発活動を行うことによって、市民の環境美化意識の向上を図ります。

現状と課題

ごみの減量と資源化を図るための７種類１４分別収集※は定着しているものの、ごみの排出量は、全体としては微増傾向にあります。また、一般廃棄物の再資源化率は平成１８年度現在１３．９％で、全国平均を大きく下回っていることから、取り組みの強化が必要です。

- ●事業系廃棄物の増加が著しいことから、事業者に対する働きかけを強める必要があります。
- ●再資源化率が低いことから、資源物の分別の徹底を図るための啓発や地域での研修などの取り組みが必要です。
- ●五泉地域衛生施設組合※が管理する焼却施設、最終処分場、し尿処理施設などの施設更新について、構成市町で検討を進める必要があります。
- ●空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄などが発生していることから、市民の意識を高める必要があります。
- ●総合的なごみ処理の適正化対策として、ごみ処理の有料化についての検討が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市全体の一般廃棄物の排出量	市全体から排出された「燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・プラスチックごみ・有害ごみ」の合計	24,645t	20,000t
市民一人あたりのごみの量	一般廃棄物のうち家庭系ごみ排出量／総人口	307kg	260kg
事業活動により排出されたごみの量	一般廃棄物のうち事業系ごみ排出量	6,927t	5,500t
リサイクル率	再資源化された量／一般廃棄物の排出量×１００	13.9%	20.0%

今後の取り組み

1　ごみの発生抑制・減量化

市民や事業所が主体的にごみの減量化に取り組むため、ごみの発生抑制（リデュース※）や再利用（リユース※）について、広報紙やホームページなどを活用した啓発活動を推進します。

また、ごみの減量化に向けてより具体的な実践法を広めるため、分別研修会などを開催します。

さらに、団体などが実施するフリーマーケット等の資源の再利用化を進める取り組みを支援します。

- ごみ減量化啓発事業

2　リサイクルの推進

廃棄物を出すときは、できるだけ再資源化（リサイクル※）や再利用を基本として、市民への意識啓発を図りながら、分別収集を徹底します。

また、分別収集の実施にあたっては、効率的かつ効果的な収集方法の体制づくりを進めて、公衆衛生協会と連携し、町内会における出前分別研修会などの取り組みを進めます。

さらに、地域や子ども会などが実施する、空き缶や空き瓶回収などのリサイクル活動を促進します。

- 古紙リサイクル推進事業
- ペットボトルリサイクル事業
- 分別収集推進事業

3　廃棄物・し尿の適正処理

ごみの不法投棄や野焼きなどの法規制が強化される中、廃棄物の不適正処理への市民の関心が高まっています。

ごみ収集は市が実施し、処理については、２市１町から構成する五泉地域衛生施設組合が実施していることから、本組合と連携し、施設管理体制の強化や計画的な施設の整備を図り、環境に配慮した適正処理を進めます。特に、最終処分場については、満杯になるまでの残り期間が少ないことから、新たな施設整備を組合と連携を図り進めます。

- 一般廃棄物収集運搬事業
- 処分場水質検査事業
- し尿収集運搬事業
- 最終処分場施設整備事業

4　環境美化意識の向上と不法投棄の防止

ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを進めるため、市民や団体による清掃活動などの支援や、子どもたちを対象とした環境美化ポスターの作品募集を通じ、環境美化意識の向上を図ります。

また、不法投棄等の防止を図るため、市民と一体となった監視体制の整備を推進します。

- 環境美化ポスター事業
- 不法投棄防止事業
- 清掃活動支援事業

5　ごみ処理有料化の検討

ごみの減量化や再資源化の促進によるごみ処理費用の削減、ごみ処理費用負担の公平性の確保、ごみ処理問題への関心の喚起などを目的とした「ごみ処理の有料化」について、検討を進めます。

- ごみ処理有料化検討事業

市民等の役割及び期待

- ごみの分別や生ごみの堆肥化などに取り組むことが期待されます。
- 日常的にごみの発生抑制の意識を持つことが期待されます。
- 不法投棄、ポイ捨てなどを絶対行わないことが求められます。
- 事業者はごみの減量化や資源化を主体的に取り組むことが期待されます。

施策 38

生活排水の適切な処理と生活衛生の向上

基本方針

水環境の保全を進め、快適で衛生的な生活が送れるまちをめざします。

公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽※の設置を推進し、生活排水の適切な処理に努め、水環境の改善を図ります。

また、市民の水環境への関心や活動を促すための支援や啓発活動を進めます。

現状と課題

主に市街地は公共下水道、その他の区域は合併処理浄化槽により生活排水の処理を進めてきました。公共下水道の平成１７年度末現在の人口普及率は５０．７％で、県平均の５８．４％を大きく下回っています。また、合併処理浄化槽の処理人口を加算した汚水処理普及率５８．７％も県平均７１．８％を大きく下回っています。

- 下水道普及率が県平均を大きく下回っているので、普及率向上のため、計画的な下水道事業の実施が必要です。
- 単独処理浄化槽※では、し尿以外の雑排水は未処理のまま排水するため、環境への悪影響が大きいことから、合併処理浄化槽への早期切り替えが課題となっています。
- 市民参画による地域ぐるみの水環境改善の取り組みを進めるため、啓発や支援活動が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
下水道普及率	下水道利用可能人口／総人口×１００	51.9%	55.0%
下水道水洗化率	下水道接続済み人口／下水道利用可能人口×１００	72.4%	75.0%
汚水処理普及率	（下水道利用可能人口＋合併処理浄化槽で処理している人口）／総人口×１００	60.9%	67.0%

今後の取り組み

1　公共下水道の整備と普及率の向上

将来にわたる水環境の保全を目的として、公共下水道と合併浄化槽の設置を進めているところです。

下水道整備には長期の年月を要するため、年次計画を作成し整備を進め、普及率の向上を図ります。

また、認可区域の拡大にあたっては、地元の理解に配慮しつつ、事業を進めます。

・下水道整備事業

2　水洗化率の向上

家庭から出る全ての排水を下水道へ流すことにより、河川の水質や周辺環境が良くなります。

下水道への接続を促すため、広報紙やホームページを活用した水環境の関心をたかめるための広報活動を行うとともに、資金的助成制度を充実し、戸別訪問などによって、水洗化率の向上を図ります。

・水洗化促進事業

3　合併処理浄化槽の設置促進

下水道事業認可区域外の地域では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや、新規に合併処理浄化槽を設置するための支援を行います。

また、浄化槽の清掃や水質検査などの適正管理については、広報啓発活動を強化します。

・小型合併処理浄化槽等設置整備事業

4　河川等の水質監視

河川等の水質検査を定期的に行い、工場排水や生活排水による水質汚染を監視するとともに、河川の汚れ具合の目安になるＢＯＤ※などの検査結果を公表し、「水」環境保全意識の向上を図ります。

・水質検査事業

5　地域が主体の環境衛生対策の推進

地域住民による河川や側溝などの環境美化活動が必要となっています。公衆衛生協会と連携し、市民参加による主体的な取り組みを促進するとともに、清掃用具の貸出しや支給、ボランティア保険の加入などを支援し、環境衛生の向上を推進します。

・生活環境改善支援事業

市民等の役割及び期待

・下水道工事が完了した区域の市民は、早期に下水道に接続することが求められます。
・単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えることが期待されます。
・自発的な清掃活動などに取り組むことが期待されます。
・地域などが行う活動に対し、協力することが期待されます。

施策 39

安全で快適な道路整備

基本方針

日常生活に密着した道路交通環境を整備することで、誰もが安全、快適に利用することができるまちをめざします。

地域相互の交流を促進する高規格道路や、国・県道の整備充実を関連機関へ働きかけるとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。

現状と課題

道路は、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、災害時におけるライフライン※としても重要な役割を果たすため、長期的で計画的な整備が必要です。

- ●市周辺との観光や物流の主軸である国・県道については、交通量の増加に対応した道路幅員や危険箇所の改善など、広域的な交通体制の整備が必要です。
- ●バリアフリーなどに対応した改良整備や維持管理が求められていることから、より安全性の高い道路整備を進める必要があります。
- ●地域間の交流を促進するため、五泉地区及び村松地区の市街地を結ぶ幹線道路の整備が必要です。
- ●首都圏等との経済交流などを図るため、磐越自動車道の４車線化の早期完了が求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市道整備率	整備済み延長／市道総延長×１００	(H17) 61.2%	63.0%
安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	34.4%	50.0%
安田インターチェンジ利用台数	－	824,485台	907,000台
交通事故の発生件数	－	256件	200件

今後の取り組み

1　都市計画道路の整備促進

平成２０年度策定予定の都市計画マスタープランに基づき、市内の道路交通網を適正に整備します。
また、都市計画道路※は道路網の骨格をなすものであることから、市内の主要道路の整備を進めるとともに、特に環状道路の整備促進と早期完成を図り、交通量の増加に対応した道路機能の強化と都市形成を推進します。

・都市計画道路整備事業

2　一般市道（生活道路）の整備促進

車社会、高齢化時代に対応した有効な幅員を確保するための整備を進めます。
また、道路補修については、現場の状況を十分把握しながら、適正な維持管理を行います。
特に、危険箇所の早期発見のために道路パトロールを実施するとともに、ホームページ等により市民からの通報を呼びかけて、安全で質の高い道路整備を推進します。

・市道改良整備事業
・舗装事業

3　バリアフリー化と安全性の向上の促進

安全で快適な生活道路と通行空間を確保するため、市道を整備する際には、必要に応じて交差点等に信号機やガードレール、道路標識など、交通安全施設の設置を推進します。
また、交通量の多い道路等には、バリアフリー化、冬期間の交通確保を考慮した歩道や自転車道を設置するなど交通事故の防止に努めるとともに、橋梁の耐震化を図り、安全な道路空間整備を推進します。

・交通安全施設整備事業

4　市街地間を結ぶ幹線道路の整備の促進

五泉地区及び村松地区の市街地間の交流を促進するための幹線道路の整備を促進します。特に、主要地方道新津村松線沿いにある廃線鉄道跡地を活用した道路整備は、合併後の一体感を具現化する事業として、関係機関へ積極的に働きかけ整備を促進します。

・県道改良促進事業
・廃線鉄道跡地活用推進事業

5　国・県道の整備促進

利便性の向上や地域の活性化などのために道路や歩道の整備の推進と、危険箇所の早期改善など、関係機関への働きかけを促進します。
特に、県都新潟市からのアクセス道路整備や磐越自動車道安田インター及び北陸自動車道三条燕インターへの接続基幹道路整備を関係機関に働きかけ、整備を促進します。

・国・県道の改良促進事業

6　磐越自動車道の４車線化の促進

太平洋と日本海を結ぶ本州北部横断道の磐越自動車道は、大半が２車線のため、事故・災害時による機能低下が懸念されます。
また、首都圏などとの経済交流や地域交流を活性化に向けた利用の促進を図るためにも、関係機関へ４車線化の促進を働きかけます。

・磐越自動車道の４車線化促進事業

市民等の役割及び期待

・道路事業に対する理解と協力が期待されます。
・道路の危険箇所などを発見した場合は、速やかに通報することが期待されます。

施策 40

公共交通機関の利用しやすい環境整備

基本方針

公共交通機関を必要としている全ての人が、バスやＪＲなどを使って気軽に出かけることができ、利便性・交流性の高いまちをめざします。

バス路線の維持・確保や鉄道の利便性向上について検討し、快適な市民生活の維持・向上を推進します。既存の生活路線バスの維持を図るため、コミュニティバス※等の導入に向けた検討を進めるとともに、公共交通機関を利用するための普及・啓発に努めます。

また、ＪＲの在来線や新幹線の利便性向上のため、関係機関への働きかけを行います。

現状と課題

ＪＲ磐越西線や民営路線バス会社などの公共交通機関は、通勤通学や高齢者の移動手段など、市民生活に密着した基幹的な役割を担っています。しかし近年は、マイカーの普及、人口の減少、通勤・通学需要の減少などの影響に伴い、利用者は年々減少傾向にあります。

- ●人口減少や高齢化が進む中、日常生活や通院・緊急時における交通手段の確保が、重要な課題となっています。
- ●地球温暖化などの環境対策を推進するためにも、環境への負荷が比較的少ない公共交通機関の利用を促進する必要があります。
- ●本市の玄関口である駅前広場等の周辺整備が課題となっています。
- ●ＪＲ磐越西線の増便と新潟駅への直通本数を増やし、新幹線への接続の利便性が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	10.5%	20.0%
五泉駅・北五泉駅の利用者数	－	676,710人	700,000人
路線バス利用者数	高速バスを除く民営路線バスの累計利用者数	233,116人	233,000人
市福祉バス「らくらく号」の利用者数	－	5,521人	7,000人

今後の取り組み

1　路線バスの維持・確保

自家用車など他の交通手段を持たない高齢者や障がい者などの交通弱者の利便性向上のため、赤字路線バスへの運行支援や路線バスのない地域での市福祉バスを運行するなど、公共交通機関の維持を図ります。

また、学校や病院などの主要公共施設や観光施設との連携によるバス利用者の増加に努めます。

- 生活路線バス支援事業
- 市福祉バス「らくらく号」運行事業

2　コミュニティバス等の導入の促進

バス利用者の状況や市民ニーズ等の掘り起こしを行い、市民の生活交通を確保するため、現在運行している路線バス・鉄道のほかコミュニティバスの導入にむけた検討を行います。

また、利便性や環境保護などのさまざまな視点に基づいた交通体系について研究します。

- コミュニティバス導入推進事業

3　公共交通機関の利用の促進

地球環境に配慮した温室効果ガスの抑制などの啓発を行い、自家用車の代替手段として公共交通の利用の普及に努めます。

また、観光シーズンやイベント時における観光客の増加に伴うマイカー渋滞を緩和するため、公共交通機関の利用を促すＰＲを実施します。

- 公共交通機関利用啓発事業

4　磐越西線の利便性の向上

五泉駅の利便性の向上を図るため、ＪＲとの連携により、駅周辺の一体的な環境整備を促進します。

また、利用者の多い通勤通学時間帯の増便や駅周辺のバリアフリー化について、関係機関と連携を図り検討を進めます。

さらに、「ＳＬばんえつ物語号※」を活用した磐越西線の活性化に向けて、関係機関と連携を図りながら検討を進めます。

- 五泉駅周辺整備促進事業
- 北五泉駅券売所管理運営事業

5　上越新幹線の利便性の維持

上越新幹線への接続改善を関係機関に働きかけます。また、２０１４年度に北陸新幹線が開通することにより、上越新幹線の利用者減少に伴う減便などが予測されるため、上越新幹線活性化同盟会の中で対策を検討します。

- 上越新幹線活性化推進事

市民等の役割及び期待

- 地球環境に負荷の少ない公共交通機関を利用することが期待されます。
- コミュニティバス導入にむけた検討に積極的に参加することが期待されます。

施策 41

快適な居住環境の整備

基本方針

地域の特性や気候風土にあった安全で快適な居住環境で、安心して生活できるまちをめざします。

住宅の性能向上のための支援や、宅地開発時における適正な指導などを行い、住み良い居住環境の形成に努めます。

バリアフリーや耐震化などに対応した公営住宅や個人住宅の整備を促進します。

現状と課題

持家率は平成１７年度現在８５．０％であり、県平均７５．８％より高い状況にありますが、今後、よりいっそう安全性が高く、省エネルギーなどの質の高い住宅や、緑地空間の創出などによる住宅環境の整備が求められています。また、市内民間借家の建築は増加していますが、経済的理由等から民間賃貸での入居が困難な人も多く、公営住宅の入居希望者が多い状況です。

- 宅地開発が行なわれる際には、住み良い環境形成のため地域の特性を考慮した開発指導が必要です。
- 人口の減少を抑制するための良質な住環境整備が課題となっています。
- 古くなった市営住宅も多いことから、適切な居住環境のための整備が必要です。
- 個人住宅における耐震基準やバリアフリー化が課題となっています。
- 人口の減少等により、空き家が増加していることから、有効活用が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
快適な住環境で生活できていると感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	35.4%	50.0%
住宅耐震化率	住宅の建築年を基に推計	57%	66%

今後の取り組み

1　良質な住宅整備の推進

住宅は豊かな地域社会を形成する重要な要素です。市内建築産業の振興、住みやすい住宅整備のため、住宅建設費の支援を推進します。

また、個人住宅の耐震性・高耐久性・省エネルギー住宅などへの改修を促進するため、情報提供と建築相談の充実を図ります。

- マイホーム等建設支援事業
- 建築相談事業

2　良好な住環境の形成

新たに宅地造成する際には、住み良い生活環境の形成のため、宅地開発事業者などへの指導や情報交換を行うことにより、道路、排水路、緑地空間の創出などの都市機能の充実を推進します。特に、市街地を推進する地区では、官民一体となっての都市機能の整備を進めます。

また、自然との調和に配慮した街並み景観や住環境水準の向上のため、建築協定※等の規制誘導や、宅地開発相談の充実を図ります。

- 宅地開発相談事業
- 住環境整備推進事業

3　公営住宅の整備の推進

老朽化した市営住宅の居住水準や耐震性の向上と、高齢者や障がい者などへ配慮したバリアフリー化を進めるため、維持修繕と建替え計画を進めます。

また、母子家庭や高齢者等に配慮した優先入居制度を活用するなど、住宅困窮世帯への支援を促進します。

さらに、公営住宅の健全な運営を行なうため、家賃収納率の向上に努めます。

- 市営住宅建設事業
- 公営住宅維持管理事業

4　個人住宅のバリアフリー化の推進

個人住宅における高齢者や障がい者の自立の支援や、家族の介助負担を軽減するため、安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の補助制度の充実を図ります。

- 高齢者・障害者等住宅整備支援事業
- 日常生活用具等給付事業

5　空き家の有効活用

特に市街地における空き家が増加していることから、空き家調査を実施し、コミュニティ活性化のための施設や、市営住宅などとしての利用について検討を進めます。

- 空き家活用推進事業

市民等の役割及び期待

＜市民＞

- 住宅の適正な管理が期待されます。

＜民間住宅関連事業者等＞

- 地域の特性や気候風土に配慮した宅地開発が期待されます。
- 宅地開発要綱に遵守した開発が求められます。

施策 42

緑豊かな憩いの場の整備

基本方針

緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な、うるおいのある生活が送ることのできるまちをめざします。

緑化に対する意識の高揚を図るとともに、都市公園や森林公園、河川公園などの規模の大きい公園や、宅地開発による公園などの小規模な公園等の整備を推進します。

また、道路の植樹帯や路肩などの道路緑化、及び公共施設や集落の広場等の緑化に努めます。

現状と課題

公園は、生活を営む上で欠かせない憩いの場であるとともに、良好な都市景観の形成や都市の防災的な側面、地球温暖化防止といった環境的な側面から重要な役割を果たしています。

- ●豊かな自然環境を保全するためには、市民と行政が一体となって積極的に緑化を推進する必要があります。
- ●バリアフリー化や利便性の向上など、市民ニーズに合った公園の再整備や維持などが課題となっています。
- ●都市計画街路等において、五泉市の特性を市内外にＰＲすることも含めた緑化の推進に努める必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市民１人あたり都市公園面積	都市公園面積／総人口	10.12㎡	11.00㎡
観桜時における公園の利用者数	観桜時における村松公園、粟島公園等の利用者数	92,000人	165,000人

今後の取り組み

1　緑化意識の啓発

広報紙やホームページなどを活用して、市民や事業者に緑化の意義について理解と認識を深めるため、緑化に関する知識の普及を図ります。
また、花いっぱい運動や緑を育てる会など緑化を推進する団体への支援を進めます。

- 緑化推進事業

2　都市公園等の整備の推進

粟島公園や村松公園など都市公園を中心に、「清流」や「さくら」をキーワードに整備を行なってきましたが、更にバリアフリー化や利便性の向上など、各公園機能の維持や使いやすさに留意した整備を推進します。
また、歴史的建造物の復元や郷土資料館との連携など、城跡公園周辺の整備を検討します。

- 村松公園桜老木更新事業
- 桜植樹事業
- 城跡公園整備推進事業

3　河川敷等を活用した公園整備

「清流の里」五泉をアピールする河川敷を活用した公園を計画し、憩いの場の提供を推進します。推進するにあたっては、早出川改修跡地を活用した水防及び運動公園の設置について、河川管理者等関係機関との協議を行いながら検討します。

- 河川公園管理事業
- 水防公園整備推進事業

4　自然や森林を活用した公園整備の推進

水芭蕉や森林などの資源を活かした公園の整備を推進し、自然の森にふれて生活に潤いが感じられるような憩いの場の提供を図ります。

- 樹木の間伐事業
- 遊歩道整備事業
- 小山田花見山維持管理事業

5　道路緑化の推進

道路の植樹帯や路肩などの緑化を行い、緑豊かな環境づくりに努めます。また、「五泉らしさ」を活かした緑化推進のために、芍薬ロード等の適切な維持管理に努めるとともに、桜の植樹による緑化を推進します。

- 道路緑化事業
- 芍薬ロード維持管理事業

市民等の役割及び期待

- 公園を適切に利用することが期待されます。
- 公園・道路・河川敷の清掃、ボランティア活動などに積極的に参加することが期待されます。
- 植樹をするなど各個人の宅地内を緑化することが期待されます。

施策43 計画的な土地利用の推進

基本方針

豊かな自然や歴史、文化、景観が活かされた街並みが形成され、市街地と農村地域との土地利用の調和が図られた、相互に機能が補完された一体感のあるまちをめざします。

人口減少や少子高齢化社会の進展を背景として、投資の効率化、豊かな自然や農地との共存、エネルギー効率に配慮した都市構造を進める「コンパクトシティ※」を基本とした土地利用を進めます。また、それぞれの地域にふさわしい、地域の特性を活かした土地利用を推進します。

現状と課題

市町合併により都市構造は大きく変化し、新市の秩序ある都市形成、農用地や森林地域の保全を図るため、都市計画法や農振法、農地法、森林法などの個別法に定められている計画の見直しが必要です。

- ●人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりが求められているものの、市民や事業者の理解を深めることが課題となっています。
- ●景気低迷による工場の廃業などにより、空地の増加や住宅地への転換が進んでいます。また、大型店舗の撤退や郊外への進出などにより、中心市街地の活力の低下が課題となっています。
- ●郊外への大型店舗の進出や宅地造成などが進んでおり、優良農地の確保と保全が課題となっています。
- ●街並み整備を進めるにあたっては、地域の個性を活かした景観形成を進める必要があります。
- ●事務の効率化やサービスの高度化を図るため、土地利用の情報化が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
用途地域内の有効利用率	－	未実施	都市マスタープラン策定後に設定

今後の取り組み

1　都市計画の推進

都市計画区域※内の調和のある土地利用を推進するため、都市づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン※」を策定し、都市計画区域の用途地域※等を見直します。

また、無秩序な市街化の拡大を抑制するため、広報紙やホームページを活用して市民等へ啓発するとともに、コンパクトな都市づくりを基本として計画の推進を図ります。

さらに、ユニバーサルデザイン※に配慮し、市民が利用しやすい道路や公共施設などの整備を推進します。

- 都市計画マスタープラン策定事業
- 用途地域見直事業

2　農業地域の土地利用

優良農地の確保と保全を図るため、無秩序な転用を防止します。また、良好な営農環境を確保するため、生産基盤の整備や複合営農の定着化を図り、農家経営の安定に努めます。

さらに、農業集落に隣接する農用地については、地域の特性を活かした道路整備などの生活環境整備に努め、豊かな集落環境を保全します。

- 農業振興地域整備計画見直事業

3　森林地域の土地利用

森林は、土砂流出防備機能※や水源かん養機能※等を備え、山崩れや水害・干害を防ぎ、また、地球温暖化の原因となる大気中のCO_2を減少させる役割を果たしていることから、適切な保全に努めます。

また、レクリエーション活動や教育を通じて生活に潤いを与えたり、動植物を育み、自然に多様性を与えるなどの公益的機能を備えていることから、それらに配慮した適正な土地利用に努めます。

- 森林利活用事業

4　街並み景観の形成

日常的に見ている自然景観や街並み景観を改めて再認識し、五泉らしい景観の発掘・調査を進めるとともに、これらの情報を発信し、景観づくりの市民意識啓発を図ります。また、五泉が持つ花・水・緑などの自然特性と歴史・文化や産業特性を活かした「五泉らしい」景観づくりを進めます。

- 五泉らしい景観づくり推進事業

5　土地利用の情報化の推進

土地利用状況の把握と計画的な土地利用を図ることをはじめ、業務の効率化や市民サービスの一層の向上、地域情報の発信など、各部門で持っている地図情報を共有する統合型ＧＩＳ※の導入を検討します。

- 統合型ＧＩＳ導入推進事業

市民等の役割及び期待

- 都市計画マスタープランづくりへの市民参画が期待されます。
- 計画的な土地利用に協力することが期待されます。
- 景観づくりの意識を高めることが期待されます。

第５章 「計画の推進」編

■「計画の推進」編の紙面構成

めざす姿と、今後取り組んでいく方向性についてまとめています。

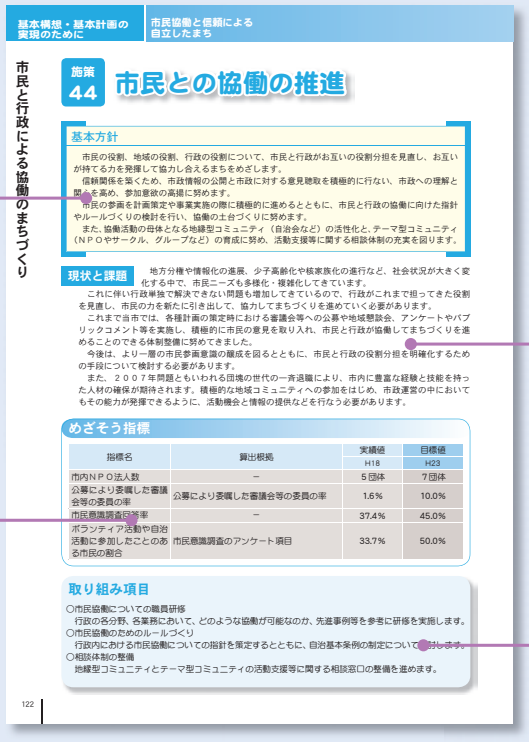
基本構想・基本計画の実現のために
市民協働と信頼による自立したまち
市民と行政による協働のまちづくり
施策 44 市民との協働の推進
基本方針
市民の役割、地域の役割、行政の役割について、市民と行政がお互いの役割分担を見直し、お互いが持てる力を発揮して協力し合えるまちをめざします。
信頼関係を築くため、市政情報の公開と市政に対する意見聴取を積極的に行ない、市政への理解と関心を高め、参加意欲の高揚に努めます。
市民の参画を計画策定や事業実施の際に積極的に進めるとともに、市民と行政の協働に向けた指針やルールづくりの検討を行い、協働の土台づくりに努めます。
また、協働活動の母体となる地縁型コミュニティ（自治会など）の活性化と、テーマ型コミュニティ（ＮＰＯやサークル、グループなど）の育成に努め、活動支援等に関する相談体制の充実を図ります。
現状と課題
地方分権や情報化の進展、少子高齢化や核家族化の進行など、社会状況が大きく変化する中で、市民ニーズも多様化・複雑化してきています。
これに伴い行政単独で解決できない問題も増加してきているので、行政がこれまで担ってきた役割を見直し、市民の力を新たに引き出して、協力してまちづくりを進めていく必要があります。
これまで当市では、各種計画の策定時における審議会等への公募や地域懇談会、アンケートやパブリックコメント等を実施し、積極的に市民の意見を取り入れ、市民と行政が協働してまちづくりを進めることのできる体制整備に努めてきました。
今後は、より一層の市民参画意識の醸成を図るとともに、市民と行政の役割分担を明確化するための手段について検討する必要があります。
また、２００７年問題ともいわれる団塊の世代の一斉退職により、市内に豊富な経験と技能を持った人材の確保が期待されます。積極的な地域コミュニティへの参加をはじめ、市政運営の中においてもその能力が発揮できるように、活動機会と情報の提供などを行なう必要があります。
めざそう指標
指標名 | 算出根拠 | 実績値 H18 | 目標値 H23
市内ＮＰＯ法人数 | － | 5団体 | 7団体
公募により委嘱した審議会等の委員の率 | 公募により委嘱した審議会等の委員の率 | 1.6% | 10.0%
市民意識調査回答率 | － | 37.4% | 45.0%
ボランティア活動や自治活動に参加したことのある市民の割合 | 市民意識調査のアンケート項目 | 33.7% | 50.0%
取り組み項目
○市民協働についての職員研修
行政の各分野、各業務において、どのような協働が可能なのか、先進事例等を参考に研修を実施します。
○市民協働のためのルールづくり
行政内における市民協働についての指針を策定するとともに、自治基本条例の制定について検討します。
○相談体制の整備
地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの活動支援等に関する相談窓口の整備を進めます。
122

現状の把握と課題の整理を行っています。

具体的な取り組み項目を挙げています。

計画の進捗状況の目安となる指標を掲げています。

施策 44

市民との協働の推進

基本方針

市民の役割、地域の役割、行政の役割について、市民と行政がお互いの役割分担を見直し、お互いが持てる力を発揮して協力し合えるまちをめざします。

信頼関係を築くため、市政情報の公開と市政に対する意見聴取を積極的に行ない、市政への理解と関心を高め、参加意欲の高揚に努めます。

市民の参画を計画策定や事業実施の際に積極的に進めるとともに、市民と行政の協働に向けた指針やルールづくりの検討を行い、協働の土台づくりに努めます。

また、協働活動の母体となる地縁型コミュニティ（自治会など）の活性化と、テーマ型コミュニティ（ＮＰＯやサークル、グループなど）の育成に努め、活動支援等に関する相談体制の充実を図ります。

現状と課題

地方分権や情報化の進展、少子高齢化や核家族化の進行など、社会状況が大きく変化する中で、市民ニーズも多様化・複雑化してきています。

これに伴い行政単独で解決できない問題も増加してきているので、行政がこれまで担ってきた役割を見直し、市民の力を新たに引き出して、協力してまちづくりを進めていく必要があります。

これまで当市では、各種計画の策定時における審議会等への公募や地域懇談会、アンケートやパブリックコメント等を実施し、積極的に市民の意見を取り入れ、市民と行政が協働してまちづくりを進めることのできる体制整備に努めてきました。

今後は、より一層の市民参画意識の醸成を図るとともに、市民と行政の役割分担を明確化するための手段について検討する必要があります。

また、２００７年問題ともいわれる団塊の世代の一斉退職により、市内に豊富な経験と技能を持った人材の確保が期待されます。積極的な地域コミュニティへの参加をはじめ、市政運営の中においてもその能力が発揮できるように、活動機会と情報の提供などを行なう必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市内ＮＰＯ法人数	－	５団体	７団体
公募により委嘱した審議会等の委員の率	公募により委嘱した審議会等の委員の率	1.6%	10.0%
市民意識調査回答率	－	37.4%	45.0%
ボランティア活動や自治活動に参加したことのある市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	33.7%	50.0%

取り組み項目

○市民協働についての職員研修

行政の各分野、各業務において、どのような協働が可能なのか、先進事例等を参考に研修を実施します。

○市民協働のためのルールづくり

行政内における市民協働についての指針を策定するとともに、自治基本条例の制定について検討します。

○相談体制の整備

地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの活動支援等に関する相談窓口の整備を進めます。

施策45 人権と平和の尊重

基本方針

平和は私たちの願いであり、人権は一人ひとりが幸せに暮らすための誰からも侵されることのない権利です。全ての人々が平和を尊び、互いに人権を尊重し、いきいきと幸福に生活できるまちをめざします。

市民一人ひとりの人権尊重意識を高めるため、関係機関と連携し、さまざまな角度から人権啓発活動を推進するとともに、子どもの頃より人権尊重の心を育む教育の充実を図ります。

また、悲惨な戦争の記憶を風化させることのないよう、平和に関する啓発活動を推進し、平和意識の醸成を図ります。

現状と課題

「人権の世紀」といわれる現在でも、さまざまな人権問題が存在し、人権が完全に保障されている状況ではありません。また、今もなお、世界の各地で戦争やテロ行為が行われ、多くの人々が傷つき命を失い、生活の場を追われています。

●依然としてさまざまな人権問題が存在するため、人権尊重意識の啓発が必要です。
●人権尊重の心は、一朝一夕で養えるものではないので、子どもの頃からの人権教育が重要です。
●市民意識や社会環境等の変化により、人権問題が複雑化しているため、問題解決には関係機関の連携が必要となっています。
●過去にあった悲惨な戦争を繰り返さないため、平和の尊さを次の世代に語り伝えていく責務があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
「身の回りで人権が守られている」と思っている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	未実施	調査後設定

取り組み項目

○人権尊重意識の醸成
フォーラム、講演会の開催や各種広報の活用など、さまざまな方法で人権尊重意識の啓発に取り組みます。

○人権教育の推進
小中学校における授業や人権擁護委員協議会との連携による啓発活動など、子どもの頃から人権を尊重する教育に努めます。

○平和意識の醸成
戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、平和の大切さへの認識を深めるため、さまざまな平和事業を実施し、平和意識の普及と醸成に努めます。

施策 46

男女共同参画社会の実現

基本方針

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざした取り組みは、世界的な広がりを見せ、ますます重要な課題となっています。男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むことができるまちをめざします。

誰もが、男女一人ひとりの人権を尊重し、命を大切にする意識を共有できるよう、啓発や学習機会の提供を行います。また、あらゆる分野へ男女ともに参画できる社会、男女がともに安心して働き続けられる労働環境の整備を進めます。

現状と課題

「人権の世紀」といわれる現在でも、男女平等が保障されている状況ではありません。啓発活動の積み重ねにより理解は進んでいるものの、実現には至っていません。

- 「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、そのことが男女共同参画を阻害する大きな要因となっていることから、一人ひとりが自ら気づくための啓発が必要です。
- 男女の性や健康などに関する正しい知識の不足により、望まない妊娠などが増えることから、一人ひとりの命を大切にする意識づくりが必要です。
- 社会制度・慣習等により、「女性は社会参画、男性は家庭参画」が難しい現状があることから、それらをサポートする環境整備が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市の各種審議会等における女性登用率	女性委員数／総委員数×１００	29.7%	40.0%
家庭の中において「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査のアンケート項目	28.9%	40.0%
必ずしも「男は仕事、女は家庭を中心」にする必要がないと思う人の割合	市民意識調査のアンケート項目	34.4%	45.0%

取り組み項目

○男女平等意識の醸成
フォーラム、講演会、セミナーの開催や各種広報の活用など、さまざまな方法で男女平等意識の啓発に取り組みます。

○男女共同参画の環境づくり
男女が仕事と家庭生活などを両立できるよう、事業所に対する広報・啓発活動を積極的に実施します。

○男女共同参画を推進する体制整備と充実
市役所を挙げた推進体制を整備し、市民等との協働で、さまざまな男女共同参画施策を推進します。

施策47 コミュニティ活動の支援の推進

基本方針

コミュニティは、市民の暮らしの最も基礎的な場であり、地域の課題を市民が主体的に解決する住民自治の基盤です。

自治会や市民団体などのコミュニティ組織の活動が活発化し、住民相互のふれあいや、お互いの助け合いにより、誰もが住みよいまちをめざします。

住民の望むコミュニティ活動のニーズ把握に努めるとともに、地域に潜在している力を引き出し、地域の課題を地域の力で解決できるための支援を推進します。

また、集会所や公民館など、各地域のコミュニティ拠点施設の充実を図ることで、地域住民自らが活動しやすい環境づくりに努めます。

現状と課題

近年、地域分権型社会の実現が求められる中、市民活動の基本である地域コミュニティは、協働のまちづくりを推進していくための核となる組織です。

しかし、個人の生活様式の多様化や核家族化の進行、市外勤務者の増加等により、人と人、人と地域の繋がりの希薄化が進んでいます。さらに、１０年後には五泉市民の約３分の１が６５歳以上になることが予測されています。

活力ある地域活動により、災害や地域におけるさまざまな問題・課題に対応できるよう、従来からの地域に根差した自治会や公民館などを中心とした活動により、住民相互の交流を図ることが必要です。

また、新しい形のコミュニティとして、同じ目的を持った市民による地域づくりへの活動支援や育成が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
住みやすいと感じている市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	60.6%	70.0%
ボランティア活動や自治活動に参加したことのある市民の割合	市民意識調査のアンケート項目	33.7%	50.0%
市内ＮＰＯ法人数	－	５団体	７団体
お茶の間サロン参加者数	－	8,748 人	14,000 人

取り組み項目

○コミュニティ活動支援の強化

自治会と市民活動団体などとの交流の場の確保、各種講習会などによる地域づくりを担うリーダーの人材育成、行政の出前講座などによる情報の提供や地域づくり活動への支援の充実を図り、地域コミュニティの再生・活性化への支援を推進します。

○コミュニティ施設の充実支援

集会所施設建設支援など、コミュニティ活動拠点の施設整備の支援を実施します。

施策 48

情報公開と説明責任の充実

基本方針

市民とのパートナーシップ※や信頼関係を築くため、積極的な情報提供により市民への説明責任を果たすことが求められています。

市民に行政情報を分かりやすく説明することで、情報を市民と共有できている状態をめざします。

広報紙やホームページを活用した情報提供の充実や発信力の強化に努めます。また、パブリックコメント※などにより、幅広く市民の声を聴くための体制づくりを推進します。なお、各種情報を公開するにあたっては、個人情報の取り扱いを慎重に行い、個人の権利・利益保護の徹底に努めます。

現状と課題

広報紙やホームページの充実、行政資料コーナーの設置など、さまざまな方法で情報提供を行う一方、市民からの意見・要望などを的確に把握するため、移動市長室の開催や電子メールなどによる意見の収集など、開かれた市政の実現が課題となっています。

●公開している行政情報の質及び内容の充実が必要です。
●パブリックコメントなど、新たな情報公開の取り組みが必要です。
●審議会などの附属機関の情報公開の制度化が課題となっています。
●個人情報の保護の適正化が求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市ホームページの閲覧件数	－	37 万件	70 万件
公募により委嘱した審議会等の委員の率	－	1.6%	10.0%
パブリックコメント実施率	各種計画などのパブリックコメント実施率	未実施	100.0%

取り組み項目

○わかりやすい情報公開の推進

タイムリーな情報の掲載を行い、市広報の内容の充実に努めます。また、行政評価を活用した施策・事業の成果を公表するなど、公開する情報の内容の充実に努めます。さらに市政への理解を一層深めるため、出前講座※の機能を充実します。

なお、情報公開にあたっては、適正な個人情報保護を行います。

○積極的な情報公開を図るためのシステムの充実

各種計画などについて広く市民の意見を求めるパブリックコメントの制度化や審議会等の情報公開を促進します。

施策 49

財政健全化の推進

基本方針

プライマリーバランス※の適正化などの財政指標の目標値を達成し、健全な財政運営を維持している状態をめざします。

自主財源の根幹である市税の確保と、受益と負担の適正化による歳入の確保に努めます。未利用地財産等の将来的な活用方法の検討や、新たな財源確保の研究を進めます。また、行政評価の導入により、効率的・効果的な行政サービスの提供に努めます。

現状と課題

国と地方の三位一体改革※により、税源移譲があるものの、地方交付税の抑制方針や合併支援措置の終了に伴う減額などが見込まれます。一方では、少子高齢化対応など、歳出は増加傾向にあることから、財政運営はさらに厳しさが増すものと予想されます。このように、厳しい財政運営が迫られる中で、市税の収納率の向上などによる一般財源の確保が課題となっています。

●市の財政運営の現況や将来見通しなどを市民に説明する責任があります。
●市税の現年度収納率は、９６．８％（平成１７年度）、県内２０市中１９位と低く、歳入の確保に大きな影響を及ぼしていることから、収納体制の強化が必要です。
●手数料、使用料などの受益者負担金に関する応分の負担基準が明確になっていないことが課題で、今後、適正な受益者負担のあり方の検討が必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
経常収支比率※	－	89.6%	90%以内
実質公債費比率※	－	19.9%	20%以内
現年度の市税収納率	－	96.8%	98.3%
プライマリーバランスの黒字化	（公債費を除いた歳出総額／市債を除いた歳入総額）×１００	96.3%	100%以内

取り組み項目

○歳入増加の強化
コンビニ収納制度の導入や口座振替制度の推進を図り、市税等の収納率の向上に努めるとともに、新たな財源を確保するための方法について、研究を行います。

○受益者負担の適正化・市有財産の利活用
受益者負担の見直しに努めるとともに、未利用地財産等の有効活用を進めます。

○わかりやすい財政情報の提供
財政健全化の取り組み状況や財政ビジョンなどの情報提供に努めます。

○予算編成方式の見直し
行政評価による重点施策の立案や経常経費の削減など、次年度予算に反映します。

施策 50

行政評価の推進

基本方針

行政評価の導入や予算編成方式の見直しにより、行政マネジメントの高度化を図り、これまでの単なる「行政運営」から民間企業の経営手法を活用した「行政経営」に脱皮を図ります。

職員の行政評価に対する理解を徹底するとともに、行政評価による日常業務の改善活動を通じて、職員の意識改革を進めるとともに、職員個々の政策提案能力の向上を推進します。

また、行政評価結果を市民に公表することで、行政運営の透明性と説明責任の向上を推進します。

現状と課題

現在、効率的・効果的な行政サービスを展開するため、行政評価の導入を通じた改善活動を実施しつつあります。今後は、庁内職員への浸透を図るため、予算編成などに活用ができる仕組みづくりを行うとともに、職員の制度理解の徹底や意識改革が課題となっています。

●市税収入の伸び悩みや交付税の削減などにより、財政運営は厳しい状況が続くことが見込まれることから、経費の節減を図る必要があります。
●限られた予算を有効に活用するため、総合計画を機軸とした計画行政の定着化が必要です。
●予算編成の効率化と職員の主体的な政策遂行能力の向上が求められています。
●市民から理解が得られかつ納得性が高い施策を進める仕組みが必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
予算編成時の枠配分実施割合	当初予算編成時における各課への枠配分した予算額の割合	未実施	15.0%
行政評価による改善割合	行政評価を行った事業のうち、改善を実施した事業の割合	未実施	30.0%
全体として市役所の仕事に満足している市民の割合	市民意識調査のアンケート項目における「そう思う」「まあそう思う」の割合	18.7%	60.0%

取り組み項目

○行政評価の構築
施策や事務事業をＰＤＣＡサイクル※で事業管理をする行政評価システムの早期定着化を進め、職員の意識改革やシステム運用のための研修を実施します。

○行政評価制度の多面的な活用
予算の枠配分や予算編成方法の見直しを検討するとともに、「事務事業の再編整理」「行政の説明責任や透明性の確保」「総合計画の進捗管理」「次年度の重点施策の立案」等への活用を検討します。

○集中改革プラン※の推進
「行財政改革大綱」に基づき、民間委託等の推進や事務・事業の再編・整理、廃止・統合などの具体的な取り組みを平成２３年度まで集中的に実施します。

施策51 業務の効率化の推進

基本方針

常に業務の見直しを行いながら、事務処理の迅速化を図り、効率化された行政経営をめざします。

民間と行政の役割分担を明確にし、民間委託が可能な行政サービスの検討を進めるとともに、行政評価を導入し、最小の経費で最大の効果をあげる行政経営を進めます。ＩＣＴ※技術の活用により庁内での情報や知識の共有化と有効活用を推進し、業務スピードの向上を図ります。

また、近隣市町との広域行政の見直しを進めます。

現状と課題

民間への公共サービスの開放が進み、民間委託に加え、市の施設の指定管理者制度※、ＰＦＩ※などの制度が導入され、民間でも色々なサービスを提供することが可能になりました。業務の効率化を図るためには、内部事務の効率化、事務の必要性や事務事業の主体の点検を行うことが必要です。

- ●一層の指定管理者制度の活用を図るため、「指定管理者制度導入計画」を策定し、計画的な導入を進める必要があります。
- ●より効率的な行政サービスを提供するため、既存の事務事業の有効性や効率性等の視点による再編と整理が必要です。
- ●イントラネット※や庁内のパソコンなどのＩＣＴ資産の有効活用を図る必要があります。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
指定管理者制度の導入割合	－	5.9%	10.0%
職員１人あたり市民人口	－	91人	96人
全体として市役所の仕事に満足している市民の割合	市民意識調査のアンケート項目における「そう思う」「まあそう思う」の割合	18.7%	60.0%

取り組み項目

○民間活力導入の推進

効率的な業務の推進を図るため「民間でできるものは民間で」の視点で民間委託や指定管理者制度を推進します。

○行政評価制度の活用の推進

「最小の経費で最大の効果」をあげるため、事務・事業の有効性、効率性等を加味した再編・整理等に努めるとともに、市の施設の適切な配置等について検討します。

○電子市役所の構築

ＩＣＴ技術の活用により、市民が必要とする申請・届出の利便性向上に努めます。

○広域行政の見直し

既存一部事務組合の業務範囲の見直しや、広域行政の連携体制の検討を進めます。

施策 52

組織・機構改革の推進

基本方針

多様化・専門化する行政需要に迅速に対応するため、縦割りによる行政を改め、横の連携（課の状況に応じた職員の応援体制）を強化し、業務の効率化や意思決定の迅速化を図り、効率的な業務執行体制が構築されている状態をめざします。

時代の変化に対応した新しい行政課題に即応できる組織・機構の見直しを進めます。また、職員の職務上の責任を明確にすることにより、職員の意識改革や職務遂行能力の向上を進めます。

現状と課題

組織の使命を共有する取り組みが十分となっていないため、市がめざす目標を組織横断的に達成する意識が薄く、横の連携を図るためのシステムが未整備です。また、市民志向・目的志向の業務遂行が徹底されていないことから意思決定、実行までが効率的とはいえません。

- ●社会情勢の変化に伴う新しい課題や複雑化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織をつくる必要があります。
- ●職員一人あたりの業務量は、年々増加の傾向にある反面、財政状況が厳しい中で人件費の削減が求められています。
- ●迅速でかつ効率的な事務の執行を図るためには、本庁と支所の業務・組織機構の見直しが必要です。
- ●行政が担う事業と民間で行う事業の見直しを行い、民間で行えるものについては、積極的に民間活力を導入することが求められています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
職員１人あたり市民人口	職員１人あたりの市民の人数	91 人	96 人

取り組み項目

○機能的な組織の構築
従来の縦割りを改め、課や係など横の連携を強化することで業務の効率化を図るとともに、本庁と支所の業務体制の見直しを行い、効率的な組織の構築を進めます。

○民間委託、指定管理者制度の推進
効率的な業務の推進を図るため「民間で出来るものは民間で」の視点で民間委託や指定管理者制度を推進します。

○ＩＣＴ技術の活用
ＩＣＴ技術の活用などによる事務処理の合理化と、職員間の情報や知識の共有を図ります。

○窓口のワンストップ化※の推進
来庁した市民が１箇所で複数のサービスを受けることができる組織に見直します。

施策53 人材育成の推進

基本方針

市の経営方針や組織の使命に基づき、職員の使命が明確化しており、職員一人ひとりの意識改革と能力開発を進め次の職員像をめざします。

1．市民の目線で考え、スピード感を持って仕事をこなし、市民の信頼にこたえる職員
2．常に改革意識を持って仕事をし、五泉市をセールスできる職員
3．議論とチームワークを大切にし、チャレンジする人を応援できる職員
4．夢とやりがいを持ち柔軟な発想で創造性を発揮できる職員

また、職員の士気の向上のため、職員の努力が正当に評価される状態をめざします。

現状と課題

地方自治の果たす役割は、ますます高度化・多様化している一方で、職員定数の削減が求められており、今後、より一層の効率的・効果的業務展開が不可欠となっています。また、組織と職員の使命を常に意識しながら業務を進めるシステムとなっていないことから、個人の能力とその集合体である組織力の向上が課題となっています。

●平成１９年度から人事考課制度の試行に取り組み、組織や職員の使命を明確にすることや、職員の目標管理に取り組んでいますが、本格実施に向けた職員意識の定着化が課題です。
●市がめざす目標を横断的に達成しようとする意識が低いという課題があります。
●職員の実力主義が徹底されていないことから、職員一人ひとりの能力が十分発揮されていないという課題があります。
●前例こだわらず新しいことへ挑戦する意識改革を進める仕組みをつくることが課題です。
●職員の意識を市民志向・成果志向に改革することが必要です。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
女性幹部職員の割合	一般職において係長以上に占める女性職員の割合	10.3%	20.0%
研修に満足している職員の割合	職員研修計画における研修に参加した職員の満足度の割合	未実施	70.0%

取り組み項目

○各種研修や県などとの人事交流による人材育成
　各種研修等の実施により政策立案能力、法務能力、説明能力などの向上を図ります。
○業績・能力評価による昇給への反映
　職員の勤務実績、能力等を評価して人材育成する人事考課制度を構築し、将来的には処遇（勤勉手当・昇給等）に反映させます。
○若手職員及び女性職員の積極的登用
　年功序列を見直し、能力のある職員の管理職等への登用を積極的に実施します。
○コンプライアンス※（法令等尊守）の徹底
　服務規律や公務秩序等を常に心がけることにより、職務執行の公正さを図ります。

施策 54

地域情報化の推進

基本方針

地域の情報化は、仕事や日常生活のあり方に大きな変化をもたらし、これからの市民生活の基盤となります。ＩＣＴの利活用により、市民や団体などのコミュニティ活動が盛んになっている状態をめざします。

市民誰もがインターネットや携帯電話などの利便性を享受できる環境整備を進めます。
また、どこでも地上デジタル放送を視聴できる環境整備や、携帯電話の不感地域の解消を進めます。

現状と課題

地域情報化の基盤整備を図るため、平成１８年度に公共施設間（５１箇所）に光ファイバーによるネットワーク網を構築しました。しかし、市街地と山間地域においては、インターネットや携帯通信などの受発信環境に格差があります。また、平成２０年度に愛宕山に地上デジタル放送施設が整備されるものの、山間地域の難視聴対応が課題となっています。

●市内全域を対象とした光ファイバーによるインターネットサービスの環境整備が急がれています。
●地域イントラネットの高度利用が課題となっています。
●一部山間地の携帯電話の不感地域の解消が課題となっています。
●難視聴地域の地上デジタル放送の環境整備が課題となっています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値 H18	目標値 H23
市ホームページの閲覧件数	－	37 万件	70 万件
高速なインターネットサービスを受けられる世帯割合	光ファイバーによるインターネットサービスを受けられる世帯割合	13.1%	80.0%

取り組み項目

○地域の情報化の環境整備
市内全域へ高速情報通信網の整備を促進するため、通信サービス業者への働きかけや、国・県及び携帯電話会社と連携して携帯電話不感地域の解消に努めるとともに、山間地域の地上デジタル放送難視聴の解消を図るための環境整備を促進します。
また、達人バンク等と連携し、パソコン初心者などを対象とした情報化講習事業を進めます。

○電子市役所の構築
ＩＣＴ技術の活用により、市民が必要とする申請・届出の利便性向上のため、戸籍の電算化、電子申請システムの導入などを行うとともに、地域イントラネットを活用することで、市民にわかりやすくてタイムリーな情報発信に努めます。

施策55 温暖化防止対策率先行動の推進

基本方針

地球温暖化防止対策を進めるための施策の推進が求められています。
市が省資源や省エネルギー対策などの地球温暖化対策に率先的に取り組むことにより、市民や事業者の環境問題に対する意識を高め、環境に配慮したまちをめざします。
また、計画の実効性を高めるため、環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）※の認証を取得します。

現状と課題

平成１８年度に地球温暖化の防止を図るための率先行動計画である「ごせんエコモーションプラン」を策定しました。
具体的な推進にあたっては、グリーン購入、新・省エネルギー機器の導入、低公害車の導入などは、コストもかかることから費用対効果を考慮しながら進めていく必要があります。
計画の推進にあたっては、職員の理解と意識改革を進めながら、実効性を確保することが求められることから、環境マネジメントシステムの導入を図ることが有効と考えています。

めざそう指標

指標名	算出根拠	実績値	目標値
		H18	H23
市役所の温室効果ガス※総排出量	－	(H17) 7,411.6 t	7,189.2 t
低公害車※の導入台数	低公害車の導入台数（総数）	2台	5台

取り組み項目

○環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）の認証取得
計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムの１つである「エコアクション２１」の認証を取得し、温暖化防止対策に取り組みます。
○グリーン購入指針の策定
環境にやさしい物品の購入を図るため、グリーン購入指針を策定します。
○新・省エネルギー設備の導入
低公害車の導入を進めるとともに、新たな施設整備にあたっては、新・省エネルギー設備の導入など、エネルギー削減対策を進めます。

《付属資料》

●諮問・答申

○五泉市総合計画審議会

・五泉市総合計画について（諮問）…… 137

・五泉市総合計画について（答申）…… 138

・五泉市総合計画の答申審議における意見等について（報告）…… 141

○村松地域審議会

・五泉市総合計画について（諮問）…… 145

・五泉市総合計画について（答申）…… 146

●名簿

○五泉市総合計画審議会委員名簿…… 149

○村松地域審議会委員名簿…… 150

○五泉市総合計画市民まちづくり会議委員名簿…… 151

○五泉市総合計画策定委員会名簿…… 152

●五泉市総合計画策定体制図…… 153

●五泉市総合計画策定の経過…… 154

●用語集（本文中の※印について解説）…… 156

五　企　第　３９　号
平成１９年５月１４日

五泉市総合計画審議会
会　　長　**南　　眞　二**　　様

五泉市長　五十嵐　基

五泉市総合計画について（諮問）

平成１８年１月１日、新・五泉市が誕生し、新市建設計画をまちづくりの指針として、市民の豊かな暮らしの実現に向け、効率的な行政運営を進めているところです。

さて、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法第２条の規定に基づき、五泉市総合計画を策定する必要があります。

本計画は、合併時に策定された新市建設計画を土台とし、さらに発展させた計画として、これからの新しいまちづくりの目標や方向性並びにその実現のための基本施策を示すものであり、これからの自治体経営の根幹となるものであります。

五泉市の新たなまちづくりを計画的にかつ着実に進めるため、五泉市総合計画を速やかに策定することが必要となっていることから、五泉市総合計画基本構想及び基本計画案について、貴審議会より答申をいただきたく、ここに諮問します。

平成１９年８月１０日

五泉市長　**五 十 嵐　基**　様

五泉市総合計画審議会
会　長　南　　眞　二

五泉市総合計画について（答申）

平成１９年５月１４日付け五企第３９号で、これからの五泉市の新しいまちづくりの基本指針となる「五泉市総合計画基本構想及び基本計画」の策定について、諮問を受け、慎重に審議した結果、概ね適切であると認め答申します。

なお、下記の事項に留意され、計画の実現に向けて努力されるよう要望します。

記

１.「ごせんらしさ」を実感できるまちづくりの推進

少子化が進展する中、定住人口の増加を望むことは困難なことから、交流人口の拡大による産業、観光、文化、スポーツなどの振興を図ることが求められます。

そのためには、豊かな自然、産業、歴史、文化などの地域資源を活用したまちづくりを進めるとともに、眠っている資源を掘り起こし、価値あるものに磨き上げるなど､多くの人々が「ごせんらしさ」を実感できるまちづくりに努められたい。

また、推進に当たっては、合併したという一体感を醸成する推進体制整備や事業の実施に努められたい。

２.分野を超えた横断的な取り組みの充実

各部門における課題解決は、複雑化していることから、市役所における組織の横の連携や業種を超えた団体間の連携など、分野を超えた横断的な取り組みの充実が求められています。

特に、保健・福祉・生涯学習・スポーツの連携による健康づくりの推進や農業・工業・商業・文化団体など、業種を超えた連携を図る中で、産業・観光振興施策の推進に努められたい。

また、大型プロジェクトの推進に当たっては、早期に推進方針を策定するなど、推進体制の整備に努められたい。

3.「(仮称) 産業振興センター」の整備に当たって

地域産業及び観光振興の拠点施設である「(仮称) 産業振興センター」の整備の検討に当たっては、道の駅や特産品の直売及び農産加工施設などの施設機能の充実や立地場所を慎重に検討され、賑わいのある施設整備に努められたい。また、施設運営の検討に当たっては、民間の経営ノウハウや創意工夫が発揮できるなど、効率的な経営手法を検討されたい。

4.道路・交通基盤整備の推進

交流人口の拡大及び人口の減少を抑制するためにも、道路・交通基盤の整備が課題となっています。

そのため、五泉地区及び村松地区の市街地間を結ぶ幹線道路の整備を促進されたい。特に、主要地方道新津・村松線の道路沿いの蒲原鉄道跡地の整備を促進し、合併後の一体感を具現化されたい。また、県都新潟市からのアクセス道路整備や北陸自動車道と磐越自動車道のアクセスに最短､最適な道路整備として､三条燕インターと安田インター間を繋ぐ道路整備を関係機関に働きかけ、促進を図られたい。

ＪＲとの連携により、五泉駅前と駅南の整備を一体的に進め、どちら側からも利用しやすい環境整備を促進されたい。

5.協働のまちづくりの推進

市民と行政がお互いの役割を見直し、お互いが持てる力を発揮し協力し合う市民協働によるまちづくりは重要な課題です。

そのため、本計画を市民と行政が共有し、お互いの行動指針となるよう、分かりやすく公表するとともに、市民協働のためのルールづくりや推進体制の整備に努められたい。

また、人口減少に伴い町内及び集落における地域コミュニティの活動が課題となることから、小学校学区単位を活動単位とするような新たなコミュニティ活動について検討されたい。

6.行財政改革の推進

五泉市の財政は、平成 18 年度決算で経常収支比率が 89.6％で、財政の硬直化が進んでいます。また、効率的・効果的な施策の展開や地方分権の進展に伴う地域間競争に対応するため、職員の政策形成能力の向上が求められています。

計画の推進に当たっては、財政の裏付けが求められていることから平成１９年３月に策定した集中改革プランを着実に実施し､行財政改革の推進に努められたい。

また、職員の政策形成能力の向上や人材育成を図るため、行政評価制度や人事考課制度の早期定着化を図られたい。

7.新市建設計画の推進

新市の速やかな一体感を促進し、住民福祉の向上を目的として策定した新市建設計画の着実な実施に努められたい。また、前期基本計画で計画できなかった事業については、着実な財政計画のもとで､後期基本計画において実施できるように図られたい。

８. 基本計画（原案）における記述について検討されたい事項

（１）施策：豊かな人間性と生きる力を育む教育の推進

「子どもの個性を重視」するだけでなく、「連帯と協調」を前提とした取り組みや「いきいきさ」が感じられる取り組みについて検討されたい。また、国際理解教育も大事だが、それ以上に日本語の教育に力を入れる取り組みについても検討されたい。さらに、家庭におけるしつけについても「市民等への期待」に明記することを検討されたい。

（２）施策：文化財の保護と活用の推進

文化財の後継者である青少年への継承を図るための取り組みを検討されたい。

（３）施策：ごみの減量化とリサイクルの推進

２市１町で構成する五泉地域衛生施設組合が、運営している大沢の最終処分場の容量が少なくなってきていることから、その対応について検討されたい。

（４）施策：信頼できる消防・救急体制の推進

救急車の搬送時や緊急の際の受け入れ体制整備等の病院のネットワーク化について検討されたい。

（５）施策：森林資源の利活用と保全

本市にとって、水資源は他に誇れる大切な資源であり、後世に残さなければならないものです。そのためには、森林の保全を図る必要があることから、本施策の基本方針に「水源の涵養」についての記述を検討されたい。

（６）施策指標について

指標の目標値については、段階を踏んで５年後の目標値を設定していることは理解するものの、項目によっては「０」や「100％」などのほうが妥当と思われるものがあるので、その取り扱いについて検討されたい。

平成１９年８月１０日

五泉市長　五 十 嵐　基　様

五泉市総合計画審議会
会　長　南　　眞　二

五泉市総合計画の答申審議における意見等について（報告）

平成１９年５月１４日付け五企第３９号で、これからの五泉市の新しいまちづくりの基本指針となる「五泉市総合計画基本構想及び基本計画」の策定について、慎重に審議した結果、概ね適切であると認め答申をいたしました。

答申の審議は、４回の部会と３回の全体会で慎重に審議を重ねてきたところであり、その過程で審議をしました意見を取りまとめましたのでご報告します。

なお、これらの意見は、計画の実施段階における検討材料として十分参考とされることを要望します。

記

１　子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり

情報教育に当たっては、携帯電話やインターネットによるいじめや事件などが頻発していることから、モラルの向上を図る教育の推進に努められたい。

２　ともに学び生きがいをもてるまちづくり

①　大きな大会の開催に当たっては、地域のＰＲ及び地域振興を図るため、観光施設の利用や特産品等の販売などの推進に努められたい。

②　達人バンクの登録者及び体育指導員をお茶の間サロンや健康づくり教室などへの積極的な活用を図るため、ゲームやレクリエーション、スポーツを活用した健康づくりを図るなど、生涯学習、健康福祉及び高齢福祉の施策の連携を図られたい。

③　いろいろな文化財めぐりコースの設定など、自らが文化財に触れる機会の環境の整備や慈光寺参道のスギを保護するための車規制を検討されたい。

3　一人ひとりが活躍できるまちづくり

① 障害に対する理解は、幼児・子どもからの教育が大事なことから、学校に通える環境づくりを図るとともに、教職員自身が障がい者（児）に対する理解を深める研修に積極的に取り組まれたい。

② 地場産業が不振の中、健常者でも雇用が難しい状況となっているものの、障がい者の雇用確保に向けて、行政が力となれるよう、企業などへの積極的な働きかけに取り組まれたい。

③ 障がい者の利用者負担が「応能負担」から「定率（原則１割)」負担になったことから、過度な負担増にならないよう軽減措置などの対策に努められたい。

4　安心して子育てができるまちづくり

① 本市のむし歯率が高いので、むし歯を減らす取り組みを強化されたい。

② 安心して子どもを産むことができるよう、産科医の確保について検討されたい。

5　健康で安心して暮らせるまちづくり

食育の推進に当たっては、生産者との交流を積極的に取り組まれたい。

6　安全で生活環境を守るまちづくり

① 飲料水（井戸水）の保全を図るため、大量に使用する工業用水の規制や土地開発規制などを検討されたい。

② 新エネルギーの開発及び利用を積極的に取り組まれたい。

③ 吉清水の周辺土地の確保などについて検討されたい。

④ 障がい者のための交通安全施設などのバリアフリーを推進されたい。

7　非常時に十分な対応ができるまちづくり

① 市民や事業所が参加しやすい避難訓練の実施を図られたい。

② 高齢者など災害弱者への対応（横の連携、連絡網の整備）を図られたい。

③ 保健師を活用するなど、救急救命士の女性の登用を検討されたい。

④ 災害情報の提供について、災害時にはホームページが役に立たないと思われることからラジオや公衆電話回線の利用など、その対応を検討されたい。また、防災無線の整備についても検討されたい。

⑤ 災害時には町内や集落の横のつながりと、市や民生委員の活動が大事であることから、民生委員の選出区分や委員の紹介方法について検討されたい。

⑥ 柏崎刈羽原発の五泉市へ及ぼす影響についてのシミュレーションを実施されたい。

8　青少年を地域ぐるみで育むまちづくり

① 勤労青少年ホームの利活用の見直しを図られたい。

② 家庭教育、とりわけ幼児教育や保護者に対する家庭教育の意識付けのための啓発を図られたい。

9　活力ある商工業を育むまちづくり

①　地域産業活性化のため、積極的な企業誘致活動を推進されたい。
②　高齢者から利用されやすい商店街づくりを検討されたい。

10　魅力ある農林業を育むまちづくり

①　大学などとの研究事業を今までのものではなく、新たに起こすなど、産学連携を積極的に取り組まれたい。
②　林業についても地元の建材を活用する地産地消を検討されたい。
③　地域に即した農産物の栽培による複合営農の定着化に向けた取り組みを強化されたい。

11　地域資源を活用したまちづくり

（1）複合施設（(仮称）産業振興センター）の整備の検討に当たって

①　（仮称）産業振興センター、道の駅、直売所など個々で検討するのではなく、それぞれが連携し、活動できる拠点の整備を検討されたい。
②　（仮称）産業振興センターは、施設の維持管理が問題であり、継続しなければ意味はなく、また、集客できなければ成り立たないという課題をしっかり捉え、施設の場所を選定するに当たっては、慎重に検討されたい。
③　従来のような道の駅みたいなものではなく、五泉の特産品が買えることはもちろんのこと、農産加工品施設なども検討されたい。

（2）観光の振興について

①　今までのような通過型の観光ではなく、これからの五泉市の観光の方向性を定め、みんながそこに向かっていく意識づくりを大事に進められたい。
②　横須賀市との交流事業のように、積極的に市外へ出てのＰＲ事業も取り組まれたい。
③　政令指定都市である隣の新潟市の人たちをターゲットに観光やＰＲを展開し、リピーターを増やすなどの取り組みを検討されたい。
④　観光の振興は、いろいろな分野の団体及び行政が連携して進めることが必要である。進めるに当たっては、責任の所管を明確にして取り組まれたい。
⑤　「外に向かって売っていく」という姿勢と「客から来てもらう」という２つの姿勢をしっかりと捉えて施策を展開されたい。
⑥　（仮称）産業振興センターでの特産品の販売を検討するのは大事なことだが、市内の商店街などでも販売できるよう、ニット製品の流通ルートについても検討されたい。
⑦　ニット工場などの生産過程を観光に結びつける取り組みを検討されたい。
⑧　五泉応援団の会員からの情報を活用し、経済活動につなぐことのできる施策を検討されたい。

12　一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり

①　警察と連携し、パトロールを強化するなど、不法投棄対策を強化されたい。
②　てんぷら油などのリサイクルを図られたい。
③　公共下水道の整備区域外となっている集落の生活排水対策を検討されたい。

13　快適な都市基盤を利用できるまちづくり

① 将来の村松公園について、単なる公園整備ではなく、いろいろな資源を有機的に結び付け、観光につながるような施策を検討されたい。

② 計画道路の整備や新たな道路整備、五泉駅前の駐車場スペースの確保など、具体的な推進を図るため、計画的な取り組みを検討されたい。

③ 旧ジャスコの建物の利活用や防犯対策について、行政でも検討されたい。

14　市民と行政による協働のまちづくり

① 行政情報の積極的な提供を図り、市民が審議会委員等に積極的に応募できる環境整備を図られたい。

② 行政が市民の力を引き出し「自助」と「共助」を進めるためには、行政が担う役割を明確にするとともに、その指導力の向上に努められたい。

③ 従来のように行政にばかり頼っていては、地域の発展は難しい。市民自らがまちづくりに参画するという意識改革を行うことが求められていることから、意識改革を図るための取り組みを推進されたい。

④ 行政に頼っていては規制されることが多く、思い切った取り組みができにくい。いろいろな発想で自由に行動できることから、民間で実施したほうが有効なものは多い。行政はそういった自主活動団体を後援や協賛することで、その団体や活動内容の信頼度を上げる取り組みを推進されたい。

15　効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり

① 農業、商工業、福祉など、施策を進めるに当たっては、専門性が高くなってきていることから、専門的な知識を有する職員の育成に努められたい。また、市民に夢を与え、何事にもチャレンジできる人材の育成を図られたい。

② 民間委託や人員削減など、事務の合理化・効率化に当たっては、行政サービスが低下しないよう配慮されたい。

③ 受益者負担の適正、公共施設の光熱費の節約、駐車場収入など、新たな歳入の可能性について検討されたい。

16　計画の推進に当たって（全体）

① 総合計画は、内容についてはおおむね妥当であると評価したいが、記載されているものが絵に描いた餅にならないよう着実に推進されたい。

② 五泉と村松が合併したという一体感を醸成するような取り組みや、旧五泉、旧村松がお互いのことを知り、協力し合うことで、これからの市の発展を考えていく環境づくりに努められたい。

③ 人口を増やすなど、五泉市を活性化させるため、「守りの施策」ではなく「攻めの施策」が必要である。例えば道路整備について具体的に計画書に記載することが難しくとも、市として国や県に働きかけるなど、まちを活性化させるための「攻めの施策」を展開されたい。

五支所総第８号
平成１９年５月２１日

村松地域審議会
会　　長　**茂　野　紘　一**　様

五泉市長　五十嵐　基

五泉市総合計画について（諮問）

平成１８年１月１日、新・五泉市が誕生し、新市建設計画をまちづくりの指針として、市民の豊かな暮らしの実現に向け、効率的な行政運営を進めているところです。

さて、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法第２条の規定に基づき、五泉市総合計画を策定する必要があります。

本計画は、合併時に策定された新市建設計画を土台とし、さらに発展させた計画として、これからの新しいまちづくりの目標や方向性並びにその実現のための基本施策を示すものであり、これからの自治体経営の根幹となるものであります。

五泉市の新たなまちづくりを計画的にかつ着実に進めるため、五泉市総合計画を速やかに策定することが必要となっていることから、五泉市総合計画基本構想及び基本計画案について、「地域審議会の組織及び運営に関する事項」第３条第１項に基づき答申をいただきたく、ここに諮問します。

平成１９年７月２７日

五泉市長　五十嵐　　基　様

村松地域審議会
会　長　茂野紘一

五泉市総合計画について（答申）

村松地域審議会では、平成１９年５月２１日貴職から諮問を受けました五泉市総合計画に関し、３回にわたり審議を行ってまいりました。この結果、五泉市総合計画基本構想及び基本計画案については基本的に了承し、次の意見をもって答申いたします。

記

新市建設計画を基本としたこの総合計画を実施するにあたっては、市民意識調査の結果や村松商工会女性部からの提案等にも十分配慮し、新市としての一体感の醸成と、新五泉市全体が明るく元気な街になることを目指し、各施策を着実に推進されるようお願いします。

私たち、村松地域審議会委員は、村松地域に住む新五泉市の市民として、郷土を愛する気持ちを持って新五泉市の街づくりにそれぞれの立場で参画したい、との気持ちで次の意見をとりまとめたものです。

１．「いきいきの泉水」について

計画的な学校整備の推進により市内同レベルの教育環境を整えられたい。

現役を退く団塊世代が地元へ戻りやすい環境整備を進めるとともに、その能力を有効に活用する施策の推進を図られたい。更に、アクティブシニアに起業意識を促し、地域の活性化に繋がる事業の展開を図られたい。

２．「安心の泉水」について

五泉市にとって、水資源は他に誇れる大切な資源であり、後の世代に残していかなければならないものであることから、その水資源を育む森林資源の保全に努力されたい。

市では非常時の迅速な対応と、避難施設の充実を図り、地域では自主防災の意識を高め、共に連携して取り組む体制を整えられたい。

3．「活気の泉水」について

商業、工業、農林業が個々に事業展開を進めてきたものの、全体的な活性化に至っていない閉塞感から脱却するため、異業種間の交流を深め、他業種の販売ルートも活用するなど、連携した取り組みを行える環境整備を図られたい。また、講演会、研修視察等のソフト事業を充実させ、その後の事業展開への支援も進められたい。

市内の空き店舗を活用した事業は、地域の特産、物産をすべてそろえた拠点づくりに努め、インターネット注文も受けることができるようなシステム作りを進められたい。

村松公園や慈光寺などの観光名所と、端午の武者まつりや銀杏まつりなどの行事を組み合わせた季節毎の観光ルートを創出し、観光業者との連携を図られたい。

観光資源を将来へ繋げるため、村松公園の桜の木の更新を行うとともに、幹線道路の緑地帯に桜を植え、市民の宅地も含めた市全体の樹木数を増やすことで、他にない桜を活かした街づくりを進められたい。

4．「快適の泉水」について

主要地方道新津・村松線の道路沿いの蒲原鉄道跡地を整備し、桜を植栽して五泉村松間を桜で繋ぎ、合併後の一体感を具現化されたい。そのため、建設予定の複合施設等建設事業も含めた周辺の整備計画を関係機関と協議のうえ早期にまとめ、計画実現を推進されたい。

また、北陸自動車道と磐越自動車道のアクセスに最短、最適な道路として、三条燕インターと安田インター間を繋ぐ道路整備を関係機関へ働きかけ、促進を図られたい。

ＪＲとの連携により、五泉駅前と駅南の整備を一体的に進め、どちら側からも利用しやすい環境整備を促進されたい。

街並み景観の形成については、村松地域に残る城下町の景観としての杉ぐね通りなど、地域の特性を活かした景観づくりを進められたい。

5．「基本構想・基本計画の実現のために」について

この総合計画を推進していく上で財政基盤は重要な位置を占めることから、財政健全化策を着実に進めるとともに、時代の変化を的確に捉えた財政計画を基に総合計画の各事業を確実に進められたい。

６．新市建設計画の着実な実行と新庁舎建設事業について

合併に向けて２つの市と町が目標とした新市建設計画のうち、前期基本計画で計上できなかった事業については、着実な財政計画のもとで、後期基本計画において実施できるように図られたい。とりわけ、旧市町の中間に建設を予定している新庁舎建設事業は、村松地域の市民として大いに期待していることから、後期基本計画の中で確実に具体化されたい。

以上

五泉市総合計画審議会委員名簿

（順不同・敬称略）

役職	所属部会	氏　名	分　野	団体名等
	第２部会	相田　豊	市議会議員	
	第１部会	石黒　俊雄		
	第２部会	後藤　寛		
	第１部会	星　孝子		
	第１部会	石井　紀男	商工業	五泉商業協同組合　理事
	第１部会	伊藤　隆夫		五泉商工会議所　会頭
	第１部会	桐生　友夫		五泉ニット工業協同組合　理事長
	第１部会	茂野　紘一		村松商工会　会長
	第１部会	阿部　良夫	農業	新潟みらい農業協同組合園芸連　副会長
	第１部会長	伊藤　能徳		新潟みらい農業協同組合　理事
	第１部会	木村　恭子		新潟みらい農業協同組合女性部 五泉支部長
	第１部会	桐生二三夫		村松地域認定農業者会　会長
	第２部会	荒木　快英	教育	教育委員会　委員長
	第２部会	苅部　明彦		五泉市青少年健全育成連絡会　副会長
	第２部会	佐久間淳介		社会教育委員　副会長
	第２部会	松尾　幸一		村松文化協会　会長
	第２部会	若林　秀旭		体育協会　副会長
	第２部会	歌川　祐二	福祉・健康・環境	五泉市東蒲原郡医師会　五泉班長
	第２部会長	囲　政晴		五泉市社会福祉協議会　常務理事
	第２部会	木津　輝子		民生・児童委員
	第２部会	劔　昌子		五泉市食生活改善推進委員
	第２部会	二宮　修三		精神福祉ボランティア虹の会　代表
副会長	第２部会	吉田　新平		五泉市公衆衛生協会　会長
会　長	第１部会	南　眞二	学識経験を有する者	新潟大学　教授
	第１部会	鈴木紀美子	その他市長が特に必要と認める者	村松地域審議会　副会長
	第２部会	田島　孝子		市民まちづくり会議　委員
	第１部会	山下　浩子		すてきネット五泉　事務局

※アドバイザー：新潟地域振興局　新津支局長　渡辺紳一郎　　（団体名等は委嘱時点のものです。）

村松地域審議会委員名簿

（順不同・敬称略）

役　職	氏　　名	分　　野	団体名等
	浅田　光雄	農林業団体、商工業団体	商工会役員
	川瀬　和博		農業
	柄　澤　　正		みどり森林組合課長
	佐々木克浩		商工会役員
	品　田　　勝	教育・文化・体育	文化協会事務局長
	金子トシ子		文化協会理事
	松尾　幸一		文化団体役員
	樋口　義彦		吹奏楽団団長
	梁取　静五	福祉・衛生分野	鳥獣保護員
副会長	鈴木紀美子		母の会会長
	松尾タカ子		食生活改善推進委員
	佐久間澄江		食生活改善推進委員
会　長	茂野　紘一	その他識見を有する者	前法定合併協議会委員
	桐　生　　隆		前法定合併協議会委員
	神尾すみ江		前法定合併協議会委員

（団体名等は委嘱時点のものです。）

五泉市総合計画市民まちづくり会議委員名簿

（順不同・敬称略）

役　職	氏　　名	分　　野	団体名
	関川　和男	商工業者団体	五泉商業協同組合
	土田　伸一		村松本町一商店街協同組合
	波多野　宏		五泉建設業協同組合
	八田　雅昭		五泉ニット工業協同組合
	林　聡明		五泉市咲花観光協会
	小野沢　由朗	関係機関等	五泉地域衛生施設組合
	加藤　恵利子		五泉商工会議所
	加藤　美智子		五泉市社会福祉協議会
副会長	田中　俊三		村松商工会
	高橋　博之	青年団体	五泉青年会議所
	鈴木　千鶴子	保健・福祉関係	五泉市食生活改善推進協議会
	鈴木　真由美		五泉市介護認定審査会
	田中　淳一		五泉市ボランティア連絡協議会
	山下　文子		五泉市母子保健推進員の会
	大関　洋子	教育関係	五泉小学校
	小泉　栄子		五泉文化協会
	佐藤　昌樹		山王中学校
	斎藤　和良		五泉村松ダンス連合会
	関塚　真弓		五泉中学校 PTA
	田島　孝子		体育協会
	鶴巻　誠一		村松小学校 PTA
	阿部　良夫	農業者団体	新潟みらい農業協同組合　園芸連
	亀山　公子		村松さくらドリーム
	木並　俊広		五泉地域認定農業者会
	木村　恭子		新潟みらい農業協同組合　女性部
会　長	五十嵐　哲夫	環境・交通	五泉市公衆衛生協会
	豊島　キミ子	消費者団体	五泉市消費者協会
	佐藤　法人	公募	

※アドバイザー：新潟大学助教授　馬場　健

（団体名等は委嘱時点のものです。）

五泉市総合計画策定委員会名簿

区　分	職　名	氏　名	備　考
委員長	副市長	伊藤　勝美	
副委員長	教育長	佐藤　功	
委　員	総務課長	小林　正	
〃	企画政策課長	井関　巖	
〃	財政課長	柄沢　則夫	(～ H19.3.31)
		小林　康三	(H19.4.1 ～)
〃	会計課長	小林　康三	(～ H19.3.31)
		松川　憲一	(H19.4.1 ～)
〃	税務課長	渡辺　正明	(～ H19.3.31)
		柄沢　則夫	(H19.4.1 ～)
〃	市民課長	片原　正一	
〃	環境保全課長	阿部　猛	(～ H19.3.31)
		有田　豊	(H19.4.1 ～)
〃	健康福祉課長	戸嶋　耕平	(～ H19.3.31)
		五十嵐　明	(H19.4.1 ～)
〃	高齢福祉課長	番場　幸夫	
〃	こども課長	斎藤　政雄	
〃	農林課長	塚野　清春	
〃	商工観光課長	高野　敏郎	(～ H19.3.31)
		渡辺　正明	(H19.4.1 ～)
〃	都市整備課長	五十嵐　明	(～ H19.3.31)
		阿部　猛	(H19.4.1 ～)
〃	上下水道局長	岩野　新一	
〃	議会事務局長	丸山　伸夫	
〃	監査委員事務局長	大野　広榮	
〃	農業委員会事務局長	渡辺　隆一	
〃	学校教育課長	有田　豊	(～ H19.3.31)
		高野　敏郎	(H19.4.1 ～)
〃	生涯学習課長	熊倉　文男	
〃	図書館長	斉藤　由一	
〃	学校給食センター所長	本間　正敏	(～ H19.3.31)
		豊嶋喜一郎	(H19.4.1 ～)
〃	支所長	長谷川昭志	
〃	消防長	松川　憲一	(～ H19.3.31)
		戸嶋　耕平	(H19.4.1 ～)
〃	消防本部総務課長	落合　宏一	
〃	予防課長兼消防署長	関谷　進一	(～ H19.3.31)
		林　信夫	(H19.4.1 ～)

五泉市総合計画策定体制図

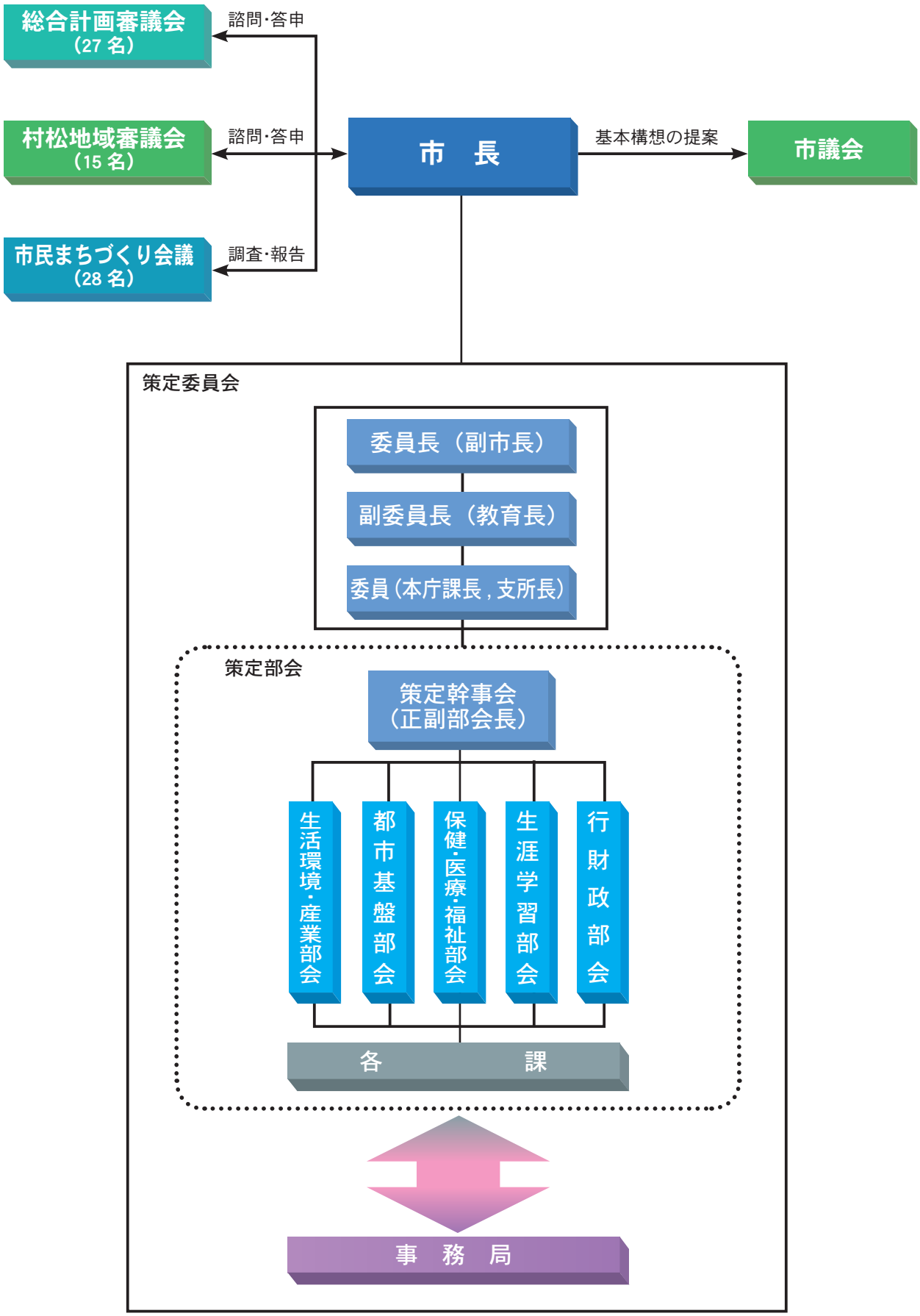

五泉市総合計画策定の経過

実施年月日		実施事項
Ｈ１８年	４月１８日	政策会議（策定方針を決定）
	６月１２日	課長会議（策定方針を説明）
	７月　７日～８日	係長研修（プロデューサー発想法）
	７月２８日～８月２１日	市民意識調査
	８月上旬～９月中旬	旧総合計画の施策の分析
	８月上旬～１１月上旬	公共施設及び財政状況分析
	８月１８日	政策会議（策定の進捗状況及び今後の取り組み協議）
	９月２０日	第１回策定部会
	１０月　６日	第２回策定部会
	１１月　６日	第１回市民まちづくり会議
	１０日	第３回策定部会
	２７日	第２回市民まちづくり会議
	１２月１８日	第３回市民まちづくり会議
	２０日	第４回策定部会
	２７日	政策会議（策定の進捗状況及び今後の取り組み協議）
Ｈ１９年	１月　９日	第１回策定委員会及び課長会議
	１１日	施策分析シート記載説明会
	１５日	第４回市民まちづくり会議
	２９日	第５回市民まちづくり会議
	２月　８日	第６回市民まちづくり会議
	１３日	第５回策定部会
	１９日	第７回市民まちづくり会議
	３月　７日	当局報告（総合計画の策定の進捗状況について）
	８日	第８回市民まちづくり会議
	２２日～２３日	施策分析シート添削結果に基づくヒヤリング
	２８日	第９回市民まちづくり会議
	５月　９日	第６回策定部会
	１０日	行財政部会
	１１日	幹事会（施策体系の最終調整）
	１４日	第１回総合計画審議会（全体会）（諮問）
	２１日	第１回村松地域審議会（諮問）
	６月１３日	当局報告（総合計画の策定の進捗状況について）
	１５日	政策会議（今後の取り組み協議）
	２０日	第２回策定委員会及び課長会議（計画原案についての調整）
	２６日	第１回総合計画審議会第１部会
	２７日	第１回総合計画審議会第２部会
	２８日～７月１８日	パブリックコメント
	２９日	第１回住民説明会（ひまわり保育園：参加人数１４人）
	７月　１日	第２回住民説明会（さくらんど会館：参加人数３５人）
	２日	第３回住民説明会（すみれ保育園：参加人数４４人）

実施年月日		実施事項
	7月　3日	第２回村松地域審議会 第４回住民説明会（こばと保育園：参加人数３８人）
	5日	第５回住民説明会（さくら保育園：参加人数３５人）
	8日	第６回住民説明会（福祉会館：参加人数３４人）
	9日	第２回総合計画審議会第１部会 第７回住民説明会（つくし保育園：参加人数３１人）
	１０日	第２回総合計画審議会第２部会
	１１日	第８回住民説明会（すもと保育園：参加人数３１人）
	１２日	第３回村松地域審議会
	１３日	第９回住民説明会（はしだ保育園：参加人数５２人）
	１７日	第３回総合計画審議会第１部会 第１０回住民説明会（かわひがし保育園：参加人数５０人）
	１８日	第３回総合計画審議会第２部会 第１１回住民説明会（ひばり保育園：参加人数３８人）
	１９日	第１２回住民説明会（大蒲原保育園：参加人数４３人）
	２０日	各界懇談会（福祉会館：２８団体）
	２３日	第４回総合計画審議会第１部会
	２４日	第４回総合計画審議会第２部会
	２５日	第１３回住民説明会（川内保育園：参加人数４５人）
	２６日	第４回村松地域審議会（答申書審議） 第１４回住民説明会（十全小学校：参加人数３０人）
	２７日	村松地域審議会正副会長　市長に答申書提出
	３１日	第２回総合計画審議会（全体会） 市議会全員協議会（計画内容の説明）
	8月１０日	第３回総合計画審議会（全体会）（答申）
	9月　5日	９月定例市議会に基本構想上程
	２１日	９月定例市議会で基本構想議決

用語集（本文中の※印について解説）

	用　語	解　説
アルファベット	ＡＥＤ	自動体外式除細動器 心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え（電気的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。２００４年７月から一般でも使用できるようになった。
	ＢＯＤ	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるために要した酸素の量を示した数値のこと。水質が悪いほど BOD の数値は高くなる。
	ＤＶ	ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や内縁関係などにある者から受ける暴力のこと。ドメスティックは本来「家庭の」という意味だが、近年では DV の概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般のことを指す場合もある。
	ＧＩＳ	地理情報システム（Geographic Information Systems）の略称で、文字や数字、画像などを地図と結びつけて、コンピュータ上に再現し、位置や場所からさまざまな情報を統合したり、分析したり、分かりやすく地図表現したりすること。
	ＩＣＴ	Information & Communication Tecknology の略。 情報通信技術を表す言葉で、日本では IT が同義語が使われているが、国際的には IT にコミュニケーションを加えた ICT が一般的に使われている。
	ＰＤＣＡサイクル	Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（見直し）のサイクルで事業の継続的改善を図ること。
	ＰＦＩ	Private Finance Initiative の略。 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金と経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る制度。
	ＳＡＲＳ	重症急性呼吸器症候群 ＳＡＲＳウイルスにより引き起こされる新型肺炎。
	ＵＪＩターン	Ｕターン、Ｊターン、Ｉターンの総称。 Ｕターン：地方部に居住していた人が、就職等により都市部に定住した後、再び元の地方部に戻って定住すること。 Ｊターン：地方部に居住していた人が、就職等により都市部に定住した後、元の地方部に戻らず、別の地方部に定住すること。 Ｉターン：都市部に居住していた人が、地方部に定住すること。
い	育児・介護休業法	育児や家族の介護を行う労働者の、職業生活と家庭生活との両立を支援する法律。
	一次医療	身近な医療機関での最初に接する医療。
	一次救急医療	身近な医療機関での最初に接する救急医療。
	イントラネット	インターネットと同様の技術を使って構築された組織内の情報通信網。電子メールなどで情報交換を行い、情報の一元化や共有化を図るもの。
え	エコファーマー	『土づくり・減化学肥料・減化学農薬』の３つの技術に一体的に取り組む農業者のこと。県で定める指針に適合する農業者を知事が認定する。
	エコライフ	私たちの日常生活が、自然や環境に影響を及ぼしているということを認識し、できるところから少しずつでも環境に配慮した生活を実施していくこと。
	ＳＬばんえつ物語号	磐越西線を走る SL ということから「ばんえつ」を、豊かな森と水に育まれた自然と人が触れあうことで生まれる「物語」と組み合わせて「SL ばんえつ物語」号と命名された。

	用　語	解　説
お	応能負担	福祉サービスを利用する際に、所得に応じて利用料を負担すること。これに対し、福祉サービスを利用する際に、所得とは関係なく一律定率で負担することを定率負担（応益負担）という。
	オゾン層	上空１０～５０ｋｍの成層圏にあるオゾンの濃度が高い部分のこと。オゾン層には、太陽光線に含まれる有害な紫外線を吸収する働きがあるため、地球上の生物を守るバリアとなっている。 しかし、近年、大気中に排出されるフロン（冷蔵庫やエアコンの冷媒、スプレーなどの噴射剤に使われる化学物質）などによりオゾン層の破壊が進行し、有害紫外線の増加による皮膚ガンや白内障の発症が増えたり、動植物の生育を阻害するなどの影響が出ている。
	温室効果ガス	平成１０年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律（略称：地球温暖化対策推進法）」において、二酸化炭素（ＣＯ２）、メタン（ＣＨ４）、一酸化二窒素（Ｎ２Ｏ）、ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）、パーフルオロカーボン（ＰＦＣ）、六ふっ化硫黄（ＳＦ６）の６種類を対象としている。なお、地球温暖化に最も大きな影響を与えているのは「二酸化炭素」で、その割合は地球全体の６割以上、日本では９割以上を占めている。
か	学童クラブ	小学校低学年の児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいられない場合、保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、保育を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的としている。
	学校評議員	校（園）長の学校運営を支援するために、学校（幼稚園）の教育活動について、学校外の立場から意見を述べる人のこと。
	合併処理浄化槽	トイレの汚水のほか、台所や風呂・洗濯水等の生活雑排水も汚水処理して河川等に放流する汚水処理浄化槽のこと。
	家庭教育学級	親が親として育つ場であり、自分の家庭における子育てや教育に活かせる内容を意図的に学習する事を目的とした研修。
	簡易水道	１０１人以上５，０００人以下を給水人口とする水道。
	環境汚染物質排出・移動登録（ＰＲＴＲ）制度	有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みのこと。
	環境マネジメントシステム（EMS）	組織が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、PDCA サイクルにより取り組んでいくための組織内の体制や手続を整えた仕組みのこと。そのマネジメントシステムとして、国際規格のＩＳＯ１４００１や環境省が定めた環境保全活動評価プログラム（エコアクション２１）がある。
	間伐	生長過程で過密となった森林に対して、本数を減らすために抜き切りをする作業のこと。「間伐」は健全で活力ある森林を育成するために必要な作業となっている。
	管網	水道管が網目状（ループ状）に布設されていること。水道の供給の安定性から、網目状配管にすることが望ましいとされている。
き	教育補助員	特別に支援の必要な子どもたちのニーズに応えて、きめ細やかな指導を行うために、担任の他に学習を支援する補助者のこと。
	共同生活介護（ケアホーム）	地域に在住する一人暮らし及びそれに準ずる知的障がい者に対して、食事・入浴等のサービスを提供するとともに、相談業務を行い、その生活が安定して継続できるよう援助する場所。
	京都議定書	１９９７年１２月京都で開催された「気候変動枠組条約第３回締結国会議（COP３）」で採択された、二酸化炭素など６つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書のこと。

	用　語	解　説
く	グリーン購入指針	購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入するための指針。
け	経常収支比率	財政構造の弾力性・流動性を示す指標で、比率が高いほど余裕財源が少なく、財政の硬直化が進んでいることを表す。75％程度が妥当とされ、８０％を超えると弾力性を失いつつあると考えられる。
	下水道雨水幹線	主として市街地内の浸水被害を防止するために雨水を排除する下水道のこと。
	建築協定	土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等の「最低の基準」にさらに一定の制限を加え、互いに守りあっていくことを「約束」し、その「約束」を県知事が認可するもの。
こ	公共職業安定所	職業安定法に基づき、都道府県労働局長の指導監督のもとに、職業紹介、職業指導、失業給付などに関する事務を行う国の行政機関。職安・職業安定所・ハローワークとも呼ばれる。
	合計特殊出生率	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数。
	耕種農家	田や畑で農作物を生産している農家。
	ごせん活き活き楽習達人バンク	日常生活や趣味など、あらゆる分野で知識・技術・経験をもって活動している人を指導者として登録する制度。
	五泉応援団	首都圏在住の五泉市出身者と、郷土の交流を深めることを目的に発足した団体。
	五泉地域衛生施設組合	五泉市、阿賀野市、阿賀町における一般廃棄物等の処理施設について、設置及び管理運営する団体。
	子育て支援センター	保護者たちの交流の場、親子で自由に過ごせる場、日頃の子育ての心配ごとや悩みについての相談、子育てに役立つ情報の収集と提供を目的として開設している。
	こどもエコクラブ	環境に関して活動する小・中学生がグループで参加しているクラブ。
	子どもの居場所づくり	子どもたちの放課後や週末に、活動場所を設けること。
	子ども守り隊	登下校時などに、子どもたちの安全・安心のため、パトロールや指導を行っている市民ボランティア。
	コミュニティバス	自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。市街地などの交通空白地帯において公共交通サービスを提供するもののほか、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などのさまざまなタイプがあり、従来の乗合バスを補う公共交通サービスとして全国的に急速に導入されている。
	コンパクトシティ	都市郊外化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとする発想。
	コンプライアンス	法令や規制、公務員倫理などの遵守。社会的秩序に反する行動や社会から非難されない行動をすること。
さ	財政力指数	標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する税収入などの自主財源の割合を示す指数。１を下回れば地方交付税の交付団体、１を上回れば不交付団体となり、指標としては三カ年間の平均値を用いる。
	三次医療	高度な専門的な医療。
	三次救急医療	高度な専門的な救急医療。
	三位一体改革	地域のニーズに応える行政サービスを地方自らの責任で実施するといった、地方分権型の新しい行政システムを構築していくことを目的として、地方税財政制度の改革で、国庫補助負担金の改革・地方交付税の改革・税源移譲を含む税源配分の見直しの三つを同時かつ一体的に行うこと。

	用　語	解　説
し	実質公債費比率	平成１８年４月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された新しい財政指標。 公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すもの。実質公債費比率が１８%以上の団体は、引き続き地方債の発行に許可を要する。また、２５%以上の団体については、実質公債費比率の区分に応じて、起債の制限を受ける。
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。
	集中改革プラン	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（Ｈ１７.３.２９総務省)」により、行政改革大綱に基づき、事務事業の再編・整理、廃止・統合、定員管理の適正化、民間委託の推進などの具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成１９年度を起点とし、平成２３年度までの取り組みを住民にわかりやすく明示した計画。
	授産施設	授産施設には、通所授産施設（以下「通所施設」）と入所授産施設（以下「入所施設」）とがあり、精神保健福祉法に定められている社会復帰施設の一つ。 通所施設は、一般就労が困難であるが、相当程度の作業能力のある精神障がい者が、専門的知識を持った職員や回復途上にある仲間と共に、それぞれの授産施設で取り組んでいる業種（作業）を通して、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とした施設。 入所施設は、通所授産施設の条件に加え、住居の確保が困難でかつ多少の支援があれば日常生活を営むことが可能な精神障がい者を対象とし、居住する場も提供している施設。
	循環型社会	環境への負荷を減らすために資源を有効に使い、破棄されるものを最小限におさえる社会のこと。
	小規模水道	３０人以上１００人以下を給水人口とする水道。
	新エネルギー	太陽光発電・太陽光利用・風力発電など、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。
す	水源かん養機能	森林には、落葉などの堆積物や土壌生物が多くすむ表土がスポンジのようになって、雨水を速やかに地中に浸透させる働きがある。この機能により雨水がゆっくりと河川に流れ、洪水や渇水が緩和されること。
	スキルアップ	技能、腕前を上げること。
せ	生活習慣病	食・運動・休養・嗜好（喫煙・飲酒）などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群の総称。以前は、「成人病」と呼ばれていたが、これは加齢だけが原因のように響くため、最大の原因である生活習慣を強調した形の「生活習慣病」という呼称に変更された。
	青少年育成センター	青少年非行防止に関係がある機関、団体、ボランティア等が参加し、青少年の健全育成を図ることを目的とした組織。
	青少年健全育成市民会議	青少年健全育成に係わる団体・機関等で組織する団体。
	石綿管	石綿繊維、セメント、硅砂を原料として作られた水道管。破損率がほかの管種よりも高いため、漏水の大きな原因となっている。現在は、製造されていない。
	先天性代謝異常	生まれつき成長に必要なホルモンが十分合成できない病気のこと。
そ	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、地域に住む市民が主役となって、自ら運営・管理をする新しいスポーツクラブのシステム。さまざまなスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの趣向・レベルに合わせて楽しむことができる。 また、地域コミュニティの形成にもつながるクラブを理想としている。

	用　　語	解　　説
た	ダイオキシン類	一般ごみ、産業廃棄物の焼却過程で非意図的に発生する物質。人の健康や生命に重大な影響を与えるおそれがある物質であると社会的に問題化されている。
	多自然型工法	破壊された自然体系の復元工法。治水上の安全性を確保しつつも生物の良好な生息環境に配慮し、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した工法のこと。
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。
	単独処理浄化槽	トイレの汚水のみを処理する汚水処理浄化槽のこと。トイレの汚水以外は未処理のまま放流されるため、２００１年４月、新設が禁止された。
ち	地域活動支援センター	障害のある人に身体機能の維持向上、社会参加と自立の促進、生活の改善を図ることを目的に機能訓練、創作的活動など各種サービスを提供する機関。
	地域包括支援センター	平成１８年４月１日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを行う組織。
	地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。
	地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。
	中核的経営体	地域農業の担い手としてリーダー的役割を担う農業者や法人のこと。
て	低公害車	排気ガス中に含まれる有害物質の量を少なくした、また、少ない燃料でたくさん走行できる「環境に配慮したクルマ」のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド車、燃料電池車などがある。
	出前講座	市職員が講師となり、市民の元へ出向いて講座を開催することによって、市政への理解を深めてもらうなど、市民の学習機会の充実をお手伝いするもの。市民がいきいきとした暮らしを送り、心豊かな家庭や活力ある地域社会づくりにつながることを目的としている。
	寺子屋事業	小学生を対象に、互いに大切にしあう人間関係の醸成及び自学自習の生活習慣の形成を目指した教室。
と	糖尿病代謝異常者	血液検査の結果、血糖値が正常よりも高い者。
	特別栽培農産物	農業の自然循環機能の維持増進を図るため、県が定めた基準の化学合成農薬（性フェロモン剤等誘引剤を除く。）の使用回数及び化学肥料の窒素成分量を５割以上節減して栽培された農産物のこと。
	特別支援学級	子どもたち一人ひとりのニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援を行うために設置される学級。
	特別児童扶養手当	知的障害または身体障害の状態にある２０歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
	特用林産物	「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類、竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称。
	都市計画区域	農林業などとの調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するため、都市計画法及びその他の法令の規則が適用される土地の区域。

	用　　語	解　　説
	都市計画道路	健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。
	都市計画マスタープラン	都市の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方や地域別の整備方針などを明確にした、都市計画の具体的な方針を示すもの
	土砂流出防備機能	森林が落葉やかん木・草などによって地表が覆われているため、雨滴の衝撃、地表水の流下による表土の浸食及び土砂の流出が防止されること。
	ドライシステム化	調理場の温度や湿度を適正に保ち、食中毒の発生や細菌の増殖を防止するため、床を濡らさないで常に乾燥した状態で調理できるように給食施設・設備の改修等を行うこと。
	鳥インフルエンザ	Ａ型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症。
な	中食（なかしょく）	外食と家庭での料理の中間にあるものとし、惣菜や弁当を買って家庭で食べること。また、惣菜や弁当などのように家庭で調理加熱することなく、そのまま食事として食べられる状態の食品のこと。
	７種類１４分別収集	【７種類】１．燃えるごみ　２．燃えないごみ　３．古紙　４．空き缶･空き瓶　５．ペットボトル　６．プラスチックごみ　７．有害ごみ 【１４分別】１．可燃物　２．不燃物　３．新聞紙　４．雑誌類　５．ダンボール　６．紙パック　７．空き缶　８．スプレー缶　９．空き瓶　１０．ペットボトル　１１．プラスチック類　１２．乾電池　１３．蛍光灯　１４．水銀体温計
に	二次医療	入院治療等が必要な医療。
	認可私立保育園	社会福祉法人等が、児童福祉法に基づく認可を受けて設立した保育園のこと。認可私立保育園における保育費用は、市が負担する。
	認定農業者	農業経営改善計画が認定された農業者。
	妊婦超音波検査	妊婦に超音波をあてて、子宮の中にいる胎児の状態を確認する検査。
の	農業経営改善支援センター	効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、それらの経営が地域の農業の相当部分を担うような農業構造の確立を目指した組織。認定農業者の育成指導や経営改善相談などを行っている。
は	パートナーシップ	行政・ＮＰＯ・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力しあうこと。
	バイオマスエネルギー	動植物などの生物体（バイオマス）内に蓄えられた有機物を利用したもので、再生可能なエネルギー。木屑や木炭などの固形燃料、メタノールなどの液体燃料、メタンガスなどの気体燃料がある。
	バイオマス資源	家畜排せつ物や生ゴミ、木屑などの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。
	パブリックコメント	行政等が政策や計画などを制定しようとするときに､広く公に（= パブリック）に､意見・情報・改善案など（= コメント）を求める手続きのこと。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者等が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策を行うこと、もしくは具体的に障害を取り除くこと。
ひ	Ｂ型肝炎抗原検査	Ｂ型肝炎に感染しているかどうかを確認する検査。

	用　　語	解　　説
ふ	ファミリーサポートセンター	安心して子育てができるよう、子育ての手助けをして欲しい人と子育ての手助けが出来る人が会員となり、地域の中でお互いに助けあっていく会員制度。 相互援助活動に関するコーディネイトやアドバイス等を行い、子育てを支援する。
	福祉のまちづくり条例	高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、多くの人が利用する公共施設（建築物や道路など）について、整備基準に適合した整備を行うことを定めた条例。
	福祉のまちづくり推進計画	高齢者や障がい者の利用頻度の高い箇所や危険性の高い箇所などを調査し、必要となる箇所や公共施設を計画的に改修、整備していくことを定めた計画。
	フッ素洗口	歯ブラシ後、フッ化物洗口剤を３０秒間ブクブクうがいする、むし歯予防の方法。
	プライマリーバランス	過去の借金（市債）の元利償還金を除く歳出（現在の行政サービスに必要な歳出）が、起債を除いた市税収入などの歳入で賄えているかどうかを示す財政収支のこと。プライマリーバランスが黒字化すると、徐々に借金が減少していく。
ほ	放課後子どもプラン	学童クラブ（厚生労働省）と放課後子ども教室推進事業（文部科学省）を一体的あるいは連携して実施する計画。学校の余裕教室等を活用し、原則として全ての小学校区で放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る。
	防犯組合連合会	五泉市と五泉村松職域防犯組合で構成し、主に次の活動を行っている。 １．街頭犯罪および侵入犯罪抑止活動 ２．高齢者を対象とした犯罪予防と広報活動 ３．少年の非行防止活動 ４．少年の薬物乱用防止対策
	母子保健推進員	お母さんと子どもの健康を守るために、妊娠・子育てで不安なことへの相談に乗る、身近な相談役。
ま	マタニティセミナー	妊娠･出産･育児に関する知識を深める教室。妊婦や父親同士の交流の場にもなっている。
	窓口のワンストップ化	各種の案内、受付、交付などのサービスを１箇所あるいは１回の手続きで提供する行政サービスのこと。
み	未利用エネルギー	河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称。
	民生・児童委員	社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、心身障がい者（児）、老人、母子世帯等、援護を必要とする人々の相談指導にあたる地域の奉仕者のこと。
	民有林	国が保有する「国有林」以外の森林のこと。民有林には、個人や会社が所有する私有林のほか、県や市町村が所有する公有林も含まれる。
む	無年金者	加入手続きを行わなかったり、加入したものの納付期間が受給要件を満たさないために、どの年金制度からも年金を受給できない者のこと。
ゆ	ユニバーサルデザイン	誰もが使いやすいように製品や施設、生活環境、都市をデザインすること。
よ	幼少年婦人防火クラブ	子どもたちと女性で構成する防火組織。火災予防の知識を身に付け、火災を出さない意識の高揚と火遊びの抑制、初期消火技術等の習得を目的としている。
	用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など１２種類がある。

	用　　語	解　　説
	要保護児童対策地域協議会	虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により組織的に対応し、当該児童の早期発見および適切な保護を図ることを目的に設置された組織。
	横須賀市衣笠地区交流	昭和初期、村松地区（旧川内村）の山間で雪崩に巻き込まれた飼い主を２度にわたって救った忠犬タマ公。タマの行為に感激した新潟県出身の横須賀市の市民らが、横須賀市内の衣笠山公園中段広場に石碑を建てた。この忠犬タマ公が取り持つ縁から、衣笠地区の住民を田植え・稲刈りなどの農業体験に招いたり、衣笠地区で開催されるタマ公慰霊祭へ参加するなどの交流が生まれた。
ら	ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・道路等の公共公益設備や電話・インターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し、現代人が日常生活を送る上で必須の諸設備の総称。
り	リサイクル	製品化された物を再資源化し、新たな製品などの原料として利用すること。
	リデュース	環境負荷や廃棄物の発生を抑制するために無駄・非効率的・必要以上な消費・生産を抑制あるいは行わないこと。
	リユース	一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること。
れ	レファレンス	日常の疑問の解明から、仕事上必要な統計･情報の調査まで、図書館の資料やデータを使って、「司書」が調べものや資料探しのお手伝いをするサービス。

古紙配合率100%の再生紙（表紙除く）と大豆油インキを使用しています。